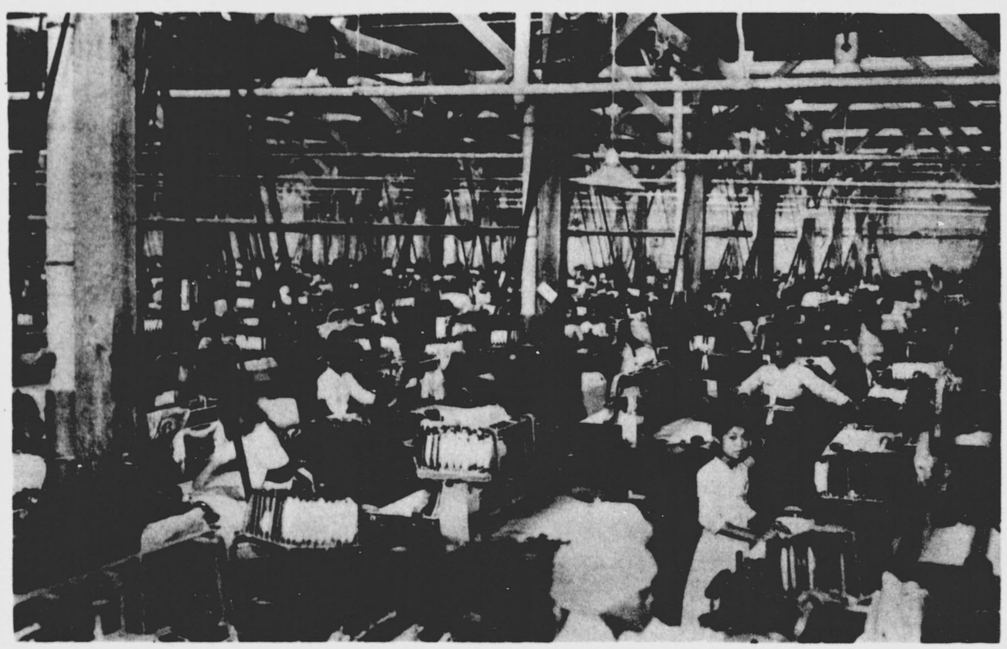

朝鮮紡織株式會社工場（釜山）

第十章　工　業

第一節　朝鮮人の工業

工業は往昔高度の發達を遂げたるここは當時の建築及陶磁器等の今猶存するものに徴するも其の一斑を窺ふに足るべし。然れども爾來次第に衰微し機業、窯業、製紙、醸造及金屬品等の小規模の工業に其の片影を留むるに過ぎず、而も技術幼稚器具亦不完全にして其の製品の見るに足るもの少く、日常必需品の大部分は之を輸移入に俟つの狀態なりしが、本府に於て夙に之が奬勵に努めたる結果、機械器具の改善、技術の進歩及産額の增加等近來漸く見るべきものあり、就中織物を始め鑄物指物類は著しく其の面目を改め、其の他新工業品の製造に指を染めんこする者漸く多きを加ふるに至れり。

1　機業　機業は朝鮮に於ける最重要なる工業なるを以て、其の改善發達を圖る爲道に機業傳習所を設け、又は主要なる産地には機業教師を置きて實地指導の任に當らしむ。

一　木綿織物　綿布は各地に産し朝鮮全土を通じて最近一箇年の産額千三百餘萬圓に達し、内六百萬圓は(昭和六年)農家婦女子の副業的産物にして、棉花を手紡し居坐機にて製織する平織白木綿の粗なるものなり。近來紡績綿絲を用ゐバッタン織機又は足踏織機を以て製織するもの漸次增加し、又相當規模の工場を經營するものあるに至れり。

二　絹織物　慶北、平南、咸南、全南、平北を主産地とす。多くは明紬と稱する平絹の類にして平安南道成川、德川、平安北道泰川、寧邊、熙川、咸鏡南道永興等の紬最も名あり、織り上げの後灰汁を以て精練し染色を施して衣料に供す。一箇年の產額約六十四萬餘反に達す。

三　麻織物　咸鏡南道、慶尙南北道、全羅南北道、江原道、平安北道、忠淸南道等に產出最も多く、重要なる產物の一なり。白無地にして麻を淸水に浸し日光に晒して天然漂泊を行ひ、纖維を割きて細絲となし、居坐機を以て製織し、夏の衣料、喪服、帆、袋及雜用に用う。全鮮產出額苧布、麻布を合せて三百六十三萬餘反に達せり。最近工場組織を以て紡績麻絲の製麻布を製織するものあるも未だ盛ならず。

ロ　窯業　高麗時代隆盛を極めし窯業も時勢の變遷と共に衰微して殆ど見るべきものなく、唯各地に於て極めて粗惡なる日用品の製造を見るのみなりしが、近時漸く復興の曙光を見るに至れり。元來朝鮮には陶磁器の原料頗る豐富にして慶尙南道の河東、山淸、固城の各郡及黃海道海州郡に高嶺土、平安南道の大同郡、黃海道の遂安郡、江原道の楊口郡、慶尙北道の靑松、慶山二郡に磁土、咸鏡北道の會寧、鏡城、明川、城津の各郡に耐火粘土を產出するが如きは實に斯業の天惠にして、此の外長石、珪石の產地亦乏しからず。

ハ　製紙業　製紙は朝鮮工業中有望なるものの一なり。慶尙北道慶州、慶尙南道三嘉、陜川、全羅北道全州には之に從事する者多く、產額亦尠からず。原料は總て楮を用う。由來朝鮮人の製紙方法は頗る簡易にして張板を用ゐず。晴天の日河岸に於て漉晒抄製し河原又は溫突にて乾燥したるが、漸次改善せられ品質亦向上しつつあり。其の產出額一箇年約二百四十三萬餘圓にして、高麗紙と稱し大部分は朝鮮に於て消費せらるるも窓紙用、衣服中入用、包裝用、其の他雨傘、團扇、合羽用として支那に輸出せらるるもの每年十三萬圓內外あり、近來和洋紙の需要增加するに從ひ工場組織を以て其の製造に從事するものあるに至れり。

ニ　金屬品　朝鮮人は古來眞鍮製の食器、金盥、火鉢、便器等を使用するを以て其の製作に從事する者各處に多し。鐵器類は鍋、釜及農具を主要なるものとし、就中釜は堅牢を以て名あり。近年機械類の製造を爲すものあるに至れるも未だ盛ならず、婦人の裝飾品たる指輪、笄、簪等の銀又は眞鍮製品は各所に製作せらるるも加工彫刻の見るべきもの少し。

ホ　雜工品

一　莞草筵　朝鮮の特產物にして京畿道江華、全羅南道寶城、咸平、慶尙北道金泉、軍威等に多く產し、無地織、雲鶴模樣、福、囍等の文字を織出せるものあり、又近來內地人に於て各種の筵席及疊表莞草芯を利用し「スリッパ」を製造し輪移出を爲すに至れり。

二　木竹細工　竹細工は概して巧妙にして全羅南道潭陽、靈巖及羅州の竹器、竹櫛、簾等最も名あり。木工品は櫃、簞笥、漆器等あるも就中慶尙南道統營地方及京城に於ける螺鈿漆器は其の雅致推賞するに足るものあり。

ヘ　醸造業　朝鮮人の飲用する酒類は藥酒、濁酒、白酒、燒酎、過夏酒、梨醋酒、甘紅露、松筍酒等種類多しと雖も藥酒、白酒、濁酒、燒酎、過夏酒は其の主要なるものにして需要多く、從て醸造高も各種を通じて五千餘萬餘圓に上るべし。

一　藥酒　小麥麴、糯米、粳米等を混合して醸造したるものにして、他酒に比し品質良好なり。黄海道以南殊に京城附近に於て汎く飲用せられ、酒中の殘こして宴會、祭日等に於ける必須のものこせらるる。其の優良のものは果實酒に類する味を有し、酒精分十乃至二十パーセントを含み帶黄赤色を呈す。然れども耐久性なく、貯藏し難きを以て多くは冬期用酒こして醸造せらる。

二　濁酒　小麥粉及粗麴を蒸し又は煮たる糯米、粳米に水を加へ醸造せるものを揉潰して濾過せる白濁液にして、一般下層社會の嗜飲料こして需要頗る多し。腐敗し易きを以て四季を通じて醸造す。

三　燒酎　小麥、粗麴、粳米、糯米及黍等を以て醸造せるものにして各地に於て飲用せらる。酒精度比較的低く三十度内外を普通こし、北方に到るに從ひ其の度を增し五十度に達するものあり、最近會社組織により本品の製造を爲すものあるに至れり。

四　白酒　藥酒こ濁酒の混成物にして、之に水を混じて稀薄こなしたるものなり。

五　過夏酒　小麥麴、麥芽、糯、燒酎を加味して醸造せるものにして、恰も内地の味淋に似たり其の酒精分は十乃至十八パーセントにして他酒に比し飲用量多からず。

六　其の他　紅酒、甘紅露、梨醋酒等の諸酒は孰れも燒酎を基こし之に糖蜜類を加味したる混成酒に過ぎず。

第二節　内地人の工業

内地人經營の工業は未だ大成の域に達せざるも漸次堅實なる氣運に向ひ、精米、鐵工、煉瓦、瓦製造、醸造、電氣、製材、製革業等を其の主なるものこし、近來製粉、製糖、パルプ製紙、紡績、セメント、陶磁器、燐寸、製鐵等大規模の組織を以て經營する者あるに至れり。

イ　精米業　朝鮮人の收穫米は籾の儘にて賣買せられ、稀に食用こして白米の賣買せらるるものあるも、籾より直に精白したる一種の中白米に過ぎず、然るに籾は輸移出に不便多く、中白米は内地人の口に適せざるのみならず、滿洲方面に對しては精米の輸出を利益こするを以て京城、仁川、木浦、群山、釜山、平壤等の主要地に於ては内地人にして籾摺業或は同業を兼ねたる精米業を營む者多し。

ロ　鐵工業　朝鮮に於ては從來鍛冶職の傍ら小道具の製造諸機械の修繕を營むに過ぎずして機械を應用し、大規模の工場を經營せる者甚だ少かりしも、農業、鑛山業の勃興に伴ひ農具、鑛山用機械の需用を喚起し、延いて斯業の發展を促したり。且つ朝鮮人の勞銀低廉なるを以て其の前途極めて有望なり。

ハ　窯業　朝鮮人は近時日用の金屬器を漸次陶磁器に代ふるの傾向あり、加ふるに朝鮮は優良なる陶土に富むを以て内地人玆に着眼し、各所に窯業の勃興を見るに至れり。釜山牧之島に於ける日本硬質陶器株式會社は其の尤なるものにして、海外輸出向品の製造を目的こせり。其の外古雅なる高麗燒を復

興して內地人の嗜好に充てんとするものあり、又全羅南道、黃海道海岸及其の附近島嶼は珪砂の存在豐富なるが、此等は皆內地に移出せられて硝子製造の原料に供せらる。

ニ　煉瓦及瓦製造　全土到る處原料に富み、各刑務所に於て煉瓦土管製造の經營せらるるものの外全鮮主要都邑に於て內地人の經營せるもの多く、建築業の進歩と共に有望なる一事業なりとす。

ホ　セメント業　朝鮮に於けるセメントの需要は逐年增加せるも、之が供給は從來內地及滿洲に仰ぎたりしが小野田セメント株式會社は平安南道江東郡勝湖里附近に於て石灰石及粘土等の諸原料を豐富に包藏せるに着眼し、大正八年工場設備を竣へ事業を開始し、更に昭和三年に於て咸鏡南道文川郡川內里に工場を設け事業を開始せるに至れり。其の一箇年の生產高二百六十一萬餘甌に達し、鮮內需要に應ずるの外支那方面に輸出するに至れり。

ヘ　醸造業　內地人の移住と共に清酒の需要激增し、近時內地人の各地に於て清酒醸造に從事する者頗る多く、殊に京城、仁川、釜山、平壤、馬山等に於ては大規模の設備によりて經營する者尠からず、由來朝鮮は原料の安價に加ふるに賃銀低廉にして、且腐敗の虞少なく販路亦廣汎にして夏期容易なるを以て、研究改良を加ふれば酒造業は前途有望と認めらる。內地人向酒類の醸造高は清酒の六萬八千餘石、燒酎の九萬三千餘石を最とし、其の他濁酒及味淋等を合せ總計二十三萬餘石なり。

ト　醬油味噌製造業　原料は豐富にして而も低廉なるを以て近時漸く隆盛となり、內地移入品を防遏するに至り、殊に醬油は近來京城、仁川、釜山、平壤、大田等に於て內地品に劣らざる良品を醸出す。

該業の前途亦有望なり。

チ　製糖業　朝鮮には從來砂糖の生產なかりしも、勸業模範場其の他に於て試驗の結果平安南道及黃海道の甜菜栽培に適せるを認めたるより、曩に朝鮮製糖株式會社の成立を見、次で同社は大日本製糖株式會社と合併して大正九年製糖工場を平壤に設け、平安南道、黃海道に亙りて原料甜菜を栽培し每年十一月より二月の間に於て製造に從事し、其の他の時期に於ては臺灣、爪哇より粗糖を輸入し精糖を製造し、兩者生產を合し年額約三萬餘噸に達す。

リ　電氣事業　曾て米國人の經營に依り京城、龍山間の電車及電燈事業を營みたる韓美電氣會社は其の後龍山に日韓瓦斯會社設立せられ、京城、龍山間の瓦斯事業を經營するに及び明治四十二年八月同社の買收する所となり、電氣及瓦斯事業は其の獨占に歸せり。是れ卽ち現今の京城電氣株式會社なりとす。其の他各地方の主なる都市に會社組織を以て電氣事業を開始するもの漸く增加するに至れり。

ヌ　製材業　交通機關の整備に伴ひ各地著しく建築事業旺盛となり、一面造船業の發達は益用材の需要を喚起し、從來朝鮮に於ける需要の大半は內地材、北海道材の占むる所なりしが、近來材質優良にして價格低廉なる鴨綠江材に壓倒せらるるに至り、益斯業の隆盛を來し前途最も有望なり。

ル　パルプ業　朝鮮に於てパルプ製造業を經營する王子製紙株式會社朝鮮分社は平安北道新義州に在りて鴨綠江上流の木材を原料とし、サルファイドパルプを製造し、工場動力三千四百馬力、一箇年製造能力パルプ二千六百瓲及洋紙一千九百八十萬斤に達し、製品は概ね內地に移出せらる。

ヲ　製革業　從來朝鮮に於ては大規模の製革業を營む者なかりしが内地に於て皮革の需要增加せるこ朝鮮に於て原料牛皮の豐富なるこは斯業の勃興を促し、明治四十四年九月永登浦に朝鮮皮革株式會社設立せられ、五十萬圓の資本を以て百五十馬力の機關を具へ、軍需皮革、クローム革、靴底革の製造販賣を主こし、其の他靴及諸革具、調帶類の製造販賣を營みつつあり、又忠淸南道大田に大田皮革株式會社あり、設備未だ大規模ならざるも年々堅實なる發展を遂げ前途頗る有望なり。

ワ　石鹼製造業　從來化粧及洗濯石鹼は殆ご輸移入品なりしが近來漸次需要を增加し、加ふるに朝鮮は一面豐富なる原料を抱容するを以て京城、釜山、平壤等に於て盛に製造せられつつあるが、就中洗濯石鹼は鮮人間の需要を增し將來有望の事業なり。

カ　繰綿業　全羅南道を主こし、南鮮各道に於て陸地棉の栽培奬勵せらるるこ共に原棉の產出額增加したる爲規模大なる繰綿工場の各地に於て企畫せらるるもの頗る多く、特に木浦は斯業の中心地こして殷盛を極め、米の群山に對し棉の木浦の名あり。

ヨ　紡織業　從來朝鮮に於ては大規模の紡織業を營む者なかりしが大正十一年釜山に朝鮮紡織株式會社の事業開始せられ、現に資本金五百萬圓全額拂込濟を以て紡機三萬一千六百、織機千五十二臺を備へ綿布の製造販賣を營み、一箇年の生產能力五萬梱に達す。此の外京城に京城紡織株式會社、木浦に朝鮮棉花株式會社あり、其の規模必ずしも大なりこ謂ふこご能はずこ雖も何れも堅實なる發展を示しつつあり。

第三節　中央試驗所

中央試驗所は明治四十五年總督府に於て之を創設し、其の業務を化學工業、染織、窯業の三部に分ち朝鮮に於ける工業の進步に必要なる諸般の調査試驗に從事し、併て一般の依賴に係る此等事項の試驗、分析、鑑定を施行し、又地方廳或は當業者の請求に應じ各地に職員を派遣して產業の指導啓發に努むる外昭和七年度より平安南道に於ては平壤に工業試驗所を設置し一層試驗、研究の充實を期しつつあり。

第四節　工業奬勵

篤志者にして工業傳習事業を企畫する者又は有益なる工業を經營するも事業創始の際收支償ふ能はざる者に對しては總督府又は地方廳は金品を補助し、以て工業の發達に勗めつつあり、又曩に併合の際朝鮮人授產の爲下賜せられたる恩賜金の利子の一部を以て從來一般に副業こして行はるる機業、製紙業等の改良を計り、最近に於ては機業及製紙の外陶器等の共同作業場の設置を勸奬し之に對し補助金を交付し或は從來全く存せざるも將來有望なる副業たるべき繩叭製造等の技術を傳習せしむる爲三箇月乃至六箇月の短期を以て習業し得べき工業の傳習所を各地に設け、又は實地指導を爲す爲巡回敎師を置く等各種の方法を講じて手工業の改良發達を圖りつつあり。

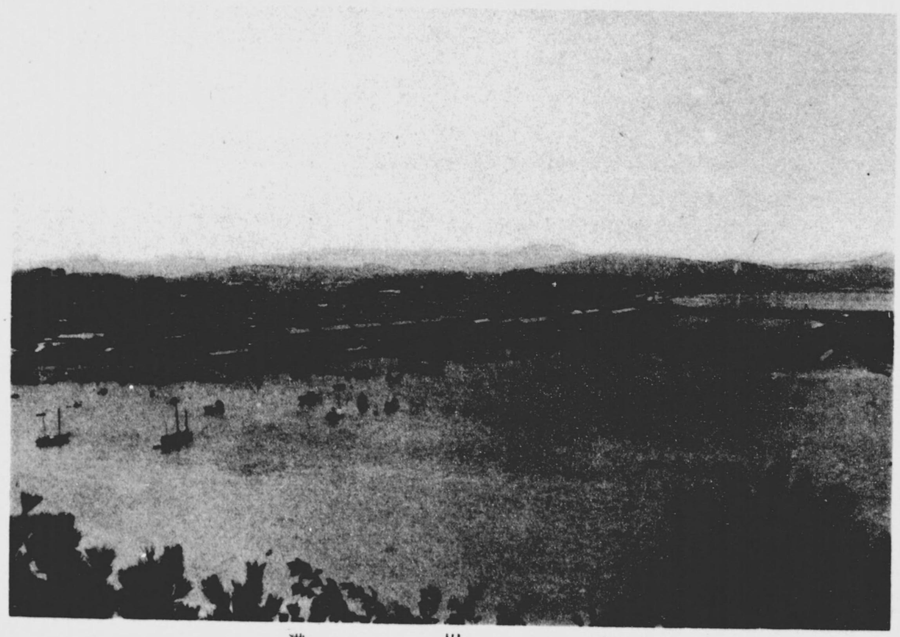

仁川港

塘基港全景

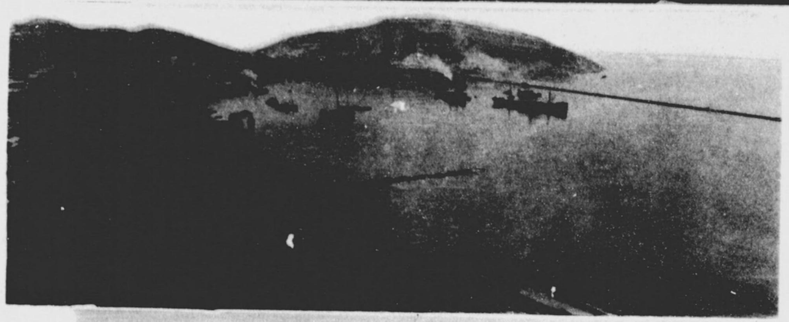

濟津港全景

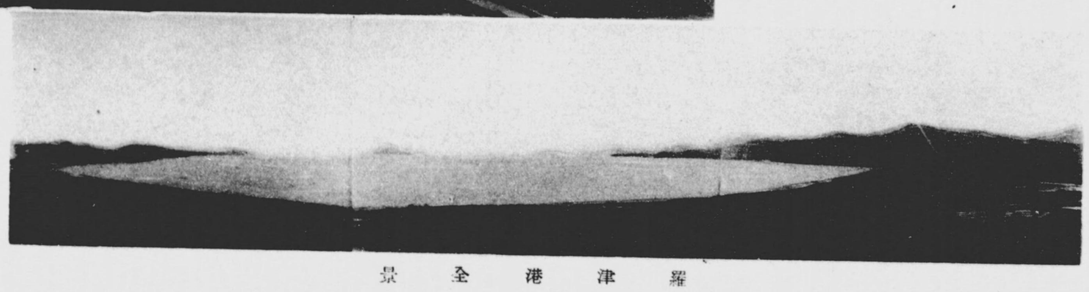

羅津港全景

第十一章　貿　易

貿易は併合後政府の産業上に於ける諸般の施設と民間企業の勃興とに因り漸次增進の趨勢を示し、殊に歐洲戰亂以來急激の伸暢を示したるも晩近物價の急落と世界下況の深刻化とに因り著しく減縮するに至れり。

第一節　國別貿易

貿易の相手國は廣く世界の各方面に亙れるも內地との關係最密接となす。今昭和六年の貨物貿易額を觀るに輸移出貿易の九割五分及輸移入貿易の八割は內地朝鮮間の貿易に屬し、外國貿易は輸出五分、輸入二割に過ぎず。又諸外國中主要なるものは輸出に在りては支那にして輸入に在りては支那、北米合衆國、蘭領印度、英吉利、英領印度、獨逸等の順位なり。

主要通商國貿易價額國別

(一)　輸　移　出

年	內地	支那	露領亞細亞	其の他諸國	通計
	千円	千円	千円	千円	千円
昭和五年	二四〇、六九四	二四、五七七	二七	一、二四九	二六六、五四七
同六年	二四九、〇二六	一二、〇八六	二二	六六二	二六一、七九八
同七年九月迄	一七九、六三五	一九、九〇八	二九	五三四	二〇〇、一〇八

（二）輸移入

年	内地	支那	英領印度	佛領印度	露領支那	亞細亞	暹羅	英吉利	獨逸	北米合衆國	其の他諸國	通計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
昭和五年	二七八、一四四	六〇、九四四	二、二一九	四、八四八	二、八二八	一、〇〇四	九三四	二、四六一	一、七一〇	八、六一三	三、二七三	三六七、〇四八
同　六年	二二七、七七〇	五九、三〇七	一、四八七	三五	二六二	二四	一、三一三	一、三一二	四、三五二	三、八五三	二七〇、四六六
同　七年九月迄	一八四、二四二	三五、六三	三八二	一五三	八二九	一八七	一、二五七	六七六	四、七七三	四、九二九	二三三、二一九

備考　昭和六年對内地移出の增進せるは米、石炭、木材等の出增に因り、對支輸出の減少は紅蔘、砂糖を首め大部分の不振に基く、對内地移入の減少は綿織物、肥料、機械、米、絹織物等の入減に因り、支那よりの輸入減退せるは粟、豆粕、麻布、石炭等不振に因り、又米國より輸入の減少せるは機械、葉煙草の不況なりしに因る。

第二節　港別貿易

朝鮮に於ける開港は仁川、釜山、新義州、元山、鎭南浦、群山、木浦、清津、雄基、城津、龍巖浦の十一港にして、京城、大邱、平壤には稅關支署を置きて開港及陸接國境地方より保稅運送に依る貨物の輸移出入を取扱ひ、又陸接國境地方には稅關支署又は出張所ありて主として輸出入貨物を取扱ひ、更に大正十二年四月移入稅の大部分撤廢せらるるに共に一部移入稅殘存の貨物其の他の移出入手續の爲に指定港を設け稅關出張所を置けり。而して其各地の貿易額は釜山港第一位を占め仁川港之に亞ぐ。此の兩港は實に朝鮮の二大關門にして釜山港は内地朝鮮間貿易の樞要となり、仁川港は支那其の他歐米諸外國貿易の中心となれり。其の他輸移出に在りては鎭南浦、群山、木浦、新義州、京城、鎭南浦、元山、群山、平壤等を主なるものとなす。

貿易額港別

港	輸移出 昭和六年	輸移出 昭和七年九月迄	輸移入 昭和六年	輸移入 昭和七年九月迄
	千円	千円	千円	千円
仁川	三八、五二四	二七、一四七	五一、六二七	四三、一六四
京城	三一三	八三二	一四、七四六	一一、八二四
群山	三〇、四九六	二〇、七二二	九、三九七	八、三一〇
元山	三、五七七	二、六三〇	一一、二六〇	九、四六二
城津	二、一四〇	一、二五七	一、九七二	二、三三一
清津	六、七一八	五、九〇七	六、七六二	八、二五六
雄基	一、八六八	一、一一七	一、八一五	一、六六一
會寧	一六二	四〇九	六六九	五九六
釜山	八二、三五二	五三、五三一	九〇、五七一	七三、四七一
木浦	一五、四五七	一〇、三三一	七、五八四	五、九四一
大邱	二九	五二	二、〇四五	一、六六七
馬山及鎭海	六、八六一	三、八七二	二、七八〇	二、〇二三
新義州	八、二一七	一四、八六六	二五、四九二	二九、六一五
龍岩浦	一、六一八	一、一一九	一、二二六	九六一

港		昭和六年	昭和七年九月迄
鎭南浦	輸出	三九、九五五千円	三〇、二二六千円
	輸入	一、九三〇	一、七二一
平壤	輸出	二一、五八一	二四、三六九
	輸入	二六一、七九八	二〇〇、一〇八
其他	輸出		
	輸入		
合計	輸出		
	輸入		

第三節　輸移出重要品

輸移出品は農產物鑛產物及水產物を主とし、就中米、大豆、魚類は實に三大貿易品たり。其の他生糸、肥料、鐵、棉花、砂糖、繭、牛皮、金鑛、鐵鑛、石炭、生牛、魚油等は何れも重要なる輸移出品にして最近に於ては海苔の增加亦顯著なり。

輸移出重要品價額

品名	昭和六年	昭和七年九月迄
米	一三八、四八七千円	九四、八〇四千円
大豆	一三、八〇七	一〇、一〇四
鮮、乾鹽魚	九、八四五	七、一四〇
海苔	二、一二四	一、八七六
繭	八八〇	七、二六七
生糸	一、五五三	四五〇
黑鉛	一二、〇一五	一、五四二
石炭	六八三	八三四
金鑛	三、〇六四	八八七
鐵鑛	一、一〇五	
	一、一九七	

品名	昭和六年	昭和七年九月迄
砂糖	二、六四九千円	一、九八九千円
牛皮	一、三九一	九三五
魚油	一、四三六	七六九
綿	二、六〇八	一、二〇〇
鐵	三、二四〇	三、九八八
牛	二、七九三	二、一一四
洋紙	三、二五七	一、九八三
木材	二、二三二	一、八二四
肥料	八、四六一	一三、一五二

第四節　輸移入重要品

產業は農業を主とし、工業は尙幼稚なるを以て輸移入品は多く工業製造品に屬し、就中綿織物は實に輸移入貿易品の大宗たり。其の他菜、砂糖、繰綿及打綿、綿絲、絹織物、毛織物、紙、小麥粉、鐵、機械、石炭、木材、肥料等之に亞ぎ、輓近企業の發達に伴ひ各種原料品の輸移入益增進の趨勢を示せり。

輸移入重要品價額

品名	昭和六年	昭和七年九月迄
米	九三〇千円	一、三九二千円
粟	七、九三一	一四、三九七
大豆	二、四二九	一、二三七
小麥粉	三、八〇四	三、〇二一
砂糖	五、六四〇千円	五、五四三千円
清酒	一、一一九	六三四
麥酒	一、七二七	一、七〇五
鹽	一、四三七	一、八〇一

品名	昭和六年	昭和七年九月迄
煙草	一、五六〇千円	七六九千円
揮發油	三、八八九	三、三〇四
燈油	二、八一七	四、二四〇
燐寸	一、三一二	一、一〇一
繰綿及打綿	四、六八一	四、三二一
綿織糸	四、二九四	四、七三〇
柞蠶生糸	七、一五一	四、三七六
綿織物	二三、七八八	二〇、四〇七
支那麻布	二、三五三	一、二〇三
毛織物	四、七九九	四、八二二

第五節　貿易船舶

開港に於ける貿易船舶の入出船は歐洲戰亂中船腹不足の爲幾分減退を示せしも休戰後漸次回復し來れり而して此等貿易船舶の大部分は日本船にして主として内地朝鮮間の貿易に從ひ外國船は極めて僅少にして其の大部分は支那戎克とす。

貿易船舶入港

品名	昭和六年	昭和七年九月迄
絹織物	一〇、六一四千円	八、四六五千円
護謨靴	一、五九九	九五九
紙類	五、八一六	四、七九九
石炭	八、五二一	五、一九九
セメント	一、七二五	一、六六九
陶磁器	二、〇八〇	一、五四四
鐵	一一、八四六	一一、五九九
機械類	九、三八九	六、三七三
木材	四、八七九	三、三一七
肥料	八、六三二	七、一〇八

年	隻數 汽船	隻數 帆船	隻數 合計	噸數 汽船	噸數 帆船	噸數 合計
	隻	隻	隻	千噸	千噸	千噸
昭和五年	二、二六〇	一七、三三四	二八、五九四	九、九六九	二〇六	一〇、一七六
昭和六年	一三、一六四	一八、二〇五	三〇、三六九	一〇、六八〇	二四五	一〇、九二五
昭和七年九月迄	九、六〇八	一三、五九五	三三、二〇三	八、四三六	一六九	八、五九六

砂防造林初年（京城清雲洞）

砂防造林八年目（同　所）

鴨綠江上流の森林

第十二章　林　業

林野の總面積は約一千六百四十九萬町歩を算し全土の七割四分強を占むるに拘らず、古來林政不備にして封山の如き特殊の保護林を除くの外は公山と稱し一般人民の自由樵採に委して顧みざりしを以て、到る處濫伐を肆にし、或は火田を起し或は急斜地を開墾し、其の大部分は荒廢に歸して僅に陵園墓附屬の地及鴨綠、豆滿兩江の流域等に於て林相を保ちしに過ぎず、其の結果延て產業の發達を妨げ、國土の保安を害すること甚しかりき。茲に於て舊韓國政府は明治四十一年森林法を發布し山野の保護整理增殖を圖り、次で同四十四年六月總督府は新に森林令を布き、從來の森林法を廢して國土の保安、危害の防止、水源の涵養、公衆衞生及魚附又は風致上必要ありと認むるものは之を保安林に編入して自由の施業を爲すことを得ざらしめ、又永年禁養林讓與の途を開き以て愛林の美風を助長するに努め、或は造林貸付の制度を設けて造林事業促進の策を講ぜり。

林相別面積　昭和五年十二月末現在

立木地	一〇、五四五千町	無立木地	三、〇一〇千町
散生地	二、九三三千町	合計	一六、四八八千町

第一節　森林保護

國有林野の保護に關しては明治四十五年五月總督府令を以て國有森林山野保護規則を制定し、地方長官

をして其の保護の責任者たらしむると共に特に保護の急を要する京畿外八道の重要林野十六箇所に保護區を設け、山林監守及山林監守補を配置し、次で大正二年九月保護の必要ある十二箇所の森林に對し山林監視所を新設し、專ら國有林野の保護取締に當らしめ、漸次之を增設し總督府直屬要存豫定林野約三百八萬町歩中約百七十五萬町歩の區域に對し六十五箇所の森林保護區（內五箇所は山林課出張所長兼務の保護區なり）及十二箇所の山林監視所を設けたり。而して同八年度には從來の山林監守、山林監守補に代ふるに道森林主事及森林監守を以てし、同時に森林主事に對しては刑事令に依り司法警察權を付與せられたるも、森林監守は元來司法權を有せざる爲保安取締上遺憾とする所あるを以て、同十年八月總督府令を以て該制度に刷新を加へ、從來の森林監守全部を森林主事に改め、以て保護の實を擧ぐるに努め、其の他の要存豫定林野約百十九萬町歩の區域に對しては從來の如く一般警察官憲をして保護取締の任に當らしめ、又營林廠管內要存豫定林野約二百十一萬町歩の區域に對しては同九年十月六十箇所の森林保護區を設け、營林廠森林主事を配置して道森林主事と同樣司法警察權を附し以て森林保護の成績を擧ぐるに努め來れり。然るに同十五年六月林制改革に伴ひ從來の山林課出張所及營林廠を廢して新に三十六箇所の營林署を設置し、營林機關の系統を正し、更に昭和四年十一月之を十九箇所に廢合し、百四十二箇所の森林保護區を配置せしめ昭和七年八月には從來の十九營林署中八營林署を廢し各其の所轄國有林野を道に移管し（廢止營林署中北靑營林署所轄林野の一部は慶山鎭營林署に移管せり）之に六十二箇所の道森林保護區を配屬せしめ十一營林署に對しては八十四箇所の營林署森林保護區を配置し（八十四箇所の保護區中七箇所は北鮮開拓事業の開始に伴ひ昭和七年九月增設せるものなり）營林業績の刷新向上を計ると共に漸次保護機能の充實を期することゝせり。尙森林令に於ては地元住民に對し其の連帶の責任を以て國有林野の保護を命じ報償として之に林產物の一部を讓與することを得るの制を設け、大正三年一月以降之を實施して昭和七年十月末日現在に於て其の箇所數六百二十區域面積二百九十二萬町歩に上れり。尙北鮮地方中鴨、豆兩江の上流地帶に於ける要存豫定林野は鮮內隨一の密林地帶を包藏するに拘らず、近時保護機關手薄なるに乘じ火田民の跋扈甚しく廣大なる美林を燒燼し逐年森林の荒廢を來せるが、曩に北鮮開拓事業計畫の樹立に伴ひ昭和七年度以降十五箇年間に保護機關を擴充すると共に現住火田民に付ては極力善導定着を策し、以て森林の保護整備を期することゝし昭和七年度に於ては營林署に森林保護區七箇所を增設せるの外、森林主事八名及森林主事補百八十七名を增配し且各關係營林署に屬以下の監督職員を置き保護取締の周密徹底を期するに努めつつあり。

第二節　殖林事業

明治四十年以降國費を以て京城附近其の他に模範造林を行ふと同時に一般に種苗の無償下付を爲し、地方費及恩賜金經營に關する苗圃に於ても苗木の下付を行ひ、尙各道に於て地方費面等に於て模範造林を實行し、又一面に於て國有林野の內存置を要せざる部分は民間に造林貸付を爲し、事業成功の後無償にて讓與し得ることゝし、大に造林の奬勵を行ひたる結果、民間に於ける殖林事業は輓近異數の發達を遂げ、各地に大小の企業家簇出し、內地及朝鮮の會社若は富豪等にして大規模の造林を行ひ又企畫するも

の逐年多きを加ふるに至れり。蓋し林野は一般に荒廢せるも地質林木の生育に適し、且造林用樹種の多種にして寒帶より温帶に亙りて生ずる七百種の樹木中喬木に屬するもののみにても針葉樹十九種、濶葉樹百三十餘種の外竹類三種あり。又人夫賃比較的低廉にして造林費を輕減し得、而も貸付を受け得べき林野は各地に散在し、加ふるに朝鮮各地共木材の高價なるこ同時に木材の大消費國たる支那に近接せる等殖林事業の將來頗る有望なり。

林野副産物は多種にして其の用途極めて廣し。其の主要なるものは樹實類に於ては栗、胡桃、松の實、銀杏等、樹皮類に於てはハギ、シナノキ、ナラ、カシワ、アベマキ等にして皆相當の生産額あり。又漆樹は殆ご全土に亙りて生育に適し漆液の品質も亦内地上等品こ伯仲の間に在り、且採漆容易なるこ勞銀比較的低廉なるこの爲漆業亦漸く勃興の機運に向ひつつあり。椎茸、五倍子、染料楓葉等も相當の生産額を有せり。

イ　官公營苗圃事業　官公營苗圃は明治四十三年度に於ては十一箇所、面積六十二町歩を設置せしが昭和六年度末には其の數四百十七箇所、此の面積百八十四萬二千平方米に達せり。

ロ　私營苗圃事業　官公營苗圃の養苗數漸次增加せるも、殖林事業の發展は其の産苗數の配付のみを以て之を充すこご能はざるを以て各所に私營苗圃の開設を奬勵し、爾來漸次其の盛況を見るに至り、生産成苗數は明治四十三年度には五百四萬餘本に過ぎざりしも、昭和五年度には二億六千九百六十四萬本に上り、過去二十餘年間に於て約五十四倍に達せり。又既往に於ける私營養苗は概ね小規模のもの多かりしも、近年は殖林企業者造林用の大苗圃又は、販賣を目的こする苗木商の大苗圃等續々設置の氣運に向へり。

ハ　官公營殖林事業　殖林事業の官公營に屬するものは國費及道地方費、府、邑、面、學校等の經營にして、前者は明治四十年以降、後者は同四十四年以降毎年引續き實行しつつあり。

一　國費經營事業　造林の模範を示し風致の增加を圖り、且植栽に關する試驗を行ふを目的こし、明治四十年京城白雲洞及平壤牡丹臺の二箇所に事業を開始したるに創り、爾後水原、大邱、開城地方にも造林を行ひしも、明治四十四年以降は京城附近に於ける荒廢山野の復舊造林に主力を注ぐこごこなり、砂防植栽及普通植栽を行ひ來れり。大正八年山林課出張所を設置し所轄國有林計畫を樹て、越えて大正九年度より樹苗圃を經營せしめ、主こして未立木地に人工植栽を行へり。

又鴨綠江、豆滿江流域に屬する元營林廠管内國有林は大正八年度造林計畫を定め、採伐跡地は大體天然更新に依るも必要なる箇所には補植をなし、又天然稚樹發生地は成林撫育に依り、未立木地は人工植栽に依り成林せしむる方針を以て實行し來れり。大正十五年六月林政改革に伴ひ國有林は營林署に於て經營せらるるこごこなり、以來人工植栽は未立木地の如きは大部分天然生育不能なる箇所或は特に地位優良なる林地に對し之を行ひ、伐採跡地及散生地の如きは大部分天然生育に依るこごこし、成る可く母樹の殘存を圖り或は受種發育を容易ならしむる爲め整地を行ひ以つて稚幼樹の發生成育を促進するこごこせり。造林樹種の主なるものはアカマツ、カラマツ、クロマツ、テウセンマツ、タウヒモミ類、スギ、ヒノキ、ナラ、クヌギ、クルミ、ヲノヲレカンバ、ケヤキ等にし

て、苗木は營林署苗圃にて養成しつつあり。明治四十年以降昭和六年末に至る二十五年間に於ける造林面積約四萬五千八百四町歩にして、植栽本數八千九百五十八萬本に達し、播種高七十四石三二、九一〇キログラム（昭和四年度までは石昭和五年度以降はキログラム）に上れり。

ニ　公營殖林　殖林の模範を示し兼て基本財産の造成を圖る爲明治四十四年以降道地方費、府邑面、學校等に於て實行しつつありて、昭和六年に至る二十二箇年に於ける植栽及播種造林面積は十一萬九千二百七十ヘクタール、其の植栽本數四億三千二百二十九萬三千本、播種量三萬七千六百四十リットルに達し、アカマツ、クロマツ、カラマツ、クヌギ、ハンノキ類、栗及白楊類を主こせり。

ニ　私營殖林事業　民間に於ける殖林事業は近年長足の進歩を爲し、昭和六年に於ける植栽及播種造林面積は七萬三百四ヘクタール、植栽本數二億一千七百二十八萬一千本、播種量十萬一千六百五十四リットルに達せり。

ホ　記念植樹　殖林の事業を奬勵せんが爲、明治四十四年四月三日併合後第一回の神武天皇祭日を期し朝鮮全道を擧げて記念植樹を實行し大に好結果を收め、總本數四百六十五萬二千本に達し、爾來回を重ぬるに從ひ益好況を呈し、昭和七年に於ては累計三億四千七百六十二萬六千本の多きに達せり。又從來記念植樹に於ける植栽用苗木は國費、地方費及恩賜金經營苗圃に於ける生產苗の無償下付を得て之に充てし爲、下付苗木不足の結果天然苗の移植を行ふもの多く、植栽後十分の成績を擧ぐる能はざるの憾ありしも、殖林思想の普及に伴ひ漸次其の不利益なるを知得し、豫め團體又は地方富豪、篤農者等に於て苗木を購入して植栽に供するに至り、頗る良好の成績を收めつつあり。

ヘ　御大典記念植林事業　大正四年御卽位大典記念の爲殖林事業を計畫實行したるもの尠からざるが、就中道地方費、府、面、學校費又は學校組合等の公共團體の經營に關するものには一面造林の模範を示すべき趣旨に依り、總督府は一定の制限面積內に於て國有林野を譲與したるが、昭和三年の御大典記念植林に際しては前記公共團體は勿論學校、鄉校、寺刹等の團體にも極力之が記念植林の計畫を勸奬し、一年乃至數年にして造林を完了せしめたり。

ト　種苗配付　明治四十二年以降は民間殖林奬勵の爲、國費地方費及恩賜金經營苗圃に於て養成せる苗木及購入種苗の配付を行ひたるも、大正七年以降此等配付種苗は主こして地方費苗圃に於て養成したる苗木及購入種苗を用うるここせり。而して近年民間養苗事業の發達に伴ひ是等種苗下付は漸次其の數を減ずるに至れり。

チ　造林補助事業　一般民有林野の造林に付ては前記の如く極力之が奬勵に努めたる結果、相當の成績を擧げ來りたりこ雖、其の多は資力乏しく一定の補助金を下付するに非ざれば可及的造林の促進を期し難き狀態に在るを以て、從來道地方費に於て補助金下付の方法を講ぜしも規模小にして事業の進展を期するに由なきに因り、大正十四年度よりは大部分の補助金を國費より道地方費に交付し、道地方費には更に經費の一部を之に加へて未立木地の人工造林を行ふ者に對し補助金を交付する事こなり、昭和六年度迄の國庫補助金累計約三百二十萬圓に達し、尙昭和七年度には約四十一萬圓の國庫補助金

を支出したり。

第三節　砂防事業

治水に關係を有する荒廢山野の復舊事業は巨額の經費を要するものなるを以て、先づ試驗的に小規模の作業を行ひ漸次擴張するを得策と認め、大正七年度に於ては忠清南北道地方費に補助金五萬圓を交付し、錦江支流美湖川流域の砂防造林を實行せしめ、同八年度より年額十萬圓の補助金を慶尙北道及全羅北道の各地方費に交付し、該地方費をして洛東江流域中の荒廢山野に於て事業を開始せしめ、同十年度迄に砂防植栽千九十二町歩、五百七十三萬本、普通植栽一萬三千七十六町歩、四千八百八十四萬本、天然稚樹地補植一萬三千六百五十町歩、千八百三十一萬本の植林を行ひ、將來に於ては全鮮に亙つて荒廢山野の治水上復舊を要すと認むる地域に對し、主要河川流域荒廢地四十七萬町歩中約二十三萬五千町歩を先づ第一期事業として三十箇年を以て復舊造林を行ふこととし、砂防工事は國に於て施行し造林は地方費より補助金を交付して林野の所有者占有者をして實行せしむるの方針を採り、特に當面の急施を要する漢江、錦江、洛東江、蟾津江、榮山江、東津江、城川江及大同江の八大河川流域七萬四千百八十三町歩を十箇年の繼續事業として大正十一年度より着手し、同年度以降三箇年間に砂防植栽三百六十六町歩、二百十七萬六千本、普通植栽六千四百八十町歩、二千百六十二萬七千本、天然稚樹地補植一萬二千九十三町歩、一千五百五十二萬本を行へり。

而して財政上の都合に依り大正十三年度に於ては僅に經費四萬餘圓に減少せられ、殆ど中止の狀態に陷りたるが、斯くては治山事業の完成期して待つべからざるを以て大正十四年度以降計畫を改め、從來の普通植栽及天然稚樹地補植に對しては、本事業と切離し國庫及地方費より造林補助金を支出し之が促進を圖ることとし、砂防事業は全鮮十一萬七千百八十五町歩の要砂防工事地中、荒廢最も劇しき大面積のもの八萬二千町歩を大正十四年度以降三十箇年間に、工事は國費、植栽は所有者、占有者と地方費協力の方法に依り完全に復舊することゝせり。大正十四年度以降昭和三年度に至る四箇年間に於ける工事面積三千二百六十六町歩、植栽本數一千六百二十五萬本なり。

然るに產米增殖計畫の遂行に伴ひ水利事業著しく擴張せられ、且着々實行中の治水事業の效果をも減殺すると共に道路橋梁鐵道等の被害も亦著しきを以て、勘くとも砂防工事をして鐵道水利土木等の事業と並進せしむるの必要を認め、昭和四年度以降前記計畫を改め既定繼續費の年限を繰上げ、年度割支出額を增加し速に砂防事業の進捗を期することゝし、前記八萬二千町歩より昭和三年度迄の完成見込面積を差引き之に要存國有林野内の要砂防工事地を加へ、合計八萬町歩の荒廢林野を昭和四年度以降二十箇年に完了することゝし、既に議會の協贊を經たる既定繼續費の年限卽ち昭和四年度以降八年度に至る五箇年を四箇年に短縮施行することゝなり實行中のところ、財政上の都合に依り之が年限を昭和十年度迄に延長施行することゝなり、昭和十年度以降の計畫は更に改めて樹立せんとするものなり。昭和六年度に於ける砂防工事施行面積一千六百八十九町歩、同植栽本數六百五十二萬九千本なり。

尙農山村救濟の目的を以て昭和六年度以降三箇年間に各道地方費をして總額七百五十萬圓の砂防工事を施行せしむるこゝとし實行中にして之に要する資金は道地方費こして起債せしめ五ヶ年据置後十五箇年間に元利金の均等償還をなすものこす、而して右に要する利子及元金に對し其の八割を國庫よりその道地方費に補助するものこす。

昭和六年度に於ける其の成績は砂防工事施行面積四千七百七十四町歩、同植栽二千百萬六千本にして之を國費繼續事業こ合するこきは砂防工事施行面積實に六千四百六十三町歩、同植栽二千七百五十三萬五千本の多數なり、然して砂防事業は廣大なる地域に於て各地に分割施行し得るが故に勞働者を集中せしめず離農者を生ぜざる程度に於て施行し得るのみならず、經費の大部分は勞銀にして且直營事業なる爲一切の中間搾取なきを以て窮民を直接救濟するに最適當なる事業なり、依つて昭和七年度當初に於ける全鮮各地の農村窮迫の狀況に鑑み之が救濟を主目的こする時局應急砂防事業を起し、國費八十萬圓道地方費百二十五萬圓を以て昭和七年九月以降各道に亙り工事實行中なり。

第四節　造林貸付竝成功讓與

不要存國有林野に於ける造林事業の經營に關し、舊森林法に於ては單に部分林又は貸付の制を設けたるに過ぎざりしも、現行森林令は朝鮮の現狀に鑑み此等の方法を廢し新に造林貸付に關する制度を設けたり。卽ち本制度は一般に造林を奬勵し急速に林相の改善を圖らんこする趣旨に出でたるものにして、造林の目的の下に貸付したる國有林野は、事業成功の時に於て無償にて之を借受人に讓與するの特典を開きたるものなるが、爾來之が出願者激增し逐年造林の進展を見るに至れり。今昭和六年度末迄に於ける貸付處分累計を見るに五萬七千二百七十件、面積百十四萬九千十七町歩の多きを算し、內既に造林事業成功に因り讓與せるものは一萬六千八百三十一件、面積五十萬四千八百六十七町歩に達せり。

第五節　國有林野存廢區分調査

現在要存國有林野五百三十一萬町歩中には農耕地こして民間に開放するを得策こするもの、又は飛地、境界複雜地等にして管理保護上民間の經營に移すを有利こするもの百三十一萬町歩に達する見込にして、此等は大正十五年度より夫々之が調査整理を行ひ、將來の要存國有林野を約四百萬町歩こなし、其の內大學演習林其の他約十二萬町歩を除き殘餘の約三百八十八萬町歩に對し、周到完全なる管理經營を行はんこする計畫の下に着々整理の進捗を期しつつあり。因に大正十五年度より昭和六年度迄の調査面積は百六十三萬町歩に達せり。

第六節　國有緣故森林の讓與

國有林野中には面積約三百五十萬町歩に達する緣故森林を存し、其の大部分は(一)舊森林法施行前より各緣故者に於て適法に占有し禁養し來りたるものなるも、其の林相民有こ認むべき標準に達せざるが爲

林野調査に際し國有ニ査定せられたるもの、(二)舊森林法の規定に依る地籍屆を怠りたるが爲土地調査に當り國有に査定せられたるもの、竝古記又は歷史の證する所に依り往時寺刹に於て緣故を有するものなるも國有ニして査定せられたるもの、竝古記又は歷史の證する所に依り往時寺刹に於て緣故を有するもの使用の狀態占有の意思毫も民有ニ異なる所なきにも拘はらず、單に僅少なる林相の相違或は林野調査ニ土地調査ニ各適用法令を異にしたる結果所有權を認められるるに至らざるものにして、之が爲人民の怨嗟を招き施政上此の儘放任し難く速に整理を要するも、各所に散在するを以て管理上國の經營に適せざるのみならず、之を他に處分せんか緣故者の生活を脅威するの結果を來し人民の反感を招き民心を惡化せしむるの虞あり、又一方緣故者にありては緣故林野の歸屬確定せざるが爲之が愛護の念薄く爲に林業振興上支障尠なからざるものあるに鑑み、此の際各緣故者に讓與し權利の確定を得せしむるは林政上機宜の措置なるを慮り、大正十五年四月朝鮮特別緣故森林讓與令の制定に次で同年十二月施行規則を發布し、翌年二月一日より之が實施を見るに至り、右緣故林野は擧げて當該緣故者に無償讓與することゝなれり。卽ち緣故者に對しては昭和二年二月一日以降同三年一月三十一日に至る一箇年の法定期間内に讓與の出願を爲さしめ調査の上處分を行ふものにして、其の受理願件は百十七萬四千九百五十四件、百十四萬九千九百二十筆、三百四十一萬六千四百三十三町歩あり。之が處分は昭和二年度以降七箇年を以て完了の豫定にして、昭和六年度迄の讓與處分實績は七十八萬六千六百件、八十一萬三千七百三十三筆、二百七萬九千八百三町歩に達す。

第七節　國有林經營

一　沿　革

國有林野中國の經營すべき要存豫定林野は約五百十九萬町歩（大學演習林として貸付濟の十二萬町を除く）に達する見込にして、内鴨綠、豆滿兩江の流域に屬する約二百十一萬町歩の林野（主として現在新義州、江界、和江鎭、厚昌、惠山鎭、茂山の營林署所轄區域）に對しては從來營林廠をして之が管理經營の任に當らしめ、其の他の林野三百八萬町歩の區域に對しては地方廳をして森林保護區竝に森林監視所等の保護機關を設け專ら保護取締を爲さしむるの外、一方歐洲大戰以來木材需要の急激なる增加に鑑み之が應急の施設ニして差當り緊急を要する林野約百四十萬町歩に對し、大正八年以降二十九箇所の山林課出張所を特設して植伐の實行に當らしめ來れり。然るに之等の事務事業は敍上の如く本府、地方廳、營林廠等各種官廳に於て行はるる結果其の間事務の連絡統一を缺ぎ林政上不利不便尠からざるに鑑み大正十五年六月林政の改革を斷行し、國有林の經營、保護民有林の指導奬勵事務等を統轄する爲本府に山林部を設くるニ共に從來の山林課出張所、營林廠を廢して新に三十六箇所の營林署を特設し、更に昭和四年十一月營林業績の刷新向上を期する爲之を十九箇所に廢合して經營、保護等營林の實行に當らしめたるも、昭和七年八月十九營林署中八營林署は之を廢止し其の所轄林野は道に移管し、地方廳に於ては此等林野の理管經營ニ共に民有林野の助長行政に鞅掌せしむることゝせり。而して現在營林署の管轄は約四百九十二萬町歩に達し大體元營林廠及山林課出張所の事務事業を繼承せしもの

にして漸次施設の擴充を期しつつあり。

二　營林の狀況

以下營林署に於ける事業の概況（主として元營林廠管内即ち新義州、新宏坡鎭、中江鎭、厚昌、惠山鎭、茂山の營林署に於ける狀況を記述するに止む蓋し他の營林署は概ね元山林課出張所の事業と大同小異の觀あればなり）を敍述すべし。

イ　所管面積樹種及材積　元營林廠の所管林野は咸鏡南北道及平安北道の三道に跨りて其の面積約二百十一萬町歩に達し、恰も內地國有林野全面積の半に當れり。其の中成林地は凡そ八割四分即ち百七十七萬町歩にして主として寒帶樹種を以て蔽はれ、全面積に對して針葉樹六割四分、濶葉樹三割六分を占む。目下署材として利用しつつある主なる樹種は針葉樹にして紅松（ホンスン）、杉松（サマスン）及落葉松の三種、濶葉樹にてはテウセンヤマナラシ、シナノキ類、ドロノキ類等とす。

ロ　伐木運材及流筏　鴨綠江流域に在りては咸鏡南道甲山、三水、長津の各郡及平安北道厚昌、慈城、江界、渭原郡內、豆滿江流域に在りては茂山郡內の森林より主としてテウセンカラマツ、テウセンマツ、タウヒ、タウシラベ、テウセンハリモミ等の丸材、角材、電柱、及鴨綠江流域よりテウセンヤマナラシ、ドロノキ類、シナノキ類を伐採す。此等の伐採は秋冬の兩期間に於て之を行ひ、運材の一部は輕鐵に依り大部は冬季地上の積雪及結氷を利用して修羅牛曳等に依りて江岸なる編筏土場に搬出し、流筏は通例四月より開始するも五月より九月に至る五箇月の間最も盛にして大凡十月下旬に至りて終了す。水流急速にして作業困難なる上流に於ては主として內地人筏夫を使用し、流勢緩にして作業容易なる下流に於ては朝鮮人筏夫を使役し居るも、近來朝鮮人筏夫の技倆上達に依り急流の區域に於ても朝鮮人筏夫の使用漸次增加しつつあり。

ハ　漂流木整理　明治四十二年三月鴨綠江採木公司と漂流木整理方法に關し協定を遂げ、朝鮮側に漂着のものは營林廠に於て、支那側に漂着のものは採木公司に於て整理することとし、更に大正三年委員を設け整理上同一步調を取ることを協定し、次で同七年二月豆滿江の漂流木整理に就きても亦間島延吉道尹と商議して同一步調に依ることとし、爾來以上の方法に基き整理し來りしも、同年六月朝鮮水難救護令及附屬法令を改正し、次で大正十五年六月營林署官制發布と共に此の兩江の漂流木に關しては營林署長其の職務を行ふこととなれり。

ニ　製材　製材は第一第二の二工場に於て各種建築用材を製作し、昭和二年度に於て主として函材製材の爲新に工場（第三工場）を新設し、製材法に一大改善を加へて以來著しく製材步留及製材能力を增進し、晝間作業のみにても悠に千尺締を製材し得。

ホ　販賣　署材（原木及製材品）の販賣は從來鮮內に於ける官用材にのみ供給し來れるも、森林の開發と利用の集約とに伴ひ年々生產の增進を來し、一般民間の需要に充つるに至れり。而して既往の實績を見るに木材の需要は輸移入材の寡多、對岸安東の銀相場の騰落に依る支那地の購賣力の强弱等の爲盛衰常ならず、從て販賣當局の苦心少しとせず、鋭意生產費を節減して低廉販賣の實行に努め、共進會其の他の機關を利用して販路の擴張を圖り、委託販賣の方法を講じて內地侵出に努力し又は代金延納

制度竝大口取引制度に依り製品の賣捌を圓滑迅速ならしむる等種々施設する所あり、其の結果近時署材の美點漸く周知せられ鮮內の需給調節のみならず支那內地方面へ多少仕向けらるるに至れり。殊に近年は沿海州材、樺太材等の輸移入漸增し取引者は常に脅威を感じつつあり、之が對策として價格の調節を圖り一面各取引者の希望に應じ極力實行良好なる製材を供給する等の便宜を與へつつあり。

ヘ　立木拂下　立木拂下は民間企業者に於て容易に事業を經營し得る箇所にして、國有林經營上竝署官行研伐實施上支障なき範圍內にて之を實行せり。昭和元年度以降の拂下數量を揭記せば左の如し。

立木拂下數量及價格

年度	材積	價格
昭和元年度	二、六九三、三五四尺才	一、一六九、二九一円
昭和二年度	三、〇七二、六二七	一、三九、一六七
昭和三年度	三、〇九七、五二七	一、一五七、四八四
昭和四年度	二、七三二、二三三	一、〇五七、三五八
昭和五年度	二、五五五、五九五	七四二、五五六
昭和六年度	二、九二七、六七三	六九二、八一〇

ト　森林土木　森林土木は主として林地の開發、利用の集約增進及輸送力の確保を目的とする運材輕鐵道の敷設、流筏水路の改修及山地交通路の開鑿等なるが、此等の施設は逐年事業量の增加と共に漸次擴張する計畫なり。

チ　森林鐵道　森林產物利用增進施設として平安北道厚昌郡東興面南社水流域へ森林鐵道四〇、四哩（軌間二呎六吋軌條二十五封度蒸汽機關車使用）を敷設することとなり、昭和四年度以降の繼續事業こし昭和八年度を以つて完成の見込にして之が總工費百二十萬圓を投じ、目下完成を急ぎつつあり。右の外北鮮拓殖計畫の一部として惠山鎭線及拓殖線に連繫し森林鐵道及輕便鐵道の敷設により白頭山を中心とする北鮮の豐庫を開發することとし、昭和七年度以降十箇年にて各種工事を完成せんとす。

第八節　林業試驗

朝鮮は大陸の氣候に支配せられ山野荒廢の程度森林植物の種類及分布、林木の生長等內地と著しく其の趣を異にし、從て殖林上試驗及調査を要する事項尠からざるを以て本府は大正二年より京城及光陵に苗圃を設け專ら朝鮮產主要樹種の養苗に關する研究を行ひ、併せて森林植物の調査を實施し來りたるも、尙林業全般に亙りて研究する能はざりしを以て、同九年より完備せる林業試驗場の設立に着手し、同十一年八月京城府外淸凉里に本場を創設し庶務、造林、保護、利用及施業の各係に分ちて組織的に諸般の調査及試驗業務を開始し、昭和四年六月光陵出張所の設置を見たり。現在技師五人、屬二人、技手十五人を置き、最も急を要する造林及施業に關する試驗及調査竝に林木の立地及分布の調査研究に主力を注ぐと共に製炭の改良、椎茸の栽培、松蛞蝓驅除豫防に關しても之が調査研究を行ひつつあり。

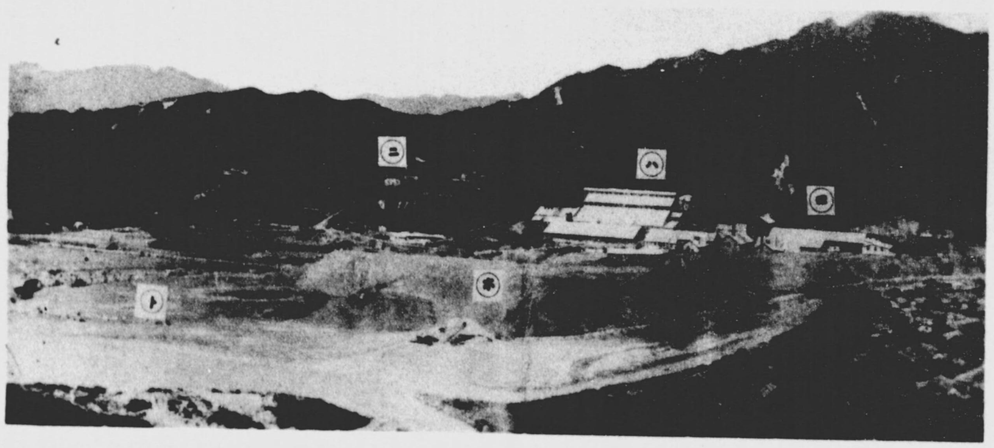

雲山金鑛（平安北道）　ロ　青化製錬所
ハ　混汞製錬所　ニ　施療病院　ホ　鑛滓堆積　ト　社員の野球競技

第十三章　鑛　業

諸種の鑛物に富み鑛業の起原亦頗る遠きに拘らず、其の事業殆んど見るべきものなかりしが、韓國政府が明治三十九年七月新に鑛業法及砂鑛採取法を發布せしより鑛業制度漸く緒に就き、更に併合後に至り總督府は大正四年朝鮮鑛業令を制定し、次で同五年四月より朝鮮鑛業令施行規則及朝鮮鑛業登錄規則を施行せり。同令は外國人の新に鑛業權を取得するを禁じ、新發見の重要鑛物を鑛業令の支配に屬せしめ鑛業權を物權として不動產に關する規定を準用し、鑛業上必要なる土地の使用及收用に付收用令中の規定を準用する等鑛業權の保障を確實にし、以て益鑛業の發達を促進せしめんことを期し、其の後更に數次の改正を加へ關係規則を公布せり。

第一節　鑛業の概況及特許鑛山

一　鑛業の概況

鑛業出願件數は大正元年中六百三十三件を算し、爾後年々增加して同六年中の出願實に六千百八十九件を數へしも、歐洲戰亂後經濟界の變調に伴ひ漸次減少するに至れり。昭和六年末現在許可鑛區は左の如く二千三百九十にして、前年末に比し百二十八を增加せり。

鑛種	鑛區數	面積	鑛種	鑛區數	面積
金銀鑛	八九九	四五一、〇九九、九二六	黑鉛	一四三	二五、三〇七、八八七
銅鑛	一六	四、七五九、四七一	石炭	三五三	七四〇、〇七八、六八七
水銀鑛	三	五〇五、九七三	雲母	一四	三、九二四、九二〇
亞鉛鑛	五	七六五、三〇三	石綿	二	一、〇四一、五八〇
鐵鑛	一四二	六三、二八九、四五四	高嶺土	六七	二一、六五一、四三八
硫化鐵鑛	四	四五四、四二五	砂石	六三	三三、八〇七、八七四
滿俺鑛	二	二九四、一〇〇	蠟石	五	七一〇、四三五
タングステン鑛	一三	三、七二六、七四九	明礬石	二	八七三、八三〇
水鉛鑛	七	七五四、七三一	螢石	八	一、六四九、六二八
タングステン水鉛鑛	四	八六二、九〇三	重晶石	七	二、九〇九、八三五
金銀銅鉛亞鉛其他鑛	五三一	二七〇、八七八、〇八二	砂金	九四 ×	三三、五四九、三六一 五三、〇二一、〇九六
砒鑛	二	一七六、三五〇〇	一切鑛物	三	九、九六〇、七一五
燐鑛	一	九〇、四二三	合計	二、三九〇 ×	一、六四二、一二四、二三一 五三、〇二二、〇九六

備考　本表には雲山特許鑛區の一切鑛物一件は鑛區數のみを計上せり×印は河床の延長に依り許可したるものにして單位は里町間とす次表又同じ

前表中昭和六年度に於て多少に拘らず鑛物を産出したるものを計上すれば、内地人三百四十五、朝鮮人百五十、外國人二、合計四百九十七にして、前年に比し四十一鑛區を增加せり。又總鑛區數に對する稼行鑛區の割合は約百分の二十强に相當す。

鑛種別稼行鑛區數及面積

鑛種	鑛區數	面積	鑛種	鑛區數	面積
金銀鑛	三五〇	一三八、二五五、〇八六	石炭	六六	四八、一一〇、六〇〇
銅鑛	—	—	雲母	三	一、五二三、九五九
水銀鑛	一	六九、〇〇〇	高嶺土	一九	二、九一六、〇三九
亞鉛鑛	—	—	蠟石	一	二八八、五一三
鐵鑛	二四	二、八六六、七一三	螢石	一	五六五、六一八
硫化鐵鑛	一	二六、八〇〇	明礬石	二	八七三、八三〇
タングステン鑛	一	三三、〇〇〇	砂鉛	四	九七九、二九九
水鉛鑛	二	二七六、六〇〇	硅砂	五	二、六三七、九三五
タングステン水鉛鑛	一	五四三、三一〇	重晶石	五	五、五九二、五七九
金銀銅鉛亞鉛其他鑛	七三	四五、〇九二、五一三	砂金	一六 ×	八、三三、一二
黑鉛	二五	七、五六三、二五〇	一切鑛物	二	九、五九八、五〇五
			合計	四九七	二七六、七三一、一六六 × 八、三三、一二

昭和六年中に於ける鑛産物價額は二千百七十四萬一千五百十九圓にして、前年に比し二百九十一萬二千九百四十四圓の減少を示せり。

鑛産額

種別	數量	價額
金	八、五四八、一六八 瓦	四八四、九一五 圓
砂鉛	九、〇〇八、五七二 瓦	五七五、三七八 圓

種別	數量	價額
銀鑛	二、四四、〇三三瓦	二〇六、六〇〇円
金銀鑛	二、八五八噸	五五、五四五〃
銅鑛	六、一五六〃	三五、四八五〃
鉛鑛	六九八、四四六瓩	二三四、九三一〃
鉛鑛	九七、一六五〃	五、八〇〇〃
亞鉛鑛	一、四〇三瓩	七、八七〃
水銀鑛	一六四、七一二〃	八三四、〇六三〃
鐵鑛	一四七、八五五〃	四、五八八、八七〇〃
銑鐵	三〇三〃	三一〇〃
硫化鐵鑛	一六、〇五三〃	七、一五四〃
タングステン鑛	三三、八六〇〃	三五、三三七〃
水鉛鑛		

二　特許鑛山

明治二十七八年戰役後外國人にして半島の利權に注目する者頓に增加し、米國人「ゼームス・アール・モーリス」は同二十九年四月雲山郡一圓に於ける一切の鑛物採掘權を特許せられたり。是れ實に外國人の鑛山の採掘權を許可せられたる嚆矢にして、在留外國使臣をして時の放府に對し續々其の要求を提起

種別	數量	價額
金銀銅鉛亞鉛其他鑛		
雲母	一七、九四八瓩	一〇、一〇六円
黑鉛（鱗狀）	七五一〃	二六、〇二二〃
土狀	一三、二九八〃	二〇五、九五四〃
石炭（有煙）	四一七、五七八〃	二、三六六、一四四〃
石炭（無煙）	五二八、八〇四〃	二、八二三、九二〇〃
黃土	四、九三五〃	五七、二〇四〃
砂	四〇、六五九〃	三八、九九三〃
明礬石	一四、一八三〃	六三、七六四〃
螢石	二、六四八〃	二、九二六〃
蠟石	二、四三一〃	一八、九四八〃
重晶石	五、四六〇〃	五四、六〇〇〃
合計		三、七四一、五二九

せしむるの例を作りたるものなり。次で慶源、鍾城鑛山を露國人に、金城鑛山を獨逸人に、殷山鑛山を英國人に、穆山鑛山を日本人に、昌城鑛山を佛國人に、厚昌鑛山を伊太利人に、遂安鑛山を英國人に、甲山鑛山を米國人に、各特許したれども慶源、鍾城の兩鑛山は事業着手に至らずして消滅に歸し、金城及殷山鑛山は鑛況不良の爲め之を拋棄し、穆山鑛山は內外人共同組織の金鑛株式會社に、昌城鑛山亦昭和五年四月大楡洞鑛山株式會社外東倉、甲岩の會社に讓渡し、此等會社は更に鑛業令に依り鑛業權を取得するに同時に特許權を拋棄し、現在存續するものは雲山、遂安、厚昌、甲山の四鑛山に過ぎず。

第二節　鑛業の助長施設

一　鑛床調査

總督府に於ては從來不明瞭なりし鑛床の性狀を概査し、以て其の鑛業的價値を窺知するに共に一面鑛業行政の參考に資し、他面企業家の調査に便ずるの目的を以て明治四十四年度以降鑛床調査を行ひ、大正六年度を以て各道の概査を終了し、同七年度には鑛床調査の組織を變更して地質調査所を設置し、事業準備に着手するに共に地質の調査を開始し、同八年度に於て略其の設備を完了し、爾來着々事業進捗し調査地方に對しては其の地質圖及報告書を編纂刊行しつつあり。

二　鑛物の調査及試驗

イ　選鑛製鍊試驗　選鑛製鍊は鑛業成否の岐るる中心作業なるに拘らず、朝鮮に於ては其の施設一般に

普及せず未だ幼稚の域を脫せざるもの多し。然かも從來之に對する研究機關の施設なかりしを以て大正十一年度に於て京城市外鷺梁津に燃料選鑛研究所を新設し、朝鮮の鑛山に適應する鑛石の處理方法を研究して主要鑛物の實收率を高め、又從來顧られざりし貧鑛の經濟的處理方法を考究し、鑛利の保全操業の進歩を圖り以て鑛業の開發促進に資しつゝあり。

ロ　石炭調査及試驗　燃料動力問題は國民生活及産業開發上極めて緊要事に屬するも、從來之に關する研究機關缺如せるを以て、大正十一年度に於て選鑛製錬に關する研究機關と併せ之が研究機關を設置し、先づ石炭の賦存量及鑛床の狀況を明にし、其の經濟的利用法に付試驗研究を施行し、以て燃料供給策の樹立に資すると共に燃料給源の開發に資せんとす。

三　製鐵奬勵補助

製鐵業奬勵法の一部を朝鮮に施行し、朝鮮に於て一年三萬五千噸以上の製銑能力及製鋼能力を有する設備を以て營む製鐵業者の製造する鋼材が艦船の建造又は修繕に使用せられたる場合は所定額の奬勵金を交付す。

四　金採鑛奬勵補助

金鑛業開發の促進及産金の增加を圖る爲、將來有望と認めらるる金鑛山又は砂金鑛區にして、探鑛坑道を掘進し又は試錐調査を行ふものに對し所定額の補助金を交付す。

第三節　主要鑛物及其の鑛業

イ　金　鑛産物の首位を占め其の鑛山の著名なるものは平安北道に於ける東洋合同鑛業會社（米國會社）に屬する雲山金山（雲山郡）、大楡洞鑛山株式會社に屬する大楡洞鑛山（昌城郡）なり。之れに亞ぐは橋洞鑛山、光陽鑛山、遂安金鑛、三井三成金鑛、金堤砂金鑛、義州鑛山等にして各相當の規模を有せり。三笏洞、新延、靑岩、有信、吉祥、明太洞、中央等は何れも年産額十萬圓以上に達せり。

ロ　鐵　褐鐵鑛の産出最多く、黃州及黑橋驛附近より西兼二浦に至る間及平安南道价川郡に發見せらるるもの、其の他載寧、殷栗の鐵山は皆此種に屬す。之に亞ぐは赤鐵鑛にして安岳鐵山卽ち是なり。磁鐵鑛も亦各所に發見せらるるも採鑛未だ盛ならず。各地の鐵山中其の産出最多きは載寧、殷栗、利原の三鑛山にして、載寧、殷栗兩鐵山は舊韓國政府の經營に係り、明治四十一年より採堀を開始し、同四十三年一月商工省の所屬に移り、製鐵所之を管理せり。利原鐵山は咸南利原郡遮湖港の附近にあり て、利原鐵山株式會社所屬にして赤鐵鑛を産し、八幡、室蘭等の製鐵所に供給す。其の他麻生鑛業合資會社所屬黃州鐵山、三菱製鐵株式會社所屬价川鐵山、三菱製鐵株式會社所屬銀龍、兼二浦下聖各鐵山等又相當の産額を有し、三陟、江陵、端川、茂山地方に於ても亦鐵鑛床の發見せられたるものあり。此等の鑛石は主として內地製鐵業者に供給せらるるの外一部は三菱兼二浦製鐵所及本溪湖煤鐵公司に給鑛し來りしも、歐洲戰役後市價の暴落に因る製鐵事業の縮少に伴ひ需要減退し、各鐵山共に事業を

縮小し其の産額を減少せり。

ハ　石炭　無煙炭は特有鑛物の一に屬す。平壤無煙炭田は朝鮮總督府平壤鑛業所に屬し採炭事業に從事せしが、大正十一年四月同所の施設一切及炭田の一部を海軍省に移管し、爾來同所に於て海軍燃料廠平壤鑛業部を設置して其の作業を繼續せり。同炭田は鑛量頗る豐饒にして品質亦優良なり。採掘炭の大部分は德山海軍燃料廠に供給し一部は民間に供給せらるる煉炭原料に消費せられ、其の品質優良にして需要漸增の傾向あり。其の他近年炭田調査の結果平安南道价川、順川、德川、孟山及江原道三陟の諸郡に於ても亦無煙炭の布衍せるを發見し、其の品質曾に平壤無煙炭に劣らざるのみならず、却つて之に比して堅硬の塊炭なるを確めたり。褐炭は其の質優良ならざるも其の分布甚だ廣く、平安南道安州炭田、慶尙北道長鬐炭田、咸鏡南道咸興炭田及咸鏡北道鏡城炭田、會寧炭田、吉州炭田、明川炭田等を主要產地こし、其の他東海岸及豆滿江沿岸に炭田の散在するもの尠からず。

ニ　黑鉛　鱗狀及土狀の二種あり、鱗狀黑鉛は平安北道、咸鏡北道を、土狀黑鉛は慶尙北道、咸鏡南道を主要產地こし品質共に良好なり。鱗狀黑鉛の需要は殆んご內地に限られ、特に歐洲戰時中錫蘭產品の輸入自由ならざりし當時に於ては內地の需要一に朝鮮產に依りし爲に市價の昻騰を來し、未曾有の盛況を呈せしも戰後需要減退し、且日印爲替相場の關係上錫蘭產品の輸入激增の爲其の壓迫を蒙るに至り久しく沈滯の狀況にありたるが昭和七年金輸出再禁止に伴ひ爲替相場の甚しく逆調に依り輸入幾分減少の傾向にあり。之に反して土狀黑鉛は戰前に於て內地の需要極めて僅少なりしが爲主こして販路を海外に求めたるも、戰後內地の需要を增し、大正九年度に於ては海外輸出こ相俟つて稍盛況を呈したりしが、同十年に入り海外市場の不振こ內地に於ける生產過剩等に因りて悲境に陷るに至れるも、其の後滯貨漸く消化せらるるに伴れ市況稍回復の機運に向ひつつありたるが一般事業界の不況打ち續き遂に活氣を呈するに至らずして再び待機の狀態にあり。

ホ　銅　既知の銅鑛を擧ぐれば咸鏡南道の甲山、慶尙南道昌原、平安北道の厚昌等なり。甲山銅山は初め米國人特許を得明治四十三年以降引續き探鑛し、大正五年五月久原鑛業株式會社の經營に移り一時盛況を極めしも歐洲戰後銅價暴落の爲同十年六月限休業し、後同十四年六月再び貯鑛の製鍊を開始し、昭和三年七月限此の作業を終了したるが一面同社鎭南浦製鍊所に同二年六月一部銅鑛製鍊を開始するに至れり。

ヘ　亞鉛　亞鉛鑛床は銀鉛こ共に生ずるを常態こ爲すを以て從來銀鉛鑛こ認められ、其の發見は實に近年の事に屬す。平安北道寧邊郡蘇民洞、咸鏡南道端川郡檢德に於ける鑛床は其の主要なるものにして共に往古銀鉛山こして稼行し共生せる多量の亞鉛鑛は遺棄せられたり。前者は一時藤田鑛業株式會社に於て採掘し、後者は探鑛中に屬せしも現時二鑛山共に休鑛せり。然れごも黃海道載寧郡龍山面蒼川里及瑞興郡內德面勺詩里、平安南道成川郡地方等に於ける諸鑛山に對し三成鑛業株式會社は專ら探鑛を繼續し大にその將來を囑望せられつつあり。

ト　タングステン鑛　歐洲戰爭勃發後軍事上の必要に促され「タングステン」の需要增加したるを以て

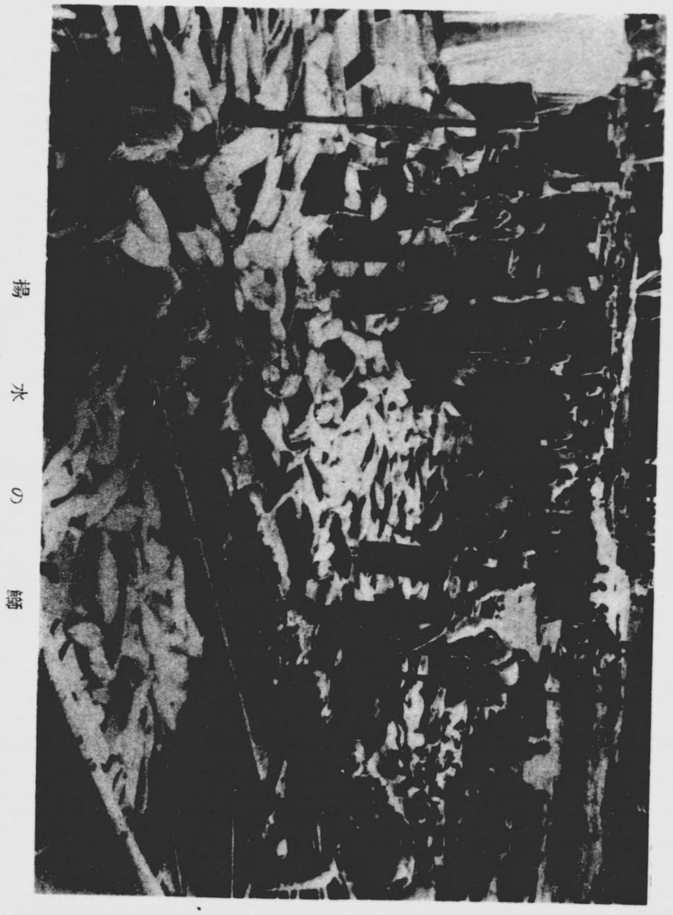

揚水の機械

之が發見採掘に從事するもの多く一時盛況を極めたるも、大正七年下半期以降市價低落し加ふるに需要著しく減少したる爲一般に事業を緊縮して休山廢鑛するもの續出し、同八年末に於ては全部休止するに至れるが、昭和二年忠清北道に於ける大華鑛山（忠州郡）再び事業に着手し僅少ながら之が産出を見るに至れり。現在稼行鑛山は大華及鷹峰山鑛山の二なり。既知鑛床中江原道金剛山附近、忠清北道忠州郡及忠清南道青陽郡に存するものは其の主要なるものにして、其の他諸所に發見せられたるものも亦尠からず。

チ　銀銅亞鉛金の混合鑛　此の種鑛床も亦昔時銀鉛として稼行せられたるものにして、朝鮮内各地殊に南鮮地方に多く賦存し、漸次其の開發を見るに至れり。

第十四章　水　産　業

第一節　水産業の概況

本土及島嶼を合せ海岸線の延長四千三百餘里に達し地勢、氣候及潮流等の關係上水産物頗る豐饒にして有利の漁場に乏しからざるも、古來漁政に關する基礎極めて薄弱にして、進歩の跡見るべきもの多からざりしが、併合以來當局官廳に於て鋭意斯業の發達を圖り、之が保護取締を周密にし、且つ年々相當の經費を投じて各種の調査及試驗を行ひて其の結果を公表し、斯業に關する傳習講習を行ひて當業者の智識技能を啓發し、有望なる事業に對しては金品を補助貸與して其の發達を助長し、漁港及避難港修築の爲年々工費の一部を補助し、漁業組合の改善發達を圖りて漁民共同の福利を增進し、輸移出水産製品檢査を行ひて製品の改良統一を圖り、又當業者をして朝鮮水産會を組織せしめ水産業の改良發達を圖り、近くは漁船奬勵補助、海苔牡蠣增殖奬勵補助、水産物冷藏奬勵補助を爲す等、各種の施設を講じたる結果漸次發達の域に進み、昭和六年に於ては漁獲高四千六百五十七萬餘圓、養殖生産高二百六十一萬餘圓、製造高二千七百七十六萬餘圓に上れり。今百萬圓以上の産額を有するものを擧ぐれば左の如し。

さば	五、三一二、七三八	円
いわし	四、六二三、五〇三	
ぐち	三、五二七、〇一一	
かたくちいわし	一、七八五、六六五	円
にしん	一、八一八、一二七	
たい	一、八三八、二八九	

たちのうお	一、四七一、一四五円
かれい	一、二九八、九四四
さわら	一、四二五、八二六
たら	一、四六五、〇五〇

而して百萬圓未滿五十萬圓以上の産額を有するはふか、ぶり、にべ、えい、ぼら、ひらめ、わかめ、ふのり、くぢらの九種こす。

あじ	一、〇二五、〇〇九円
えび	一、二八一、六四六
めんたい	一、八三四、八三九
のり	二、一一三、四二〇

水產製造物中五十萬圓以上の產額を有するものは素乾めんたい、乾のり、鹽乾ぐち、たら、鹽藏さば、鹽藏たち、ぐち、煮乾いわし、蒲鉾、いわし搾粕、いわし魚油にして、以上製造業の盛衰は主こして各地に於ける漁獲の狀況こ相伴ひ、又輸移出向製品に在りては仕向地の需給狀況に因り製品の種類に多少の變化を生ずることなきにあらざるも、大體に於て主要生產地及製造の狀態例年著しき異動なし。

第二節　漁業處分

現行朝鮮漁業令は昭和五年の制定に係り漁業を分ちて免許を受くべき漁業、許可を受くべき漁業、屆出づべき漁業の三種こ爲す。免許を受くべき漁業は一定の水面に漁具を定置するもの(定置漁業)、一定の水面に區劃其の他の施設を爲して養殖を爲すもの(養殖漁業)、一定の水面に於て繰り返し漁網を曳揚げ又は曳寄するもの(定所曳網漁業)、一定の水面を專用するもの(定所集魚漁業)及水面を專用するもの(專用漁業)にして、免許を受けたる者は漁業權を取得し、其の漁場內に於ては一切の妨害こ爲るべき行爲を排除して其の免許を受けたる漁業を營むことを得。尙漁業權に關しては之加保護の爲保護區域の制度を設け、一定の區域內に於ては免許を受けたる漁業の妨害こ爲るべき漁業を禁止せらる。許可を受くべき漁業は捕鯨漁業、「トロール」漁業、工船漁業、機船底曳網漁業、潛水器漁業、其の他十五種の漁業にして、漁業の種類に從ひ或は朝鮮總督に於て、或は道知事に於て之が許否の處分を爲す。漁業の許可は水產動植物の蕃殖保護及漁業取締を目的こするものにして、免許を受くべき漁業こ異り漁業權を有せず、屆出づべき漁業は前二種の漁業に屬せざる一切の漁業にして、單に屆出をなし鑑札の下附を受く。漁業の免許の出願及漁業權に關する各種の處分の申請を爲す者は府令の規定に依り一定の手數料の納付を要し、且漁業者は道に依りては地方費こして漁業稅を賦課せらる。昭和六年中に於ける處分件數は免許一千百七十六件、許可一萬九千六十五件、屆出一萬三百六十五件なり。

第三節　水產業の保護奬勵

イ　水族の保護

水族保護の爲一定の漁業に對する許可は勿論漁具漁法を制限し濫獲を嚴禁し、又漁場漁期竝に採捕物の體長に一定の制限を加へ捕鯨漁業、潛水器漁業、工船漁業及機船底曳網漁業の如きは操業區域竝に許可數を制限し、有毒物爆發物及電流の使用は之を禁止せり。又其の限地的のものに

對しては各道特殊の漁業取締規則を設けて永遠の漁利を圖り居れり。

㈡　水産業に關する組合　從來存せし朝鮮水産組合は全鮮を一區として內鮮水産業者を以て組織し、水産業の改良發達に關する諸般の施設を爲し來りしも、法律上の保護に乏しく爲に其の基礎薄弱にして事業遂行の困難なるを以て、內地水産會法に準じ大正十二年一月朝鮮水産會令を公布し、同年四月一日より實施せり。水産會は道水産會之が聯合組織に依る朝鮮水産會との二階級に區分せられ、從來の朝鮮水産組合各道支部は之を道水産會とし、本部は之を朝鮮水産會とし、總て從來施行せる組合の事業を繼承するの外新に時勢の要求に應ずる施設を爲し、一面水産行政の補助機關たる使命を完うせんことを期せり。昭和六年度の事業としては道水産會に於ては水難豫防救濟、醫療、施藥、各種の試驗及調査、水産業の指導奬勵事業、講習講話、朝鮮水産會に在りては、各種水産會合の主催、水産物輸出奬勵、道水産會事業奬勵補助、水産製品販路擴張、水産業に關する各種仲介斡旋等其の主たるものにして、本府は之に對して年額二萬四千圓の補助を爲し來りしが、昭和七年度に於ては財政の關係上之を一萬五千二百圓に減額補助せり。漁業組合は一定の地區內に居住する漁業者を以て組織し、組合員をして漁業を爲さしむる爲漁業權を取得し、又は其の貸付を受け組合員の漁業又は之に關する經濟若は救濟に必要なる共同の施設を爲すを目的とするものにして、昭和六年末に於ける組合數は二百九に達せり。抑々漁村の堅實なる發達は漁業組合の振興に待つ所尠からず、然るに現時の狀態は其の普及全からざるのみならず既設組合にして經費に乏しく、理事者に其の人を得る能はざる等の關係に依り未だ充分に其の機能を發揮する能はざる狀態に在るもの多きを以て、大正十一年度より國費補助の計畫を樹て既設組合に對しては理事者の給料補助として一箇年五百四十圓宛三箇年間、新設の場合は設立費として一組合五百圓の外既設組合に準じ理事者給料を補助することゝし、地方費に於ても亦相當補助を爲し來りしも尙一層之が徹底を期せんが爲、同十四年度に於て補助規則を改正し設立費補助を廢止し、之に代ふるに各種共同施設事業に對し補助することゝし、理事者給料の補助と相俟つて益之が發達を促進し、更に昭和四年度より優良なる理事を得る爲理事見習給料補助を爲すことゝせり。尙昭和五年五月一日より施行せられたる朝鮮漁業令に於ては、漁業組合聯合會竝に水産組合及同聯合會の制度を設けられ、等しく水産團體の體系的整備を完了せるものにして、漁業組合聯合會は道の區域に依り其の道の漁業組合を以て之を組織し、所屬漁業組合の目的を達成せしむる爲必要なる施設を爲し、又は所屬漁業組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とし、漁業組合聯合會の消長は直に所屬組合の振否に影響する所あるを以て聯合會の役員には最適切なる者を得る爲之が給料に對し國庫補助を爲し、水産組合は一定の地區內に居住する漁業者又は水産物の製造、取引若は保管を營業とする者を以て組織し、當該水産業の改良發達を圖り營業上の弊害を矯正するを以て目的とし、水産組合聯合會は水産組合の聯合團體にして、所屬水産組合の目的を達成せしむる爲必要なる施設を爲し又は所屬水産組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とす。而して此等の團體中水産組合は既に設立せられたるもの十、漁業組合聯合會は五（昭和七年九月末現在）に達せり。

ハ　水産業の指導奬勵　水産業者に對する直接の指導奬勵は主として地方廳をして當らしめ、特に優良漁船の建造普及に關しては昭和元年度より、海苔牡蠣の增殖奬勵に關しては同二年度より地方費に對し國庫補助を行ひ、漁獲物の處理改善（製氷工場、貯氷庫の建設を奬勵し處理用氷の普及を圖る爲）に關しては昭和二年度より同六年度迄當業者に直接國庫補助を行ひ以て斯業の奬勵に努めたり。地方廳は地方費又は臨時恩賜金を以て漁撈、製造、養殖に關する各種試驗及傳習、漁具、漁船の配付、貸付又は其の購入費の補助、漁業資金貸付、製造、養殖漁業の指導補助、水産講話等の施設を爲し傍ら漁業者の副業、貯蓄を奬勵し、一面內地人漁業者の移住を奬勵する等銳意斯業の發展を期しつつあり。

ニ　漁船避難港修築補助　沿岸には大小の港灣三百有餘あり、漁民は常に漁港として使用するも多くは天然に放任し、何等風浪遮蔽の設備なきを以て總督府は漸次港灣の調査を遂げ、年々若干の金額を補助して之が修築を企て、施工を竣りし所亦尠からず。

ホ　水産製品檢査　水産製品の産額增加するに伴ひ輸移出額亦累年其の數量を增加し、昭和六年に在りては産額二千七百十六萬餘圓の中輸移出額約二千二百萬圓に達するに至れりと雖、製品の改良及統一に關しては尙遺憾の點尠からず、從前肥料の如き量目の增加を圖らんが爲不正の手段を爲すの弊あり、又水産製造業は多くは其の規模小にして製品區々に亙り其の統一を缺き大口の取引に適せず、現に外國に輸出するもの亦雖多くは一旦內地に移出し、更に內地商人の手に依りて輸出せらるるを以て、此等の弊害を矯正せんが爲大正七年五月總督府は水産製品檢査規則を公布し、同年七月一日より之を實施し、更に昭和二年四月檢査規則の大改正を行ひ全部抽出檢査の方法に改め、乾海苔に對し小包郵便の途を開き、包裝容量の特例を認め、從來等級を附せざりしものに對し新に等級を附することとし、又は等級を加へ檢査立會者を置き處罰規定を改め、其の他檢査の標準等級等を整備し、次で昭和四年五月鰮油を檢査品目中に追加し以て大正十三年來急速に生産の增加を來したる鰮油の品位の統一竝に聲價の發揚に努むると共に取引の圓滑を期しつつあり。而して檢査は稅關をして之を行はしめ、稅關の設置なき地に在りては製品の輸移出盛なる箇所に檢査所を設置し、或は必要に應じ一定期間臨時檢査所を開設することとせり。現在檢査所は雄基、淸津、漁大津、城津、新浦、元山、長箭、注文津、浦項、甘浦、釜山、統營、麗水、濟州、木浦、仁川、鎭南浦、新義州の常設檢査所十八箇所と西水羅、遮湖、三陟、北山、鬱陵島、莞島の臨時檢査所六箇所を有す。

第四節　水産試驗及調査

水族の種類、分布狀態及習性等を調査して其の有望なるものに對する漁法漁獲物の處理及蕃殖保護の方法を研究し、選利の開發と斯業の發達に資する目的を以て總督府は大正元年度以降九年度迄水産調査及各種試驗を行ひ、相當の成績を收めたるも、該調査は僅少なる臨時職員を以てし其の事項の多くは內地の模倣に止まり、更に學術的基礎の上に立ち徹底的に試驗調査を行ひ斯業の發展を期するには、勢ひ獨立せる試驗機關を設置するの必要あるを認め、釜山牧之島に國費に依る水産試驗場を設置し、同十一年度

を以て其の設備の完成を告げ、着々豫期の事業を遂行しつつあり、昭和六年度に於ける其の試驗調査事項の概要左の如し。

一　漁撈部

漁業試驗　漁業の大宗たる東部海岸に於ける明太魚は今後益發達の餘地あり、前途頗る有望なるを以て漁場の擴張、漁期の延長、漁具、漁法に關する調査試驗を行ひ相當の成果を收め、尚鰺漁業の振興に資する爲分布の調査及漁法の研究を爲し更に深海漁業の開拓に資する目的を以て海深二〇〇米乃至五〇〇米の海區に於てめんたい、たら、かれい其の他重要底魚類の分布棲息狀態の調査竝に之が漁獲に關する試驗を爲しつつあり。西部海岸漁業に就ては昭和四年度に於て試驗船鶴丸を建造し、同海岸沖合に於けるさば、あじ、めじ等重要浮魚類の分布洄游の調査竝に之が漁獲に關する試驗を行ひつつあり。

漁船試驗　漁船の改良を行ふ爲主として朝鮮型漁船に關して其の實態を研究し、實際に適應したる漁船の完成を期せんとするものにして、既に全沿岸に於ける基礎的調査を完了し、之に適する改良漁船を建造し實地に試用の結果、地先灣用漁船として好成績を收め得たるを以て既に各地に於て改良式漁船の建造を見、漸次普及の趨勢に在り、尚晩近發動機船の使用盛なるに至りしが朝鮮漁業の實狀に適せざるもの多きを以て之に關する調査試驗を行ひ、以て發動機附漁船の標準設計を定め當業者の漁船建造の指針たらしめんとす。

漁具試驗　西海岸に於ける主要漁業たる鮫鰆網の改良を圖らんとするものにして、左の改良案に基き試驗中なり。

(一) 從來の帆船に依る操業を發動機船に改め、航行竝に作業能力を增大すること
(二) 漁具の曳揚は動力に依り從來よりも大型漁具を敏活に使用し作業能力を增大せしむること
(三) 二枚の抵抗板と一本の長竿とに依り網口を展開せしむること

二　製造部

冷藏試驗　冷藏貨車に依る鮮魚輸送試驗及釣魚餌料の冷藏に關し試驗を行ひ、相當の成績を收めたり。

網地防腐劑の研究　コッパーオレート及レツドオレートを諸種の條件によりて網地に附着せしめ、之を海中に浸漬し、網地保存の狀況を抵張力及伸度に就き試驗し目下繼續施行中なり。

凍乾明太魚試驗　本試驗は大體に於て完了したるを以て「明太魚の化學その營養的價値竝凍乾明太魚の改善に關する研究」を刊行し、其の結果を一般に發表せり。

海苔製造試驗　原藻貯藏、原藻處理及朝鮮海苔の化學成分に關する試驗に引續き、海苔の生理關係に就て研究を爲したり。

鰛處理に關する試驗　鰛の處理改善に付、特に鰛搾粕製造上原料の處理竝に搾粕の防腐に關する試驗及家畜飼料を目的とする魚粉製造に關する試驗を爲しつつあり。

三　養殖部

重要水産生物生活史調査　海産魚貝類に付稚魚貝の採集及採集物の整理を行ひ、既に形態的方面及幼稚

期の生態判明せるもの數十種に及べり。

重要水產生物の種類の査定及分布調査　水產各方面の根本智識たるべき動植物の種類及分布に付全鮮に亙り調査を行ひつつあり。

池沼堤堰利用養殖試驗　到る所池沼堤堰多く、之が利用上養殖適種を選定し、施設奬勵の基礎たらしむるは最も緊要なる事業たるを以て、先づカムルチー、公魚に就き基礎調査を行ひ、頗る好成績を擧げ、昭和二年度より鎭海に淡水養魚場を設置し、淡水魚類の增殖試驗及稚魚の配給を行ふこゝゝせり。

沿岸養殖適地調査　朝鮮沿岸の干潟及淺海に於ける養殖事業の振興を圖らんが爲養殖適地及適種生物の調査を行はんとし、先づ咸鏡北道、江原道、黃海道、忠淸南道、慶尙北道等の調査を行ひ、今後全鮮に及ぼさんとす。

活魚輸送試驗　生簀及活魚輸送器等に酸素供給裝置其の他の考案を施し、以て活魚收容能力及生活力の增進に付試驗中にして、更に鎭海養魚場に於ては淡水養殖用苗魚輸送に關し特殊の考案を施し、輸送能率上顯著なる効果を得、目下更に其の精細なる試驗研究中なり。

四　海洋調査部

沿岸定地海洋觀測　朝鮮沿海の海洋狀態を明かにする爲、燈臺十九箇所、水產試驗場四箇所、水產學校二箇所、水產製品檢査所一箇所、島廳一箇所、合計二十七箇所と連絡をとり、日本海側十一箇所、海峽側六箇所、黃海側九箇所に於て觀測を續行せり。

近海海洋觀測　調査船鷹丸に依り左記觀測を行へり。

(一)對馬海峽西水道觀測、(二)東近海海洋調査、(三)釜山、鬱陵島間表面海洋觀測、(四)釜山、濟州島間表面海洋觀測

海潮流調査　海潮流の流向及强弱は沿岸漁業に大なる關係あるを以て前年に引續き、潮流計に依る觀測及投瓶調査を施行せり。

浮游生物に關する調査　重要魚類の產卵場、產卵期を知る目的を以て調査船により卵及稚魚の採集をなし、又地方水產試驗場より資料を蒐集しつつあり。

朝鮮近海海洋圖編輯　朝鮮近海の海洋狀態竝に漁況を速かに一般に周知せしむる爲、每月一回其月月初の海洋觀測成績竝に沿海漁況の大要を記載發行す。

魚類洄游調査　重要魚類の洄游經路竝に其の範圍を知る爲、地方水產試驗場と連絡し、さば、ぶり、からふとます、たらの標識放流を行へり。

第五節　水產業發展の狀況

一　日本海方面　日本海に面したる豆滿江口より釜山港に至る東海岸は海岸線の延長約一千浬に達し、砂濱懸崖相連りて好箇の沿岸漁場を形成せり。潮汐の干滿は微少なれども水深くして魚族の滯留に適し、且つリマン海流は北より寒帶性魚族を送り、對馬海流は南より溫帶性魚族を齎し來り魚族の分布

を豐富ならしめ、漁業の利殆ど無盡藏と稱せらる。此の沿岸に於ける漁業發展の狀態は併合以來頗る顯著にして、從來咸鏡南道のめんたい、江原道のいわし、あわび及慶尙北道のにしんの外觀るべきものなかりしが內地人の移住增加と共に漁具漁法を改善し、最近に至りてはいわし、さば、たらの各漁業著しき發達を遂げ、其の製法亦一段の進步を示し、產額いわし〆粕四百六十三萬圓、魚油二百九十萬圓、鹽藏さば百萬圓、鹽乾ぐち百七萬圓に達し、特にいわし漁業にありては將來益發展の氣運にありて稍衰退せるめんたい漁業に代りて一層の勢を呈しつつあり。

二　多島海方面　釜山港より木浦港に至る南海岸は大小の島嶼散點し、其の沿岸は犬牙錯雜衂灣相交りて廣漠たる海域を占め、水深概ね八十尋以內にして漁具の使用に便なるのみならず、寒暖兩海流の影響を受けて魚族の分布豐かに且庶大なる平野に接して市場に近く、大河港灣を控え九州中國方面の連絡亦容易なるを以て漁獲物の集散至便にして、內鮮人の漁業共に進步し、釜山、馬山近海に於けるたら、さば漁業の如き、鎭海灣附近のいわし漁業、羅老、靑山、安、巨文の各島及所安島近海のさば、たい、さわら、はも漁業の如き、黑山島及濟州島沖に於けるにべ、たい漁業の如き、汝自灣及附近に於けるえび漁業等の如き又光陽灣以西木浦に至る沿岸に於けるのり、かき養殖漁業等は近年大に發展し、尙開拓の餘地に富むを以て斯業の將來は蓋し嘱目に値すべし。其の製造品も亦頗る豐富に就中統營麗水地方の煮乾いわし、巨濟島の乾たら、濟州島の乾あわび、及あわび罐詰汝自灣の乾えび、木浦の海藻類を其の主なるものとす。卽ち慶尙南道のいわしは產額百七十六萬圓、其の製品たる煮乾いわし亦四百八十二萬圓に達し、たらは四十六萬圓同製品三萬圓に上り、全羅南道に於ては海苔、海藟、和布、天草等の海藻百九十九萬圓を算し、南海岸に於ける水產物の大宗となれり。

三　黃海方面　木浦附近より鴨綠江口に至る西沿岸は河口、澪灣、潟洲、礁脈、淺灘及群嶼相食みて海岸線の出入甚だしく、海底は遠淺にして黃海の中心に至るも水深五十尋を越えず、潮汐の干滿大にして三十尺に達する處あり、冬季暖帶性魚族の滯留に適せざるも春季八十八夜前後に至ればぐち、たい、さわら、にべ、ひら等產卵の爲二十尋以內の淺所に群來するを以て年々豐漁あり、就中全羅南道の七山灘、忠淸南道の煙島近海黃海道の延平灘及平安南道の魚泳島近海に於けるぐち漁業は東海岸のめんたい、さば、いわし、にしんと相匹敵し、南海のたいと合して朝鮮海六大漁業の一と稱せらる。尙此の方面に於てはあさり、はまぐり等の貝類多く棲息し、且各種魚介類の養殖に適當の場所多く、近年資本家の本事業に着目するもの漸次增加するに至りたるを以て將來干潟地利用の養殖漁業は刮目に値すべし。近年殊に西海岸漁業の長足の發達を遂げたるは本府及各道の奬勵と內地通漁者の鮫鰊網漁業を普及したる結果にして、ぐちの盛漁期に於ては全羅北道於靑島附近より黃海道延平島に至る間七八百隻の漁船輻湊し一大壯觀を呈せり。

第六節　水產業の改良及狀況

水產業の改良は主として漁船、漁具及漁法の改良、漁業者の知識技能の養成、水產に關する調査試驗の

施行、水産物の處理及關係機關の普及發達、販賣方法の改善竝に販路の擴張、水産物の人工增殖奬勵、需給の調節及産額の增進、內地人漁業者の移住及內鮮人漁業者間の統一融和、水産會又は漁業組合の設立、漁業者の副業及勤儉貯蓄の奬勵等なり。漁船漁具及漁法の改良普及に關しては極力奬勵の結果朝鮮人漁業者の內地式漁具漁法に依るもの近年著しく增加し、就中一本釣、延繩等の釣漁業最も發達し、地曳網、流網、鮫鰆網等の網漁業之に亞ぎ、漁獲成績の如きも內地人漁業者に比し甚しき遜色を見ず、又大敷網、巾著網、揚繰網、小臺網等を經營する者漸次其の數を增加せり。內地型漁船の普及は漁具漁法の改良と共に近來著しく、朝鮮人の使用する內地型漁船の數は大正四年に於て二千六百十九隻に過ぎざりしも昭和五年末に於ては一萬二千五百五十四隻を算し、實に九千九百三十五隻の增加を示せり。

一　內鮮人の養殖漁業　漁業の奬勵と同時に水産物濫獲の取締を爲し其の蕃殖を保護し、更に進んで人工增殖と需給の調節を圖る目的を以て養殖漁業を奬勵し、本府及各道に於ては公魚卵、鯉稚魚の配付、牡蠣、海苔等の養殖試驗を行ふと共に廣汎なる干潟淺海の開拓に資する爲適種魚介藻類の適地調査中にして、一方海苔牡蠣增殖事業の有望なるに鑑み之が奬勵補助を爲し、企業の促進を圖りつつあり。現在民間事業として最も發達せるは全羅南道及慶尙南道管內に於ける海苔養殖とし、之に亞ぐは咸鏡南道永興灣、全羅南道、慶尙南道の牡蠣養殖にして、其の他ぼら及慶尙南道のうなぎ養殖は規模大ならずと雖成績見るべきものあり、昭和六年末に於ける養殖面積は三千八百七萬坪餘に達し、其の收獲高二百六十一萬圓餘（九十六萬貫餘）に上れり。

二　捕鯨漁業　現在捕鯨漁業を許可せるは東洋捕鯨株式會社の一あるのみにして其の捕鯨船數は從來十隻に限定せられたるも、大正十一年末二隻を增加せり。昭和五年に於ける捕獲高は頭數百七十八頭、其の價額七十五萬二千百七十二圓なり。

三　水産物製造業　朝鮮人間に於ける水産物の加工は漁獲物の保存法として單に之を鹽藏とし又は乾製とするに過ぎず、其の方法頗る拙劣にして只鮮內の需要に應ずるに止まりしが、指導の結果逐年製造方法の改善と利用の發達を見るに至り、一面內地人製造業の發展に伴ひ著しく生産額を增加せり。昭和六年に於ける製造高は內地人八百九十九萬九千百五十四圓、朝鮮人千八百七十七萬百二十五圓、合計二千七百七十六萬九千二百七十九圓に達せり。

四　內地漁民の通漁　內地漁民の通漁は併合後著しく發展し、其の漁場區域は朝鮮全沿海に亙り每年春季より秋季に至る間盛にして、南部及東部海岸に於ては巾著網、流網、西海岸に於ては鮫鰆網等大中漁業の發達殊に顯著にして通漁者は出漁地方に依り、各團體を組織して漁獲物の處理運搬及物資の供給其の他共同の作業に任じつつあり。

五　內地漁民の移住及漁村經營　內地漁民の移住は關係內地府縣の奬勵と通漁の發展とに伴ひ南鮮地方より漸次北鮮地方に普及し、今や邊陬の地と雖團體移住又は單獨移住者尠からず、此等移民に對しては漁村の經營上諸般の便宜を與へて其の安定永住を圖り著々實績を擧げつつあり。

六　水産業の指導奬勵に關する技術員配置　韓國時代に於ては水産業の指導奬勵に關して何等制度の備

施行、水産物の處理及關係機關の普及發達、販賣方法の改善竝に販路の擴張、水産物の人工增殖奬勵、需給の調節及産額の增進、內地人漁業者間の統一融和、水産會又は漁業組合の設立、漁業者の副業及勤儉貯蓄の奬勵等なり。漁船漁具及漁法の改良普及に關しては極力奬勵の結果朝鮮人漁業者の內地式漁具漁法に依るもの近年著しく增加し、就中一本釣、延繩等の釣漁業最も發達し、地曳網、流網、鮫鰆網等の網漁業之に亞ぎ、漁獲成績の如きも內地人漁業者に比し甚しき遜色を見ず、又大敷網、巾著網、揚繰網、小臺網等を經營する者漸次其の數を增加せり。內地型漁船の普及は漁具漁法の改良と共に近來著しく、朝鮮人の使用する內地型漁船の數は大正四年に於て二千六百十九隻に過ぎざりしも昭和五年末に於ては一萬二千五百五十四隻を算し、實に九千九百三十五隻の增加を示せり。

一　內鮮人の養殖漁業　漁業の奬勵と同時に水産物濫獲の取締を爲し其の蕃殖を保護し、更に進んで人工增殖と需給の調節を圖る目的を以て養殖漁業を奬勵し、本府及各道に於ては公魚卵、鯉稚魚の配付、牡蠣、海苔等の養殖試驗を行ふと共に廣汎なる干潟淺海の開拓に資する爲適種魚介藻類の適地調査中にして、一方海苔牡蠣增殖事業の有望なるに鑑み之が奬勵補助を爲し、企業の促進を圖りつつあり。現在民間事業として最も發達せるは全羅南道及慶尙南道管內に於ける海苔養殖とし、之に亞ぐは咸鏡南道永興灣、全羅南道、慶尙南道の牡蠣養殖にして、其の他ぼら及慶尙南道のうなぎ養殖は規模大ならずと雖成績見るべきものあり、昭和六年末に於ける養殖面積は三千八百七萬坪餘に達し、其の收獲高二百六十一萬圓餘（九十六萬貫餘）に上れり。

二　捕鯨漁業　現在捕鯨漁業を許可せるは東洋捕鯨株式會社の一あるのみにして其の捕鯨船數は從來十隻に限定せられたるも、大正十一年末二隻を增加せり。昭和五年に於ける捕獲高は頭數百七十八頭、其の價額七十五萬二千百七十二圓なり。

三　水産物製造業　朝鮮人間に於ける水産物の加工は漁獲物の保存法として單に之を燻藏とし又は乾製とするに過ぎず、其の方法頗る拙劣にして只鮮內の需要に應ずるに止まりしが、指導の結果逐年製造方法の改善と利用の發達を見るに至り、一面內地人製造業の發展に伴ひ著しく生産額を增加せり。昭和六年に於ける製造高は內地人八百九十九萬九千百五十四圓、朝鮮人千八百七十七萬百二十五圓、合計二千七百七十六萬九千二百七十九圓に達せり。

四　內地漁民の通漁　內地漁民の通漁は併合後著しく發展し、其の漁場區域は朝鮮全沿海に亙り每年春季より秋季に至るの間盛にして、南部及東部海岸に於ては、巾著網、流網、西海岸に於ては鮫鰆網等大中漁業の發達殊に顯著にして通漁者は出漁地方に依り、各團體を組織して漁獲物の處理運搬及物資の供給其の他共同の作業に任じつつあり。

五　內地漁民の移住及漁村經營　內地漁民の移住は關係內地府縣の奬勵と通漁の發展とに伴ひ南鮮地方より漸次北鮮地方に普及し、今や邊陬の地と雖團體移住又は單獨移住者尠からず、此等移民に對しては漁村の經營上諸般の便宜を與へて其の安定永住を圖り著々實績を擧げつつあり。

六　水産業の指導奬勵に關する技術員配置　韓國時代に於ては水産業の指導奬勵に關して何等制度の備

はれるものなく、其の事務の如きも農商工部農務局に於て管掌し、統監府時代に至りても亦中央部に技師、技手を併せ僅に十一名を配屬せしに過ぎざりしが、併合と共に直接當業者の指導に當らしむべき各道技術員の配置を必要とし、本府技術員を減じて新に各道に一名乃至二名の技術員を配置せり。爾來本府及地方廳とも多少の增員を行ひ、昭和六年十月末現在に於ては國費に依る技術員は本府九人、地方廳二十人、本府水産試驗場十九人、計四十八人、地方費に依る技術員百餘人にして水産に關する各種の調査試驗及指導奬勵に當れり。

七　水産教育　水産の開發は漁業者の知識技能に負ふ所尠からざるを以て、之が啓發上從來本府及地方廳の實地指導の外地方費に依る水産學校の設置又は漁業傳習講習に依り優良なる當業者の養成に努めつつあり、現在水産學校としては慶尙南道の統營公立水産學校、全羅南道の麗水公立水産學校、平安北道の龍巖浦公立水産學校、黃海道の龍湖島公立水産實習學校、咸鏡北道の雄基公立水産補習學校の五校となす。又水産傳習講習は道に依りて其の方法を異にするも、漁業傳習に在りては大體一定期間講習船に乘組ましめ實地に就きて其の漁具漁法を授け、製造傳習講習に在りては一定期間傳習地を定め又は巡廻的に之を行ふものにして、此等の終了生に對しては成るべく共同して漁業を經營せしむる方針を執り、終了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船漁具の購入補助金を交付して其の技能を發揮せしむるに努め、地方漁業の中堅たらしむるを期せり。傳習事業開始以來の成績は道に依りて異なるも概して良好にして、地方に於ける模範漁民として漁村の開發上貢獻する所尠からず。

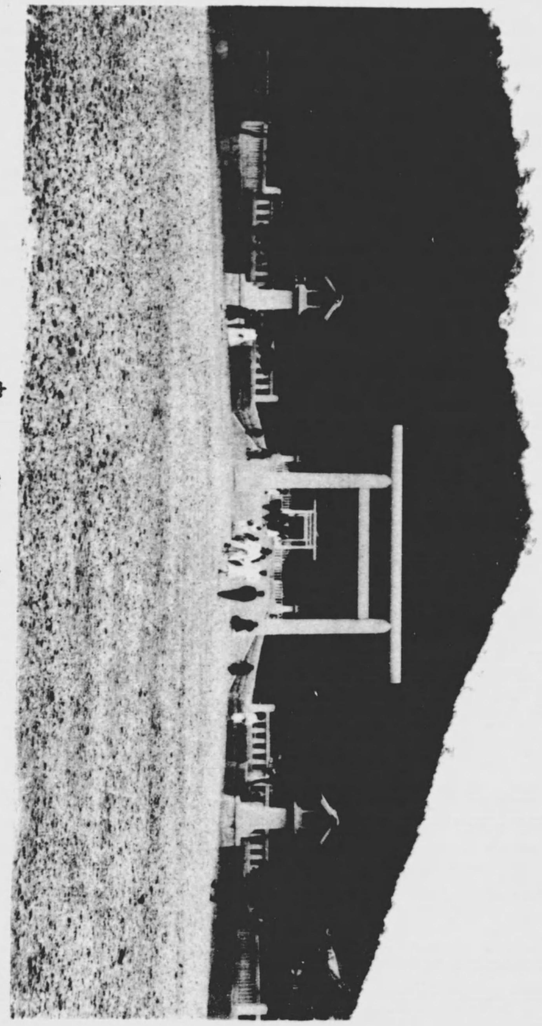

宮　神　鮮　朝

寺院門前交番

陶山書院（慶尚北道安東郡に在り李退溪を享祀す）

第十五章　祭祀及宗教

第一節　朝鮮從來の祭祀

高麗朝以前の殿陵に對しては、特に國家の儀制として從來の規格に依り享祀の典禮を行ふ。

イ　殿は上古より高麗朝に至る迄の歴代始祖及特殊の功德ある先王の靈顯を勸請して追遠報本の誠敬を致す齋場にして、其の數現に八箇所あり、殿の名稱及其の所在地を列記すれば左の如し。

崇烈殿	京畿道廣州郡	崇信殿	慶尙北道慶州郡
崇義殿	同　漣川郡	崇惠殿	同　同
崇德殿	慶尙北道慶州郡	崇善殿	慶尙南道金海郡

ロ　陵は上古より高麗朝に至る迄歴代王者の遺骸を埋葬せる所謂墳墓にして、現に其の所在の明瞭なるもの九十八箇所あるも、就中奠幣供饌の禮を以て春秋兩次に享祀を行ふものは六箇所あり、其の名稱及所在地を列記すれば左の如し。

麗顯陵	京畿道開豐郡	金味鄒王陵	慶尙北道慶州郡
朴赫居世王陵	慶尙北道慶州郡	笃子陵	平安南道平壤府
昔脫解王陵	同　同	東明王陵	同　中和郡

但、歴代始祖中百濟王の始祖陵は其の所在明らかならざるを以て享祀を行ふに由なし、又駕洛國（國史に任那と書するもの）の始祖陵は從前より殯殿の享祀を行ふ際併合して之を行ひ陵墓祭は格別に之を行はざる慣例なり

以上國家の儀制に屬する享祀の外に先賢の學德、烈士の節義を追慕し且つ其の德化を報謝する爲に書院又は祠宇を設立して享祀を行ふ儀制を公認せるものあり、特に敎育制度改革以前に在りては書院は地方に於ける子弟敎育の設備なりしが、今は其の制革まりて祠宇と同じく單に先賢の享祀を行ふ公認の齋場となれり。而して其の員數は各道を通じて四十四箇所あり、其の名稱及所在地左の如し。

嵩陽書院	京畿道開城府		魯岡書院	忠淸南道論山郡	
牛溪書院	同	金浦郡	彰烈祠	同	慶尙南道東萊郡
深谷書院	同	龍仁郡	武城書院	全羅北道井邑郡	彰烈祠 同 晋州郡
龍淵書院	同	抱川郡	筆巖書院	全羅南道長城郡	忠烈祠 同 統營郡
坡山書院	同	坡州郡	褒忠祠	同	忠烈祠 同 居昌郡
四忠書院	同	始興郡	西岳書院	慶尙北道慶州郡	淸聖廟 黃海道海州郡
鷺江書院	同	同	玉山書院	同	太師祠 同 平山郡
江漢祠	同	驪州郡	紹修書院	同	文會書院 同 延白郡
德峯書院	同	安城郡	金烏書院	同	鳳陽書院 同 殷栗郡
忠烈祠	同	江華郡	道東書院	同	忠愍祠 平安南道安州郡
顯節祠	同	廣州郡	陶山書院	同	表節祠 平安北道定州郡
紀功祠	同	高陽郡	屛山書院	同	彰節書院 江原道寧越郡
忠烈祠	忠淸北道忠州郡		興巖書院	同	忠烈書院 同 金化郡
表忠祠	同	淸州郡	玉洞書院	同	褒忠祠 同 鐵原郡
遯巖書院	忠淸南道論山郡		濯溪書院	同	老德書院 咸鏡南道北靑郡
			慶尙南道咸陽郡		

第二節　神社

總督府は大正四年八月神社の創立及移轉合併等に關する規則を定め、此の成規に遵由して神社を創立せるもの昭和六年末に於て五十の數に上り、地方著名の都市には概ね其の存置を見るに至れり。次に神祇を勸請して一般公衆の禮拜の用に供する小設備の神祠は百九十五箇所あり、是れ皆他日神社となるべき體性を有するものとす。

官幣大社朝鮮神宮（京城南山御鎭座）は朝鮮の總鎭守として　天照大神、明治天皇の二柱を奉祀し、大正十四年十月十五日鎭座祭を執り行はせられ、爾來例祭を十月十七日と定め勅使を差遣せらるる事に御治定相成りたり。

第三節　宗敎

イ　宗敎の概況

佛敎の傳來は遠く高句麗小獸林王二年に在り、爾來百濟、新羅を經て高麗末に至る迄隆盛を極めたりしが其の隆盛と共に餘弊百出し、李朝に至りて時に之を庇護したることあるも、概して佛敎排斥の方針を執り、寺額を減じ寺刹の土田臧獲を官沒し度僧の制限を行ふ等年を追ふて抑壓を加へたる爲、敎勢甚しく衰微し寺刹は多く荒廢に歸したりしが、李太王三十三年の宣言により信敎の自由を得、明治四十四年九月寺刹令施行に由りて傳法布敎等其の活動を公認せられ、寺刹の財產は其の保有

鞏固となり數百年來沈衰したる佛教は玆に漸く蘇生の觀を呈するに至れり。爾來各寺刹は進んで布教所を設置し、各本末寺聯合出資の下に財團法人朝鮮佛教中央教務院を創立する等漸次講學布教の發展に努めつつあり、現在本寺(本山)三十一、末寺一千三百十三、布教所一百二十、僧侶五千五百九十四、尼僧一千四十四、信徒十四萬一千八百餘人あり、因に朝鮮佛教の宗旨稱號は其の進運に從ひ種々併立したりしも李朝に於て之が合派減宗を圖り、世宗六年遂に禪、教二宗となし、今日に至りては多く兩者を併稱せり。內地神道各派中最も早く朝鮮の布教に着手したるは天理教にして明治二十六年とす。現在は天理教、神理教、金光教、神習教、大社教、扶桑教、神道、黑住教、實行教及御嶽教の十派あり、以上各派を通じ布教所二百二、布教者三百八十三、信徒八萬八百餘、內朝鮮人一萬三千餘人なり。內地佛教の朝鮮に於ける布教は天正十五年眞宗大谷派系の僧侶奧村淨信釜山に來りしに創まる。其の後文祿役に逢ひ同派の布教亦其の跡を絕ちたるも明治十年淨信の後裔奧村圓心等再び釜山に開教したり、同十四年日蓮宗の渡邊日運亦釜山に會堂を建て、同二十八年眞宗本願寺派、同三十年淨土宗等諸宗相次いで布教師を派遣し、殊に併合後は信徒の結集、寺院、布教所等の設備年々增加するに至れり。現在朝鮮布教に從事する宗派は眞宗、日蓮宗、淨土宗、眞言宗、曹洞宗、臨濟宗、黃檗宗及天台宗に屬する二十二派にして、寺院一百十、布教所三百九十五、布教者五百三十五、信徒二十七萬五千餘、內朝鮮人六千八百餘人を有す。

基督教は十八世紀の中葉北京に使したる者天主公教の聖書を携へ歸りたるに濫觴せり。其の後李朝正祖王の八年政府の嚴禁する所となり、更に教勢再燃したることあるも遂に其の旺盛を見るに至らず、憲宗王の二年佛國人竊に京城に於て布教に從事し京畿道、忠淸道に亙り教旨を傳へたるも政府の迫害依然として止まざりき。斯くて李太王の十年に至り大院君勢力を失墜し政治上の關係を絕つに及び基督教に對する取締も漸次寬大となり、同王の十九年以後歐米諸國との外交關係成立せしより天主公教亦玆に教勢を恢復し爾來漸次隆盛に向ひ、露國正教會の朝鮮傳道は李太王の光武四年開始せられ日露戰役の際一時停止したるも其の後復興せり。新教基督教は李太王の二十一年米國北長老派の宣教師入鮮したるを宣教の第一歩とし、續いて其の翌年には更に同派の宣教師竝美監理派の宣教師等も渡來し京城、平壤其の他に布教所を設け學校、病院等の經營に着手し、爾來諸派宣教師年々多きを加へ現在外國人の關係ある教派は朝鮮耶蘇教長老會、基督教朝鮮監理會、聖公會、第七日安息日耶穌再臨教、東洋宣教會及救世軍の六派あり、又內地人新教基督教は明治三十七年日本基督教會傳道局より牧師を派遣し最初釜山に教會を設立し傳道を開始したり。同年日本メソヂスト教會、日本組合教會も亦渡來せり。現在以上の外東洋宣教會、ホーリネス教會及基督同信會あり、朝鮮人側には大正七年元長老派の牧師金庄鎬が別に黃海道鳳山郡に朝鮮基督教會を組織し、又同十一年日本組合基督教會は其の經營の方針を變更し、朝鮮人側の布教は之を柳一宣に委任することとなり、京城に朝鮮會衆基督教會を設立せり。爾來各其の教旨の宣布に努め相當の發展を爲しつつあり、以上新舊各派を通じ現在布教所四千二十八、布教者二千五百六十六、內外國宣教師三百二十八、信徒內地人六千四百餘、朝鮮人三十三萬

況狀の習演外野官察警鮮北

八千四百餘、外國人三百餘、合計三十四萬五千二百餘人とす。

ロ　宗教類似團體　宗教類似團體として天道教、侍天教等は各地方に多數の團員を擁し、社會上相當の勢力を有するも、此等の各團體は未だ宗教團體と認めらるるに至らず、專ら警察取締の下に置かる。

ハ　宗教團體の社會事業　宗教團體の社會的施設は基督教最も多く、神道各派は未だ此の種の施設少なし。內鮮佛教團體の經營する主なるものを擧ぐれば專門程度の學校一、中等程度のもの三、初等程度のもの九、幼稚園四十八、講習所及書堂十八箇所あり、又隣保救濟の事業として眞宗大谷派の向上會館、淨土宗の和光教園、共生園、京城、仁川、大田、光州、平壤及羅南に於ける內地佛教各宗聯合の京城佛教慈濟會、仁川佛教悲田院、大田佛教慈濟會、光州佛教慈光會、平壤佛教廣濟會、羅南行旅病人救護所等あり、基督教に於ける事業は多く外國宣教師に依りて經營せられ、新舊各派を通じ學校には專門學校四、高等普通學校四、女子高等普通學校六、普通學校三十の外中等並に初等程度の男女學校二百十、幼稚園百六十、講習所及書堂二百三十五あり、又特殊の學校として盲啞學校一箇所を經營す、醫療事業には監理及長老聯合の世富蘭偲病院外二十六箇所の病院並に麗水、達城、東萊に於ける癩病院あり、有料患者を取扱ふと共に貧困者に對し施療を行ひつつあり、其の他社會事業には天主公教の京城、仁川、大邱に於ける孤兒院、朝鮮耶蘇教長老會の東山病院嬰兒部、基督教朝鮮監理會の公州育兒院、聖公會の聖彼得孤兒院、救世軍の育兒ホーム、女兒ホーム、婦人ホーム等あり。

北鮮滿浦警察署美他警察官駐所及同所在地部落ニ於
ける防備施設（△印駐在所舍○印望樓×印監視所）

第十六章　警　察

第一節　治安狀況

治安狀況は大正八年三月一日起りたる騷擾事件後一時平靜を缺き、不安の氣四方に漲り個々の暴行脅迫頻りに發生し、其の最も盛なる時期に於ては一部の民衆は其の危害を免れんが爲めに何れも態度を曖昧にし犯罪檢擧上頗る困難を感じ來りたるも、同年八月警察制度の一大改革を行ひ、爾來鋭意警察諸般の施設を整備し以て警察力を充實し併せて不眠不休の努力を以て警戒に當りたる結果不逞企畫は事毎に未然に摘發せられ、時日の經過と共に一般民衆は漸次迷夢より醒め曩に不逞企畫に參加したる者も亦概ね前非を悔い續々官憲に歸順するに至れり。而してその不逞企畫及之に關聯する各種の犯罪事件の多くは在外不逞者の使嗾煽動に原因したるものにして、一度鮮內の人心安定するや國外の不逞團は俄に其の聲望を失墜し辛うじて餘喘を保つに過ぎざる狀態に陷り、同十年以降內外の形勢一變著しく平穩に趨けり。尤も國境地方に於ては對岸に根據を有する匪賊の出沒尙絕えざりしも、同十四年六月支那官憲と協定成立して以來支那官憲の誠意ある取締と國境警察官の異常の努力に依り徹底的に掃蕩せられ、殆んど其の影を絕つに至りたるが昭和六年九月十八日所謂滿洲事變勃發以來國境對岸一帶に亙り匪賊の蠢動將に往年の狀況に復歸し鮮內に於ても之が脅威によりて著しく不安を訴ふるに至れり、爾來軍隊の出動と

相俟て國境警備の充實を圖り治安の維持に努めつつ在る實狀なり。

第二節　定員配置

警察機關に付ては總督府に警務局を置き警務局長以下事務官、技師、通譯官、屬、技手及通譯生を配置し、警察及衛生の事務に當り地方に在りては道知事警察及衛生の事務を司り、道に警察部を置き警察部長は道事務官を以て之に充て、警視以下を指揮監督せしむ。昭和六年末に於ける警察職員左の如し。

事務官	警視		警部		警部補		巡査		計	
	內地人	鮮人	內地人	鮮人	內地人	鮮人	內地人	鮮人	內地人	鮮人
一三	四八	九	三三八	八六	五九一	一五四	九、七六一	七、九一三	一〇、七五一	八、一六二

第三節　警察區劃

警察署の管轄區域は行政區劃を基礎とし一府郡に一警察署の設置を原則とせるも、地方の事情に依り二警察署以上を配置せるものあり、卽ち現在二百三十四府郡島に對し二百五十一の警察署を配置せり。警察署管內には派出所駐在所を設く。派出所は警察署所在地に、駐在所は警察署所在地外に置けり。而して駐在所は原則として一面一駐在所主義に據れるも地方の事情に依りては一面に二箇所以上を設置せるところあり、卽ち現在二千四百六十四邑面に對し二千三百三十六箇所の駐在所及百八十七箇所の派出所を設置し、又國境警備其他臨時特に警戒を要する地點百六十七箇所に警察官出張所を設置し居れり。

第四節　警察官の養成

警察官養成の機關としては京城に警察官講習所、各道に巡査敎習所ありて警察官若くは警察吏たるべき者に對して學術及實務を敎授す。警察官講習所は朝鮮總督の管理に屬する獨立の機關にして講習科及敎習科を置き、講習科は本科及別科に分ち本科は現に監督者たり、又は將來監督者たらんとする者に對して德操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしむるを以て目的とし、其の修業期間は九箇月乃至一箇年とす。別科は現に特種勤務に從事し、又は將來特種勤務に從事せんとする者に對して其の德操を練磨し必須の學科及實科を習得せしむるを以て目的となし、修業期間は其の都度之を定め、敎習科は朝鮮全道に配置すべき內地人たる初任巡査に對して警察官に必要なる訓育敎養を施す。各道に於ける巡査敎習所は警察部に之を置き初任朝鮮人巡査の敎養機關となせり。

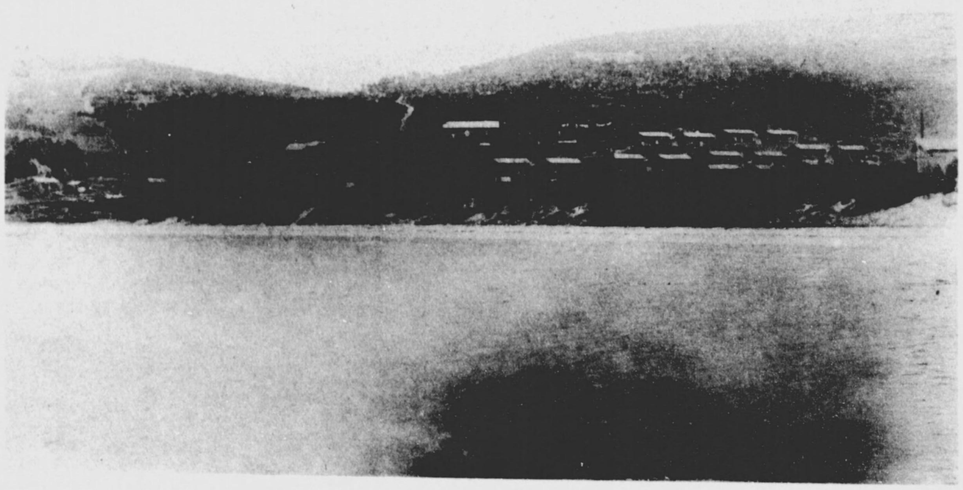

小鹿島慈惠醫院南病舍全景（全羅南道）

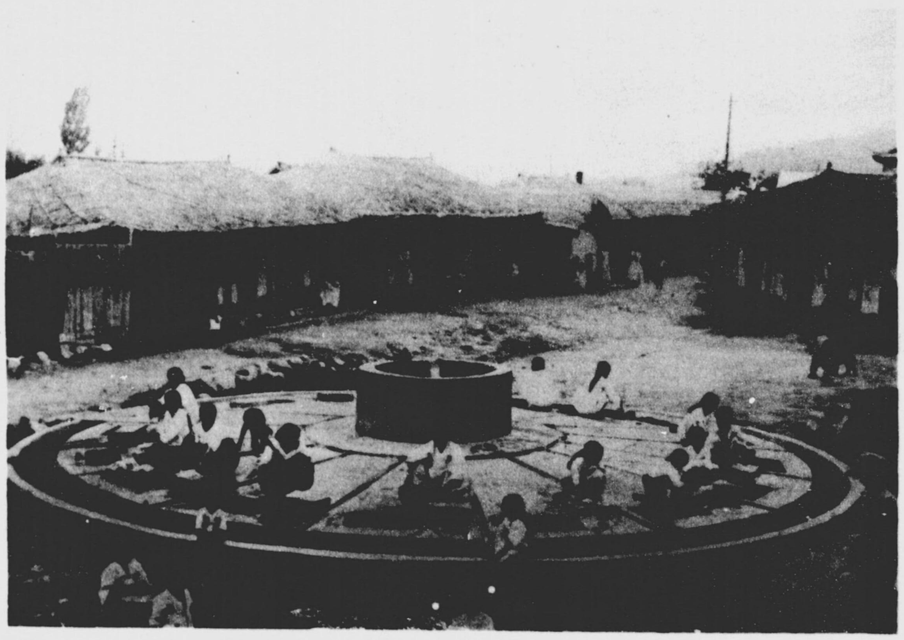

共同洗濯所（破鏡北道北青郡北青面内里）

第十七章　衛生

併合以來總督府は總督府醫院（昭和三年六月より京城帝國大學附屬醫院と改稱）小鹿島慈恵醫院の外各道に道立醫院を設置し、警察醫及公醫を設けて一般に醫藥の便を與へ、大正八年各道に衛生技術官を配置し、飲料水改良方法としては諸市街地に水道を敷設し、或は敷設せしめ、又國費の補助を與へて共同井戸の掘鑿を奨勵し、傳染病及獸疫の豫防或は除穢事業の如き亦常に勵行して、衛生機關の充實と社會衛生の進歩とを圖れり。

第一節　醫療機關

昭和六年十二月末に於ける醫療機關の狀況左の如し。

道名	醫（病）院			醫師								
	官立	道立	公私立	計	內地人	朝鮮人	外國人	計	醫生	限地醫生	齒科醫師	藥劑師	產婆	看護婦
京畿道	三	二	三八	四三	二五七	一八九	一四	四六〇	四一五	四〇	一六九	一三五	三二六	四四三
忠清北道	—	一	一	二	一四	二五	—	三九	一五一	八	五	四	二六	一七
忠清南道	—	二	三	五	四五	二八	—	七三	一八〇	一三	二一	四	六七	四八
全羅北道	—	三	四	七	四六	四七	一	九四	一八一	一〇	三	八	七八	九三
全羅南道	一	三	六	一〇	七三	五六	三	一三三	二六一	一八	二五	一七	一三二	六六
慶尙北道	—	三	六	九	六七	五三	一	一三	四三八	二五	三一	二	一八	一〇七

道名	醫（病）院 官立	道立	公私立	計	醫師 內地人	朝鮮人	外國人	計	醫生	限地醫師	齒科醫師	藥劑師	産婆	看護婦
慶尚南道	—	二	八	一〇	一三	七〇	四	一九五	五七九	三五	三三	一五五	一九〇	
黃海道	—	二	三	五	二四	八	二	一二四	二一四	一八	一九	五	五三	二五
平安南道	—	二	二	四	五六	一二	一八八	四〇三	二七	四五	一七	一九	六三	
平安北道	—	四	七	一一	三〇	一〇四	二	二三六	四三四	二四	一三	七	六五	三四
江原道	—	三	一	四	一三	四一	—	六六	二九七	一〇	一〇	二	四一	六七
咸鏡南道	—	二	八	一〇	三三	七一	一	一三五	六〇二	九	三六	一三	一〇四	六七
咸鏡北道	—	五	二	七	三九	三三	一	七三	三八	三〇	二	七九	四三	
合計	四	三四	八九	二七	八三五	九四六	三四	一、八〇五	四、四七二	二六五	四八九	二六六	一、二六二	一、二六二

又各道に在る傳染病院及隔離病舍は昭和五年末の數左の如し。

	官立	公立	私立	計
傳染病院	—	四	—	四
隔離病舍	—	二二三	—	二二三

イ　醫師及齒科醫師　僻地に於ては今尚醫師稀少にして前記醫療機關表に示すが如く昭和六年十二月末に於ては其の總數僅に一千八百五名に過ぎず、之を人口に對比すれば醫師一名に付人口約一萬一千三百二十名に當り、而かも其の多數は都會地に集中せるを以て朝鮮人の大部分は在來の醫業者たる醫生の診療に俟たざるべからず、之が爲京城醫學專門學校に於て醫師の養成を爲す外大正十二年に於てセ

ブランス醫學專門學校を指定し、更に每年二回醫師試驗を施行して銳意之が普及を圖り、尚優良なる醫師養成の要を認め同十三年五月京城帝國大學に醫學部を設置し、更に昭和五年三月慶尚北道立大邱醫學講習所及平安南道立平壤醫學講習所を指定せるも朝鮮內に於ける醫師の普及は前途尚遼遠なり。齒科醫師は昭和六年十二月末に於て全鮮を通じ其の數僅に四百八十九名を算するに過ぎず、齒科醫師の要望最盛なる現時に於ては到底其の要求に應ずること能はず、入齒營業者を許可して之が不足を補充しつつあるも同營業者は專ら技工に從事し、醫術の素養無きを以て大正十年六月齒科醫師試驗規則を公布し、更に同十四年二月齒科醫師規則第一條の規定に依り京城齒科醫學校を指定し、極力優良なる齒科醫師の充實普及に努めつつあり。然れごも一般醫師及齒科醫師の普及は容易ならざるを以て、邊陬の地に於ては醫術及齒科醫術の經歷を有する者に地域及期間を限りて醫業又は入齒營業を免許しつつあり。

都市に於ては內地人移住の增加に伴ひ漸次醫療機關の充實を見るも僻地に於ては僅に道立醫院の巡廻診療等に依るに過ぎざりしに由り、大正三年四月公醫制度を布きて全道に百三十七名の醫師を配置し、主として民間診療を爲さしむると共に各官廳の衞生事務に從事せしむることゝせり。現在定員二百十五名一人當年手當平均一千五百圓を給し人材の招致に意を致しつつあるも尚將來增加の必要あり。

ロ　醫生　醫生に二種あり、一は大正二年十一月公布の醫生規則に依り朝鮮人にして本則公布前二年以上醫業に從事したる者に對して永久に醫術の開業を免許したる者、一は醫生に就き三年以上醫業を修

習したる者に對し地域を定め五年以內の期限を附して其の開業を免許したる者なり。朝鮮人は主として此等の醫生に依りて醫療を受くるを以て右は朝鮮に於ける重要なる醫療機關の一にして之に醫術を敎養せしむるの必要を認め、敎育規程を發布し公醫を敎師として醫生の敎養を行はしめつつあり。

ハ　産婆　從來朝鮮人にして産婆を業とするもの無く一般に分娩に際して他人の介補を嫌忌せしが近時漸く其の效用を認むるに至れり。內地人産婆は漸次其の數を增加するも多くは都會地に開業し僻陬地に於ては殆ど其の影を見ざるを以て、京城帝國大學醫學部附屬醫院及大邱、平壤、咸興の道立醫院、鐵道醫院等に於て之が養成を爲すと共に各道に於て産婆試驗を行ひ、以て其の增加を圖れり。

ニ　看護婦　醫師病院の增加に伴ひ看護婦の需要漸次增加し來りたるを以て資格を限定し、且業務上の取締を爲すの必要を認め、大正十一年五月看護婦規則を制定し、內鮮其の資格を共通とし、産婆と共に前記各醫院及公立病院に於て之が養成を爲すの外各道に於て試驗を施行し之が增加普及を圖れり。

ホ　種痘施術生　種痘普及の爲明治三十二年各道に種痘認許員を設置し其の素養ある朝鮮人には男女を通じて之を認許せしも古來朝鮮婦人は男子に近接するを忌むの風習あるを以て內地人に對しては特に婦人にのみ許せり、尙大正十二年朝鮮種痘令公布に伴ひ從來の種痘認許員を種痘施術生と改めたり。

第二節　藥品取締

イ　藥品　藥品に關しては明治四十五年三月藥品及藥品營業取締令を發布し藥劑師、製藥者、藥種商、賣藥業者等の各業務範圍を限定し、毒藥劇藥の販賣授與に嚴重なる制限を加へ、殊に阿片煙の密輸入不正販賣吸煙に關しては朝鮮刑事令の規定に依りて之が取締を行ひたり。然るに歐洲戰亂以後阿片等の價格暴騰に因り平安北道及咸鏡北道に於て阿片の製造を爲す者續出せるを以て、大正八年六月朝鮮阿片取締令を公布し罌粟の栽培を制限し、生産阿片は政府に收納して賠償金を交付し、同時に醫藥用阿片及製藥用阿片は政府の專賣とし賣下又は交付規定を設け、其の販賣授與に付ても亦嚴重なる取締を加へたるが爲、朝鮮刑事令の勵行と相俟つて阿片煙の吸飮は全く其の跡を斷つに至れり。然れども之と共に又モルヒネ類の注射服用を行ふて阿片烟吸飮に代へ、其の害阿片に讓らざるものあるを以て、之を防止するの必要と共に國際阿片條約を履行せんが爲、同九年十二月モルヒネ、コカイン及其の鹽類取締に關する府令を公布して麻藥類の輸入を制限し、且鮮內に於ける製造販賣に就ても亦嚴重なる取締を加へしが、尙鮮內取引及所有所持に關し不備の點ありしを以て同十二年及十五年の兩度に亙り右府令を改正し、如何なる者も此種藥品の購入に際しては警察署の身分證明又は認證を必要とし、右手續を了せざる者に對しては一切其の所有所持を禁止せり。然れども麻藥類の密賣及濫用其の跡を絕つに至らざりしを以て製藥用阿片の賣下を廢止し、昭和五年三月より專賣局に於て鹽類モルヒネ及鹽酸ヂアセチールモルヒネの製造賣下を爲すこととし、以て麻藥類の取締を一層嚴ならせり。

其の他賣藥檢查規程を定め、又大正二年七月藥品巡視規則を施行して漸次藥品及賣藥の精良を期し、併せて一般藥業者に對する取締を勵行しつつあり。

口　藥劑師　藥劑師は他の醫療機關に比し遙に少數なるを以て藥種商を許可し、漸く藥品需給の圓滑を圖りたるも、藥品に關する知識に乏しく危險少からざるを以て、大正五年に藥劑師試驗規則を發布し、同十四年に朝鮮藥學校を指定し、更に昭和五年九月京城藥學專門學校を指定し、以て藥劑師の養成普及に努めつつあるも、昭和五年十二月末調査に於ける藥劑師の數は僅に二百三十四名に過ぎず。

第三節　飲食物及其の他物品の取締

飲食物其の他物品の取締に付ては牛乳營業取締規則、衞生上有害飲食物及有害物品取締規則、清涼飲料水及氷雪營業取締規則、メチール、アルコール（木精）取締規則等を公布し、且本府及各道に衞生試驗室を設置し、藥劑師たる技術員をして飲食物及飲食用器具竝に藥品賣藥等の化學的試驗に當らしめ、以て不良飲食物、藥品賣藥等の取締に遺憾なきを期しつつあり。

昭和六年十二月末に於ける衞生試驗件數左の如し。

記

品種名	件	適	否
藥品	一四、五二五	一二、〇六一	二、四六四
藥	三、七七七	二、一八四	一、五九三
賣藥	一六、五四七	八、二八四	八、二六三
水			
酒			
氷及氷雪、清涼飲料	五、三四七	四、六五九	六八八
飲食器具	二、四二二	一、九七七	四四五
雜類	一、六五四	一、三七〇	二五四
	四、二三六	三、八八一	三五五
計	四八、五〇八	三四、四一六	一四、〇九二

第四節　痘苗製造

痘苗は朝鮮總督府獸疫血清製造所に於て之を製造す。府邑面及警察官署に於て施行する種痘用を無料とし、京城帝國大學附屬醫院、道立醫院、藥劑師、藥種商の請求に依り賣下ぐるものは定價を二割減ぜり。又間島は地域相接し同地に於ける種痘の疎密は直に朝鮮に影響すべきを以て、同地公種痘に對しては特に無料配付を爲しつつあり。

第五節　屠場及屠畜

屠場の取締は韓國政府の公布に係る屠獸規則及各理事廳公布の規程に依り各道に於て適宜規則を制定し來りしが、大正八年十一月屠場規則を公布して以來全く統一を見るに至れり。昭和六年末に於ける屠場數は千三百八十四箇所にして、昭和六年中の屠畜總頭數は五十一萬九千二百五十七頭なり。而して屠畜中最多數なるは牛の二十六萬四千二百六十一頭にして、之れに亞ぐは豚の二十五萬四千六百九十九頭なり。

第六節　牛乳搾取所及牛乳取締

朝鮮人は從來牛乳を用うること少く、唯內地人又は外國人に於て需要せらるるのみなりしを以て何等法規の存するものなかりしが、併合以來朝鮮人間の需要漸次增進し、營業者の數も亦增加したるを以て明治四十四年該規則を公布し、爾來之を勵行せるが、昭和六年末に於ける搾乳營業者九十三名、乳牛飼養數千四百頭にして、同年中に搾取販賣せる量は九千四百石なり。

第七節　汚物掃除

汚物掃除に關しては從來府面に於て之を勵行し、又春秋二季の淸潔方法の如きも、既に十數年來警察官署に於て地方民を指導して其の慣習を馴致し來れる結果、今や都鄙共に進んで之を行ふに至り、便所、井戸、下水の改修も亦此の機會に於て着々として實行せられ、衞生狀態逐年面目を改めつつあり。

第八節　海港檢疫

海港檢疫は警察官署の管掌に屬し朝鮮外より來る船舶に對して之を行ふ。現に檢疫所の設置は仁川、釜山、群山、木浦、元山、城津、淸津、鎭南浦、新義州、龍巖浦及雄基の十一港あるも、其の設備未だ完からずして防疫上の遺憾尠なからず。

第九節　上　水

イ　水道　一般に飮料水不良なるを以て之が改良の必要を認め、併合以來每年國費及地方費補助の下に地方をして水道の敷設及模範的公共井戸の掘鑿を行はしめつつあり。

現今水道の設備あるは京城、仁川、光州、淸津、咸興、新義州、晋州、釜山、平壤、木浦、鎭南浦、群山、羅南、會寧、元山、義州、鎭海、大邱、海州、公州、淸州、全州、江景、統營、浦項、春川、平康、金泉、城津、高興、麗水、馬山及莞島の三十三箇所なり。

ロ　公共井戸　公共井戸の改良に關しては明治四十三年以降國庫補助に依り掘鑿又は改修せしむるの方針を執り、大正八年度より一定の財源を與へ國庫補助を廢して之を地方費に移し、爾來益其の改善を加へ各地水質檢査と相俟つて漸次飮料水の供給を潤澤ならしむるに至れり。

第十節　傳染病豫防

イ　コレラ　其の流行の歷史極めて古く李朝に入りても大小の流行を繼續し、就中成宗、中宗、正祖の朝等には殆ど全域に亙る流行を惹起し、正祖朝の死亡者のみにて三十七萬九百七十九人を出したることあり。

併合後に於ても昭和六年迄二十二箇年間に於て十四箇年に亙りてコレラ患者發生し、其の總數四萬四

千百四十一人、死者二萬七千二十二人を出したるが、就中大正八年の患者は一萬六千九百十五人、死者一萬一千五百三十三人、保菌者二萬四千二百二十九人、死者一萬三千五百六十八人、保菌者三千七百六十五人を出し、此の兩年度に於て費したる國費（府面費に對する補助を含む）三百七十二萬餘圓の多きに達せり。鮮内に侵入するコレラは主として其の淵源を上海地方に發し、一は内地諸港他の一は南滿洲を經て侵入するものなるを以て、本府に於ては例年コレラ患者上海に發生せし時を以て第一期として、沿海及國境地方民に對し豫防注射を實施すると共に海港檢疫の嚴行に努めつつあるも、支那大陸の衞生狀況は容易に之を知るに難く、而も内鮮支間に於ては下級船舶の交通頻繁にして更に北方一帶國境を接するを以て、警戒線の間隙に乘じ不慮の侵襲を蒙るの狀況に在り、一朝之が侵襲を見んか衞生施設の不完全及民衆衞生思想の缺如は忽ち流行を增大せしむべきを以て、本府は大正十年コレラ豫防宣傳の爲活動寫眞フヰルムを作成各道に配付すると共に、海外に於けるコレラ狀況の周知に努め、一般民の警戒心を喚起せしむる等深甚の考慮を拂ひつつあり。

ロ　痘瘡　古來人生の免るべからざる災厄となし毫も豫防の方法を講ぜざりしのみならず、種痘施行の命を受くるや徒に疑懼の念を抱きて之を忌避するの狀況なりしを以て、大正十二年朝鮮種痘令を公布し、萬難を排して其の强行に努め、一面痘瘡豫防宣傳フヰルムを調製、各道に配付し、豫算及警察官署に於ける從事職員の能力の許す限度に於て之が宣傳に努めたる結果、漸次患者の減少を見昭和四年中發生患者數は五百二十三人に過ぎざりしが、昭和五年中に於ては國境地方たる咸鏡南北道及江原道に流行を來せる結果總計千四百十八人を出し昭和六年中に於ても千三百七十六人を出せり。之れ滿洲地方に於ける潛在病毒は彼我の頻繁なる交通に依りて鮮内へ侵襲するに至りたるに由る。

ハ　赤痢、腸チフス　本病は到る處に其の病毒潛在し、四季を通じて小流行を起すを以て其の都度强行的に豫防接種を施行し、或は流行の危險ある地方に對し豫防宣傳フヰルムを利用して民衆思想の啓發に努めつつありと雖、夏期に於ける霖雨期又は水害等に際しては忽ち大流行を招來し、國民生活上甚だ憂慮に堪へざるものあるを以て、大正十三年豫防令の一部を改正して菌保有者に對する制限を設けしも、今後尚一般の施設を必要とする所少なしとせず。而して昭和六年中に於ける赤痢の發生は千九百十二人にして、腸チフスの發生は六千六百十五人なり。

第十一節　地方病

肺ヂストマ　朝鮮に於ける地方病は古來肺ヂストマ、十二脂腸蟲、マラリア、再歸熱等其の種類尠からざるが如きも就中其の分布濃厚にして被害の程度甚だしきは先づ指を「肺ヂストマ」に屈せざるべからず。肺ヂストマは從來土着人間に「土疾」と稱せられ、其の病性の緩慢なると直に死を招來することなきを以て特に重要視せられざる傾向ありと雖、其の蔓延の廣汎なると其の經過の緩慢なるに依り勞働能力を減殺し、更に併發症を惹起し死の轉歸をとるもの尠からざる點より見て、民族衞生上決して輕視すべき問題にあらず。然るに從來或局部に於ては其の分布狀態及中間宿主の在否等調査せしことなきに非ざる

も、全鮮に亙りて其の分布狀態、中間宿主攝食の狀況、本病に關する古來の傳說迷信等を調査したるこ
とを以て本府は之を遺憾とし、之が撲滅策を樹つる前提として之が調査を企圖し、大正十年度より
各道に經費を配布して其の濃厚なる地方より一定の方針に依り調査せしめ、續いて十二年度に至る同年
度に於て調査せし里洞數は各道を通じ六百五十七にして、調査區域の人口四十一萬九千二百十二人に對
して檢査人口十八萬三百五十一人を算し、其の內肺ヂストマ蟲卵を發見せるもの一萬六千八百六十六人
にして其の檢査數に對する千分比例は實に九〇、四（內地人〇、一）の多數に上れり。以て如何に土着人
間に瀰蔓せるかを想像するに難からず。又之を罹病者の年齡別に見るに十一歲迄のもの其の二十五％を
占め二十一歲より三十歲の者二十二％を占めたり。之を以て見れば如何に勞働能力に影響することの甚
大なるかを想像し得べし。又之を性別に見るときは女子は男子の約半數の罹病者を發見するに過ぎず、
是れ朝鮮土着人に於ては女子は多く內房に籠居し、外出して中間宿主たる甲殼類（ザリカニ、モクヅカニ）を生食する機
會に乏しきに因るなるべし。以上調査の實績により之を觀察するときは肺ヂストマは殆ど全鮮的の地方
病にして、而も病毒の濃厚なる地方に在りては調査人員對罹病率一〇〇人中八二人に達する等國民保健
維持上重大なる障害を惹起しつつあるを知るに至りたるを以て、國費、地方費等に依り差當り重症患者
の治療方法を講じ、次で大正十三年六月府令を以て本病發病の原因をなす「ザリカニ、モクヅカニ」の
採取を禁じたりと雖永年に亙りて馴致せられたる國民の嗜好は一個の禁止令を以て能く之を制するの至
難なるを慮り、廣く之を民衆の理解に待つべく「肺ヂストマ」誘發の原因たる上記中間宿主採食の危險
なる所以を活動映畫に收め各道に配付して廣く之が宣傳に努めしめたる結果、近時著しく患者減少し、
昭和六年中の發生四千五百二十九人なり。

癩患者も亦各地に散在するを以て、全羅南道高興郡小鹿島に慈惠醫院を設け七百五十人を收容治療し、
又民間（外國人經營）に於ける癩病院ニしては、釜山、大邱及全羅南道麗水の三箇所あり。昭和六年中
に於て收容したる實人員は釜山七百六十四人、大邱四百七十二人、麗水九百十九人なるが、此等の經營
者に對しては大正十二年より每年度三箇所を通し六萬圓乃至七萬圓の國庫補助をなしつつあり。又癩病
の特效藥たる「エチールエステル」は曾に癩治療上の效果あるに止まらず之に依りて憐むべき患者の精
神生活を基調せしむべき唯一の方法たるを信じ、同十五年度より右製造に要する經費五千五百圓を衞生
費に增額したるを以て、本府に於て之を製造し各道の要求數量ニ製產數量ニを考查按分し配給しつつあ
り。

●●●
マラリア　マラリアは各地に散在し京畿、慶北、黃海、平北、江原、咸南の各道に於ては累年多數の患
者を出しつつあるも、之が豫防救濟方法及豫防救濟方法講究の前提たる分布狀況は未だ確實なる資料な
きを以て、昭和三年より引續き各地方に亙つて調査の步を進めつつあり、而して昭和六年中の發生患者
數は十三萬八千九百四十三人なり。

●●●●●
十二脂腸蟲、再歸熱　本病に對しても未だ何等系統的調査及救濟方法を講じたるこニなし。而して各道
の調査報告に依れば昭和六年の發生數十二脂腸蟲患者一萬九千四百七十二人なり。

第十二節　家畜傳染病

家畜傳染病中其の慘害の最も甚大なるは牛疫、牛肺疫、口蹄疫、炭疽、氣腫疽の類にして牛疫、牛肺疫、口蹄疫は接壤支那地方に常在し屢國境地方に侵襲し、時に或は大流行を極め爲に交通、產業、經濟上大脅威を齎らす例乏しからず。又炭疽及氣腫疽は朝鮮內に常在して每年各地方に續發し其の害毒を流すこと亦大なり。仍て本府に於ては夙に之が防疫施設を講じ、大正四年に獸疫豫防令を制定施行して病獸の早期發見、病毒傳播の防止、豫防液又は免疫血清注射の勵行等を期すると共に同七年には農商務省所管の在釜山獸疫血清製造所を本府所管に移し、猾國境樞要地十八箇所に血清貯藏庫を設置して豫防液及免疫血清類配給、貯藏の便を計り、或は牛疫、口蹄疫豫防の爲に支那地より牛羊等の輸入を停止し、或は鼻疽豫防の爲に滿洲及西比利亞より輸入する馬、騾等に對し檢疫を施行することとし、以て病毒侵襲に備へたるが時勢の變遷技術の進步に伴ひ、從來の獸疫豫防令に不備の點を生じたるを以て昭和五年朝鮮家畜傳染病豫防令の制定あり。昭和七年九月同令旅行規則を發布して昭和七年十一月一日より施行し獸疫豫防令を廢止せり。而して此等の防疫機關として大正十三年度迄は平安北道五名、咸鏡北道三名其の他の道にありては各一名の專任獸醫務囑託を配置し警察官及郡竝畜產組合技術員と協力して防疫に努むる處あり、更に同十四年度より平安北道に五名、咸鏡南道に一名、咸鏡北道に三名、同十五年度より平安南道に三名を增員して順次防疫機關の擴張を圖り、又同十五年度よりの新規事業たる國境牛疫免疫地帶構成實施の事業たるや、牛疫「ワクチン」發見以來初めて之を廣く應用するものにして之が實績如何は實に世界に於ける斯界の齊しく注目する所なるを以て、同年度より更に八名の技手を平安北道、咸鏡南北道に配置し、關係技術員と協力して注射施行の任に當らしむるは勿論滿洲方面よりの密輸入牛の取締、斃牛檢案の勵行、其の他一般防疫事務に從事せしめたる結果漸次家畜傳染病の發生減少しつつあり。

氣腫疽　本病は從來每年二千頭內外の發生を見其の病毒は廣く各地に潛在し、且つ本病に罹りたる畜牛は必然的斃死の厄に遭ふものにして、農家經濟に及ぼす影響甚大なるを以て、極力豫防に努めつつありしが、豫防上の一の手段たる豫防注射も從來豫算及設備の關係上豫防液の不足を告げ、遺憾の點あり、昭和四年度より之が增製を爲すことゝなり、各道多發地方を免疫地區に指定し、且一般的にも豫防注射の普及を計りつつある結果漸次減少し昭和六年中の發生は千三百八十八頭なり。

牛疫　本疫は朝鮮に常在するものに非ずして常に病毒潛在地たる對岸滿洲より侵入するものなり。而して國境の密輸入牛取締は甚だ困難なる處なるを以て、先づ國境地帶の畜牛を免疫性とするを得策とし、大正十五年度より約五萬頭の畜牛に牛疫「ワクチン」の注射を施行し、病毒侵襲に備へたる結果、大正十四年迄は年々數百頭の發生を見たりしも、大正十五年は七十一頭、昭和二年は四頭、昭和三年は僅二頭、昭和四年は全く其の發生なかりき。然るに昭和五年に於ては依然對岸より密輸入牛により平安北道に四十八頭、咸鏡北道に八十八頭、更に京畿道迄其の飛沫を受けて五頭（計百四十八頭）の發生を見

更に昭和六年に於ては二百六十六頭の發生を見たり。

牛肺疫　本疫は牛の傳染性肋膜肺炎と稱し大正十一年十月平安北道熙川郡に發生したるを嚆矢とす。爾來同地方に續發したるを以て、大正十二年二月府令第二十四號を以て本疫に對し牛疫同樣の取締及措置を爲すことゝせり。而して本疫の發生は平安南北道及咸鏡南道の三道に限られ、未だ嘗て他道に及ぼしたることなし。其の發生數は大正十一年末より同十二年の初に亙り三百九十七頭、同十三年には二百六十九頭、大正十四年は四十五頭に減し昭和元年は僅に一頭、同二年には八十六頭、同三年は七頭、同四年は六頭に減じ昭和五年及六年には全く發生を見ず。

口蹄疫　本疫は流行性鷲口疱と稱し其の病原地は牛疫と同樣對岸滿洲なり。故に本疫の流行も密輸入牛其の他病毒汚染物件の密輸入等に因り病毒傳播し從來每年數百頭の發生を見、其の多發せるは大正三年の一千十五頭、同四年の九千百八十二頭、同五年の一千二百二頭、同八年には騷擾事件の餘波を受け防疫員の不足等に依り三萬四千六百九十八頭の多きに上れり。爾來防疫機關の擴充に伴ひ漸次發生數を減じ、昭和元年の百二十八頭を一終期とし、昭和二年には僅一頭を出したるに過ぎず、爾來其の發生を見ざりしが、昭和六年に於て九百三十六頭の發生を見たり。

第十三節　移出牛檢疫

大正四年七月移出牛檢疫規則を公布し釜山及馬山港より生牛を移出するものに限り二十日間の檢疫を行ふことゝせしが、翌年十月更に同規則を改正し元山及城津にて健康診斷を行ひ、從來生牛の移出を許さざりし敦賀港に對しても亦移出し得ることゝせり。又釜山に於ける繫留檢疫日數は十八日以上なりしが農商務省と交涉の結果之を十二日に短縮したるも、此結果檢疫終了內地に陸揚後牛疫に罹りたるものを生じたる事例に依り、同十一年十二月農商務省の交涉を容れ、更に繫留日數を延長して十五日以上とし、正十四年十月一日以降畜牛は總て檢疫を受けたるものに非ざれば移出せしめざることに規定し、仁川、內地到着後直に陸揚するを得ることゝせり。然るに移出牛の檢疫は發地主義を得策と認めたるにより大釜山、鎭南浦、元山、城津の五箇所に檢疫所を設置し、檢疫の爲畜牛の繫留期間を十二日以上二十日以內こせり。

今昭和元年以降に於ける各檢疫所の移出頭數を示せば別表の通なり。

移出牛累年表

區別＼年別	移出頭數					
	仁川	釜山	鎭南浦	元山	城津	計
昭和元年	四、一四八	三七、〇八二	一、六五八	三、〇八五	一、七七六	四七、七四九
昭和二年	四、〇〇七	三四、一七九	二七五	三、〇六七	一、六〇〇	四三、一二八
昭和三年	六、〇八五	四一、七〇七	五、〇〇八	四、七三九	一、四九三	五九、〇三二

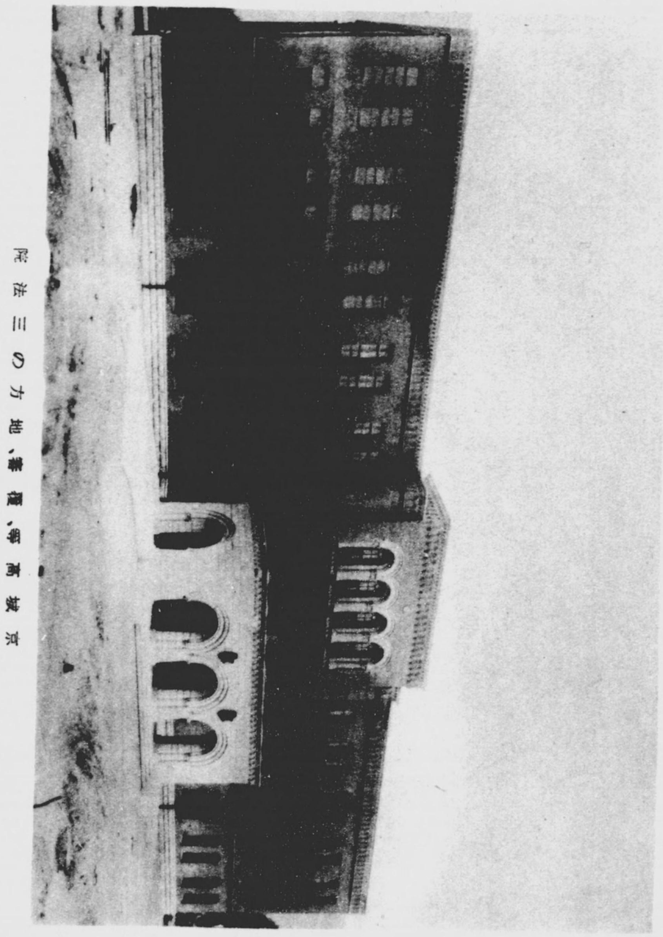

阪法三の方地、春履、郷高城京

昭和四年	五、五七八	三一、四四四	三、八四九	四、三八九	四、四二五	四九、六八五
昭和五年	五、三八四	二二、一二七	二、九五〇	二、八〇五	三、七七八	三七、〇四四
昭和六年	五、四七〇	二四、九三二	四、八七五	四、〇五二	三、八八九	四三、二一八

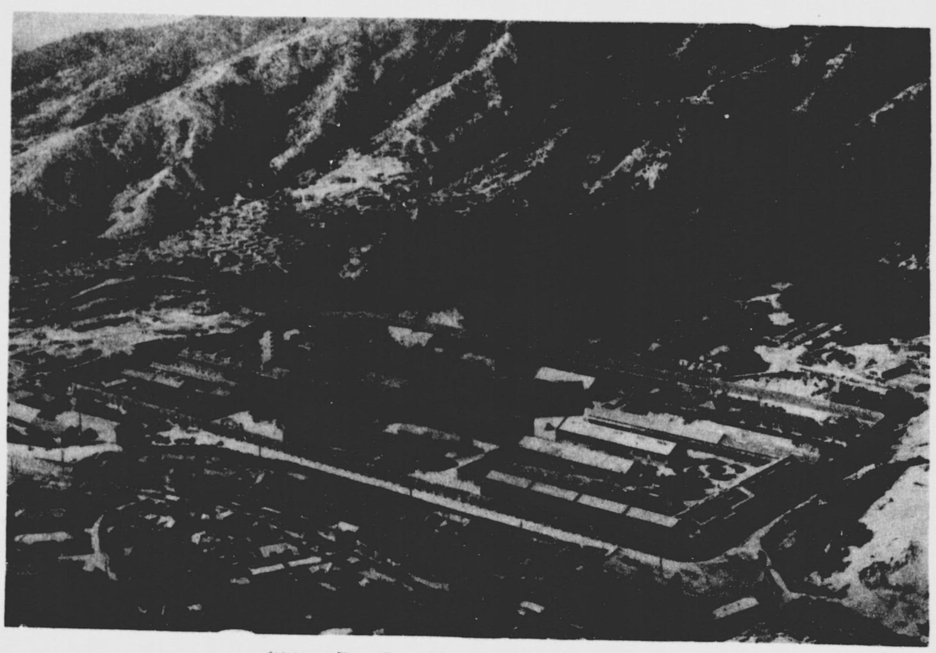

西大門刑務所全景（京城）

第十八章　司法

第一節　裁判制度

民事及刑事の裁判及非訟事件に關する事務は朝鮮總督府裁判所之を掌る。而して該裁判所は高等法院、覆審法院及地方法院に分ち、地方法院の事務の一部又は全部を取扱はしむる爲地方法院支廳、又登記及公證の事務を取扱はしむる爲地方法院出張所を設置せり。地方法院は民事及刑事に對して第一審裁判且非訟事件に關する事務を取扱ひ、覆審法院は地方法院の裁判に對する控訴及抗告、高等法院は覆審法院の裁判に對する上告及抗告に付裁判を行ひ、且內地現行の裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を執行するの制度なりしも其の後刑事訴訟法の改正に伴ひ、大正十一年十二月朝鮮總督府裁判所令を改正して高等法院の權限を擴張し、地方法院の裁判に對する上告及上告棄却の決定に對する抗告をも同院の判斷に屬せしむることゝ爲し、同十三年一月一日より之を實施せり。

地方法院は判事單獨にて裁判を行ふを原則とするも訴訟物の價格千圓を超過する民事事件、人事に關する訴訟事件、刑法第七十四條及第七十六條の犯罪事件、死刑、無期又は短期一年以上の懲役若は禁錮に該る犯罪事件、但し刑法第二百三十六條、第二百三十八條、第二百三十九條の罪及其の未遂罪竝に昭和五年法律第九號（盜犯等の防止及處分に關する法律）第二條、第三條の罪にして豫審を經ざるものを除

きたる事件、短期一年に滿たざる有期の懲役若は禁錮に係る犯罪にして豫審を經たるもの、竝此等の刑事事件の共犯事件にして本事件と同時に審判する場合、判事に對する忌避事件の裁判は三人の判事、覆審法院は三人の判事、高等法院は五人の判事を以て組織したる部に於て合議裁判を爲し、且裁判所に檢事局を併置して檢察事務を掌らしむ。

第二節　適用法規

適用法規は明治四十五年四月一日より施行の朝鮮民事令朝鮮刑事令に於て民法刑法其の他重要なる內地法規に依るべき旨を定めたるも民事にありては當初民法中能力、親族相續に關する規定は之を朝鮮人に適用せずして慣習に依ることとし、不動產に關する物權の種類及效力は民法に定めたる物權を除くの外仍慣習に依ることとせしが、大正十年十一月民事令に改正を加へ朝鮮人の能力及無能力の區別を明にし且無能力者の保護を完全ならしむる爲民法其の他法律中能力、親權、後見、保佐人及無能力者の爲にする親族會に關する規定を朝鮮人に適用することとし、同年十二月一日より之を實施し猶親族相續に關する事項に付同十一年十二月民事令中に改正を加へ能力及無能力者の保護機關に於けると同樣婚姻年齡、裁判上の離婚、認知、親權、後見、保佐人、親族會、相續の承認及財產の分離に關する規定を朝鮮人に適用することとし分家、絕家再興、婚姻、協議上の離婚、緣組及協議上の離緣等身分上の法律行爲は之を府尹又は面長に屆出るに因りて其の效力を發生することとなし同十二年七月一日より施行したり。

舊商法破產編及家資分散法は民事令を以て之を朝鮮に施行したるも大正十一年四月破產法及和議法の公布を見るに至り、此等兩法律は朝鮮に於ても施行するの適當なるを認め、上記同十一年十二月民事令改正の際之を加へて翌十二年一月一日より施行せり。又朝鮮に於ては最近著しく信託の權利關係發達せるに鑑み之が通則を定めて其の健全なる進展を期するの必要あるを認め、朝鮮民事令中一部を改正して信託法を其內容とし、昭和六年制令第九號を以て之が公布を見同年十二月一日より施行せり。

民事訴訟手續に關しては朝鮮民事令を以て民事訴訟法、人事訴訟手續法等の規定に依ることとし、唯朝鮮の制度、交通、習慣、民度等內地と同じからざるものある關係上若干の特例を設けたるが、訴訟審理の圓滑なる進捗と裁判の公平適正とを圖る目的を以て民事訴訟法の改正あり、大正十五年四月同改正法律公布せらるるに至りたる結果朝鮮民事令等も亦民事訴訟法改正の趣旨に順應して改正せられ、昭和四年五月一日其の公布を見改正民事訴訟法の實施期たる同年十月一日より施行せられたり。

刑事に在りては明治四十五年四月刑事令施行の際當分の內殺人罪、强盜罪に限り朝鮮人に對し舊韓國刑法の效力を有せしむることとなしたりしが大正六年十二月本規定を削除せり。其の後同十一年五月刑事訴訟法の改正行はれ當然朝鮮にも適用せらるべきものなるも、朝鮮現時の一般社會の實情は內地と相同じからざるものあるを以て玆に刑事令の改正を行ひ、多少の特例を設けて新刑事訴訟法の施行と同時に同十三年一月一日より施行せらる。其の他獨り朝鮮人に對し古來行はれたる笞刑制度も存置するの妥當ならざるを認め同九年三月三十一日朝鮮笞刑令を廢止し、以て刑罰上の區別を撤去し、又同年四月特に

朝鮮人に對して恩赦を行はせられたり。

第三節　不動産登記制度

不動産の登記に關しては明治四十五年朝鮮不動産登記令を施行し、原則こして不動産登記法に依るここを定めたり。古來朝鮮に於ける不動産所有權の得喪に關しては文記又は文券に稱する私署證書の引渡に由り之を行ふに過ぎざりしを以て併合前韓國政府時代既に土地建物證明規則竝土地建物所有權證明規則を發布し、賣買、贈與、交換、典當の各事項の外所有權の保存に關し府尹又は郡守をして之に證明を與へしめ、以て此等の權利の確保を期したり。爾來時勢の推移に伴ひ複雜なる權利關係を生じたるを以て明治四十五年改めて朝鮮不動産證明令を發布し、府尹郡守を以て證明官吏こ爲し證明すべき權利を所有權、典當權の二種に限りたるここ從前こ異らざるも、朝鮮民事令施行の結果證明を以て第三者に對抗するの要件こなし、權利確保上舊規則の缺點を補へり。然れごも該令は土地臺帳の設備に至る迄一時機宜の處置たるに過ぎざりしを以て土地調査の進行に伴ひ土地臺帳を設備したる地域に對しては朝鮮不動産登記令を施行し、同時に證明事務を廢止するの順序こし大正七年七月を以て朝鮮全土に之を施行せり。從來宗中門中等が祖先の墓地又は祭位等不動産を共同所有する場合に於て宗中門中等法人に非ざるを以て其の名を以て登記を爲すここを得ず、又宗中又は門中の全員は時に數百又は數千の多數にして全鮮に散在し各人の名を以て登記を爲すここを不可能なる結果、其の權利の保護伸張の十全を期し得ざるの嫌

ありしを以て昭和五年制令第十條を以て朝鮮不動産登記令中一部を改正し、宗中、門中其の他法人に非ざる社團又は財團にして朝鮮總督の定むるものに屬する不動産に關し其の名を以て登記を爲すここを得るものこ爲し、昭和六年十月一日より施行せり。

第四節　戸籍事務

民籍に關しては明治四十一年民籍法を發布して人民の申告を督勵し、且警察官をして戸口の實査を爲さしめ、爾來地方行政機關漸く備はり府面の事務亦次第に整頓するに至りしを以て、大正四年四月更に同法を改正し戸籍に關する事務は府尹、面長の管掌に移したり。然れごも本法は朝鮮人に限り適用するものにして、朝鮮在住の內地人には一に戸籍法に依りて身分に關する屆出を爲すものこせらる。又內鮮人間の婚姻法は共通法第二條に依り民法及朝鮮の慣習に依據して行はるべきものなれごも、從來內地朝鮮相互間戸籍の送付に關する手續規定を缺き共通法の施行を留保せられたる結果、完全有效に行はるるここを得ざりしが、同十年六月總督府令を以て之が手續を規定せられ、共通法第三條及戸籍法第四十二條ノ二の規定の施行こ同時に同年七月一日より內鮮人婚姻に關する民籍手續を完全に行はるるこここなれり。然れごも民籍法は漸く時勢の進運に適應せざるに至りたるのみならず單に戸籍手續の大綱を示すに止り、其の運用上困難尠からざりしを以て夙に之が根本的改正を企畫せられ、一面之こ密接の關係を有する親族相續に關する實體法規の改正に着手せられたるを以て其の完成を待つて實行するここここなり、同十一

年十二月制令を以て民事令の改正せられたるを機こし總督府令を以て朝鮮戸籍令を公布し、同十二年七月一日より其の施行を見、玆に始めて多年の懸案を解決したり。朝鮮戸籍令の内容は大體に於て内地の戸籍法に則り戸籍の記載事項届出事項等に付親族、相續に關する朝鮮特殊の實體法規の關係を斟酌立案し詳密周到なる規定を設けて戸籍の確保を期したるものなり。改正の特色の一二を擧ぐれば、戸籍事務の監督は道知事、郡守又は島司の管理に屬したるを司法の機關たる裁判所に移したるこ、朝鮮内地間婚姻に因る入除籍手續を認めたりしを、廣く各地方有效なる原因に基く家の出入に關し其の戸籍手續を定めたるが如き、從來の戸籍制度に比し遙に進歩したるものこす。

第五節　公證事務

大正二年六月朝鮮公證令を施行し公證人の職務は專ら地方法院及同支廳に於て取扱ひたるも、翌年五月地方法院出張所の設置こ同時に出張所に於て亦之を行ふこととなりたるが、同四年三月及同十三年九月朝鮮公證令施行規則に改正を加へ、爾來京城、平壤、大邱、釜山各地方法院所屬の專務公證人を任命し、裁判所外に於て其の事務を取扱はしめ居れり。

第六節　執達吏事務

執達吏に屬する職務は之を裁判所書記の職務に屬せしめ、且地方法院長は警察官吏其の他適當こ認むる者をして該職務を行はしめ得る定めにして當初は警察官吏をして兼掌せしめたるが、逐年事務の增加に伴ひ專務の執達吏職務取扱者の必要緊切なるに至りたるを以て、官吏に非ざる執達吏職務の取扱者を指命し、漸次地方法院及主要なる地方法院支廳所在地に事務所を設置せしめたり。

第七節　供託事務

從來供託事務は供託法の制度に則り、主こして金庫及朝鮮總督の指定したる倉庫營業者之を取扱ひ、尙之が補充こして朝鮮總督は適當こ認むる者を指定し、供託事務を取扱はしめ來りしも、其の後會計法の改正に伴ひ供託法改正せられ、大正十一年度より金錢及有價證券の供託事務は新に供託局を設置して之を取扱はしむるこころ爲りたるを以て、朝鮮に於ても亦本制度改正の必要を生じ、内地こ同じく供託局なる獨立官廳を新設し、從來の金庫に代はりて金錢及有價證券の供託事務を取扱はしむるこころせり。然れごも邊隅の地に於ては一々同局を設置するこ能はざるに拘らず隨處其の必要を存するを以て、各地方法院所在地に之を設置するこ共に、其の設置なき地に於ては從前の通り朝鮮總督の指定したる銀行其の他適當こ認むるものをして之を取扱はしむるこころなしたり。

第八節　監　獄

明治四十二年十一月統監府監獄は韓國監獄及内地人囚徒を收容せる理事廳監獄の事務一切を承繼し、翌

年十月朝鮮總督府監獄ニ改稱せり。爾來大ニ獄舍の改善事務の刷新を行ひ大正九年三月朝鮮笞刑令廢止ニ共に其の擴張を計畫して永登浦外四分監を本監ニ爲し、新に分監七箇所を開設せり。次で同十二年五月監獄の名稱を刑務所ニ改め、其の內容の改善を圖るニ共に職員の待遇を改め、又開城支所を本所に昇格せしめ、翌年四月更に金泉支所を昇格せしめ、何れも特設少年刑務所ニなし、前者は年齡十八歲未滿の受刑者を、後者は十八歲以上二十三歲未滿の受刑者を收容し、特に體育智育に重きを置き靑少年に對する行刑の適實を期しつつあり。而して大正十三年十二月行政整理の結果永登浦刑務所及江陵濟州兩支所を廢止したる爲目下京城、西大門、公州、大田、咸興、淸津、平壤、新義州、海州、大邱、釜山、光州、木浦、全州、開城及金泉の十六の本所ニ春川、淸州、元山、鎭南浦、金山浦、瑞興、安東、馬山、晋州及群山の十支所あり、又在監者は司法制度の整頓に伴ひ漸次增加し、特に大正八年全鮮各地に亙りて妄動事件の勃發するや保安法違反及騷擾罪を以て檢擧せられ入監したるもの頗る多く、大正八年五月には在監者一萬八千五十名に達し、其の拘禁及處遇に困難を極めたりしも、翌九年四月減刑の恩典に浴したる受刑者二千六百餘名を算し一時此の種の在監者の減少を見たり。然るに其後笞刑令廢止財界不振等に影響せられたる爲か逐次增加を見しが、大正十三年一月及昭和二年二月、昭和三年十一月恩赦行はれて在監者稍減少し、同四年一月末日に於ては在監者一萬三千七百六十人を示すに至りたりニ雖、同年二月以降更に其の數遞增し、本年九月末現在收容者は實に一萬九千四十二人に激增し、將に大正八年五月に於ける最多人員を超過するニ實に九百九十二名に達し、就中危險思想犯者又は智能犯者の增加著しく收容者の一割強を示すに至り其の傾向最も注意を要すべきものあり。而も收容設備未だ之に伴ふ能はず拘禁處遇上少からざる困難を感じつつあり、內地及臺灣の夫れに比し設備乃至各職員の負擔率等懸隔甚しきものあるを遺憾ニす。然し大正八、九年の頃に比するときは諸般の設備漸次擴張改善せられたる爲拘禁狀態著しく改まり、在監者の種類、罪質、犯數、年齡、性格等の法定分類は略之が勵行を期しつつあるニ、監獄當局の行刑及作業に銳意努力せる結果、囚情平穩にして改過遷善の實を擧ぐるもの增加し、假出獄の恩典に浴して出所するもの年々八九百名を算す。監獄作業に付ては疾病其の他の事故に依る休業を除くの外受刑者全部を就業せしめ年々其の收入を增加したるも、大正九年五六月より急激なる財界の變動を來し作業經營上に於ても其の影響を蒙るもの尠からず、其後一時小康を見たるも近年に於ける極度の不況は監獄作業に甚大の影響を來し、經營上困難少からざるも當局に於て幾多の新施設を企畫し、作業の合理化を圖りし爲幸にして略豫定の成績を擧げ、作業狀態舊時に比し面目を一新せり。監獄に於ける指紋は明治四十三年八月之を實施し、其の後共通法の施行、笞刑の廢止に伴ひ規定の改廢を要するものあり、大正十一年一月之れが取扱規定を改正して、再犯者に付ては指紋原紙に代るに受刑追加小票を使用する等事務の簡捷を計るニ共に、指紋の實際的功果をして權威あらしむる爲司法省及臺灣總督府ニ協定し、相互間に於て內地人、朝鮮人、臺灣人の指紋原紙の交換を爲し、以て朝鮮人受刑者の指紋は內地朝鮮及臺灣の何れの地域に於て受刑せし者ニ雖、總て本府に蒐集し極力原紙の蒐集及整理に努めたる結果、昭和六年末に於ける保管原紙數實に二十二萬二千七百五十二枚に達し、近來刑事被告人

竝被疑者に對する指紋利用の普及せらるるに從ひ、裁判所、檢事局、警察署、刑務所等より指紋の對照を求め來るもの增加し昭和六年に於ては其の數一萬五千三百六十四件を算し、其の內五千二十九件の前科を發見し、前年に比し對照數二分を減し發見數に於て一割一步を增加し同七年に至りては益增加し九月末日迄の累計一萬三千九百八十四件を算し、發見數も亦其の三分の一を降らざる好成績を擧げつつあり、又犯罪現場指紋の利用は加速度を以て增加しつつあるも我「ハンブルグ」式指紋法に據る左手排列の指紋原紙のみにては右手の犯罪現場指紋に對する效果は充分其の性能を發揮し得ざる缺點あるを以て、之が缺點を補ふ對策として右手排列番號小票約二十五萬枚作成し以て現場指紋の利用に資することゝせり。

第九節　免囚保護事業

大正二年五月免囚保護事業補助金下附手續を制定し同年度より每年金五千圓を交付し來りたるが、大正九年度に至りて一萬圓に增加し、同十四年度以後に於て財政緊縮の爲め、補助金を八千圓に更に昭和六年度以降は六千四百六十圓に減じたるも其の發達助長には恒に力を致しつつあり、其の結果總督府始政當時に在りては僅に一保護團體の設立ありしに止まりしも、今や官民有志の協力に依り昭和元年度末に於ては其の數二十七を算し、設立後日尙淺きに拘らず經營の方法適切にして事業の成績亦年と共に良好に向へり。而して此等の大部分は財團法人組織に進み昭和三年十月內地に於ける斯業統括機關輔成會に加盟し、內鮮間の聯絡と事業の發展を期圖する所ありて、一般施設と相俟て刑事政策の目的を達する上に顯著なる貢獻をなしつつあり。

第十九章　地籍圖、林野圖及地形圖

地上に何事をか經營せんとすれば先づ最も重要なるものは地圖なり。然るに朝鮮在來の地圖は繪畫的のものにして確實なる測量の基礎に構成されたるものにあらざりしを以て、本府土地調查局は明治四十三年三角測量に着手し、大正四年其の外業を終り同五年其の計算整理を完了し、其の成果に基き地籍圖、地形圖、輿地圖を調製せり。

三角測量　大三角測量の基礎たる邊長は全道に十三箇所の基線を設け、其の邊長は地球表面の標準たる中等海水面上の長さに換算せんが爲めに五箇所の驗潮所を設け、平均中等潮位を決定して各基線の高程を測量し嚴密なる計算を施せり。此の大三角網は朝鮮海峽を躍え對馬に於ける陸地測量部一等三角點に連結す。而して大三角網に基きて小三角を配置し總計三四、四四七點の三角點を設置し、又中等潮位の決定に依り水準測量を施行し二、八二三點を設置せり。

地籍圖　上地登錄の原簿たる土地臺帳と相俟つて地籍を明確にする圖面にして一筆每に土地の位置、形狀及疆界なご相互の關係を明にし、地番、地目を記入す。之が測量原圖は三角點又は圖根點に基き圖解法に依りて一筆每に精密に測定せるものにして、原圖圖郭の幅員は東西一尺三寸七分五厘、南北一尺一寸の矩形にして、此の圖郭內に包容せる土地を全部描畫す。

縮尺は六百分一、千二百分一及二千四百分一の三種とし、一般には千二百分一を用る、市街地の如く

微細に其の彊界を表示し、精確に其の面積を算定するを要する區域に在りては六百分一を用ゐ、西北鮮地方の如く一筆地の面積比較的大なる區域に在りては二千四百分一を用ひたり。而して原圖は本府に保管し、原圖に依り謄寫調製せる地籍圖及一覽圖は各府郡島廳に備付け、一般の閱覽及謄本の下附申請に應じつつあり。又更に一般の利便を圖るため府邑面に地籍略圖を備付けあり、地籍圖は極めて浩瀚なるものにして全道に亙る總數約八十萬枚に達す。

地籍圖改調　土地經濟の發達に伴ひ都邑市街地の發展著しく土地異動頻出し、千二百分一地籍圖にては不利不便ありと認めたるものは漸次地籍を縮尺六百分一を以て改測し、地籍圖の改調を行ひつつあり。既に改測を施行せるものは裡里、咸興、清州、開城、金泉、光州及晋州等の市街地とす。

林野圖　地籍圖を基本として地籍圖上に登載なき林野墳墓地等を測圖し、其の相互關係を示す。縮尺は三千分一、六千分一、五萬分一等あり、一般には六千分一を用ひたり。而して林野臺帳と共に各府郡島に備付け林野等に關する地籍を明にす。玆に於て朝鮮の地籍は地籍圖、土地臺帳、林野圖、林野臺帳と相俟つて全く明確となるに至れり。

地籍整理　地籍事務は本府稅務課に於て主掌し各道、府、郡、島に技術員を配置し、地籍の異動整理を遂行しつつあり。

地形圖　三角測量の成果を基礎として地籍圖上必要なる地物を縮寫し、地形圖根を組成し、之に依りて地上の凡らゆる物體と地貌とを測圖し、其の關係位置を明かにするを地形圖と云ふ。朝鮮地形圖の樣式は陸地測量部の地形圖と同型にして其の記號も亦略同樣なり。大正三年地形測量に着手し同六年外業を終り、同七年其の內業整理を完成す。朝鮮の位置、廣袤及地形は此の地形測量に依りて詳細に數學的に確定せられたり。

地形圖の製版印刷及發行　朝鮮地形圖の製版は大正四年着手同七年完成す。本府は其原版を陸地測量部に委託し同部をして印刷發行せしめ、發行後に於ける經年の圖上變化は本府に於て修正測圖を爲し、原版は陸地測量部をして改訂せしむることに協定し、當時製版完了に伴ひ發行されたるもの、特種地形圖四枚、五萬分一圖六百二十枚、二萬五千分一圖八十七枚、一萬分一圖四十七枚に達せり。

輿地圖　朝鮮五萬分一地形圖は（秘扱區域を除く）全道に亙るものなるも其の一圖面の幅員經度十五分（約二十二粁）緯度十分（約十八粁強）の區域を包容するに過ぎず、從て大規模の計畫又は一般の旅行等に對しては詳密に過ぎ大勢を通覽するに便ならざるを以て五萬分一圖を基礎とし、大正七年左の小縮尺圖を製し、同八年製版し其の原版は本府に保管し、其の印刷を朝鮮印刷株式會社に其の發行及販賣を小林又七（本店は東京、支店は京城府長谷川町に在り）に爲さしめ居れり。種類左の如し。

一、朝鮮二十萬分一圖　六十五枚

五萬分一圖十六圖面の區域を一圖面に包容するものにして四色刷とす

二、同　五十萬分一圖　十三枚

道別とし四色刷とす

三、同百五十萬分一圖及二百五十萬分一圖

何れも朝鮮全圖にして各一枚とす。

地形圖業務は本府土木課に於て爾來各地方の發展に伴ひ地形、地物變遷して圖上の修正を要する事項頻出するを以て之を調査測量し、修正原圖を製し、陸地測量部をして版面改訂を爲さしめつつあり。

地形圖修正は大正七年京城、大田、大邱地方の修正を施行し、同八年以降は土木課に於て地方の發展狀況に應じ、圖上變化の修正を計畫し、之を施行し居れり。而して昭和六年度末迄に於ける地形圖修正の圖葉數及面積は

一萬分一	九十五圖葉	百五方里
二萬五千分一	百三十圖葉	六百三十八方里
五萬分一	百六十六圖葉	二千五百四方里

にして其の原版の修正も亦漸次進行し、新版の發行を見つつあり。

朝鮮地形圖の發行は前記の如く次で大正十年秘圖解除五萬分一二十三圖葉、同十三年解秘二萬五千分一十圖葉は陸地測量部に於て假製版を爲し發行せり。然るに尙全道面積の一割弱に相當する秘圖區域一千餘方里の地形圖なきを以て施政上不便尠なからず、依て大正十一年軍事當局と交涉の結果軍事上差支なき程度の地圖を調製することとなり、同十二年之に著手し、同十三年原圖を完成し、次で之を製版に付し、同十四年度末其の完成を告げ、同十五年六月以降陸地測量部より三色刷地形圖七十九圖葉を印刷發行せり。玆に地形圖は要塞近傍を除くの外全道に亙り五萬分一圖を有するに至れり。

一萬分一市街圖中京城は市街發展の狀況圖の幅員を擴張するの必要を認め大正十年其の東部を補測し、平壤も亦同樣に同十一年東部西部南部の擴張測量を施行し、京城は黑色刷を發行せしが其の後製版は同十四年度に於て完成し、何れも大版四色刷を發行せり。以上の外名勝舊蹟の案內圖として特殊地形圖四枚、京城市街の案內圖としては特殊地物の索引及番地を記入せる市街圖あり、大正十四年大修正を加へ同十五年新版を發行せり。

以上各種の發行圖は每年約二十萬枚の發行部數を算し其の用途は頗る廣汎なり。而して地方產業交通の發達に伴ひ益地貌、地物の變遷を生ずべきを以て本府は其の修正測圖及修正せる新版の發行を計るに努力しつつあり、其の原版維持の爲めに昭和六年度末迄に製版せるもの

輿地圖の原版に於て補充製版又は修正補刻せるもの	七十六版
地形圖原版中損蝕甚しきものを改版せるもの	百六十五版

尙一萬分一市街圖補測を施行せるもの二十四箇所、其の面積十九方里に達せり。

諸測量の基準點たる土地測量標の毀損亡失等異狀甚だしく諸測量に不便困難少なからざるを以て之が維持復舊を計畫し、昭和三年度に於ては其の準備試行を爲し、昭和四年度以降全道中十府百五十六郡に亙り一八、〇〇〇餘點の現狀調查を施行し、本府に於ては急施を要する地方を選び、義州、咸興、京城、大邱、全州、光州等に於て約八三〇點の復舊測量を了せり。

三角及水準測量の成果數値は其の利用の範圍頗る多きを加へたるこ其の原本保存の必要上之を複製して六〇七表こし、之を官係官廳に配付して之が利用に便ならしめ、且永久に保管せしむるこここせり。

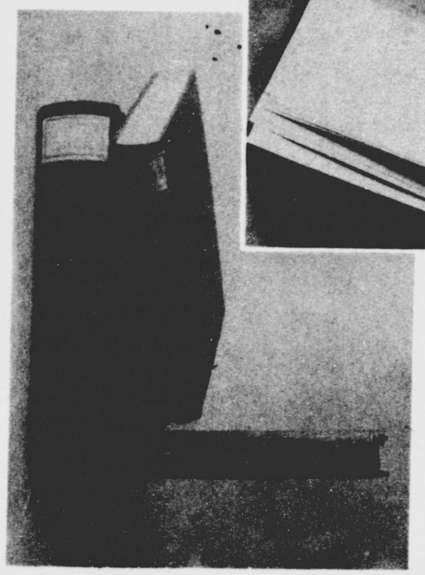

（第一の客内）史　鮮　朝

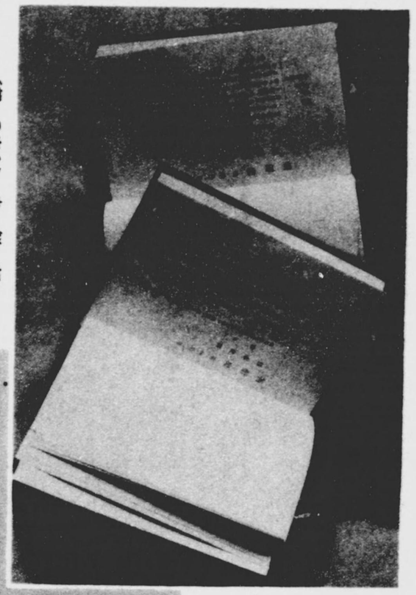

（見外）史　鮮　朝

第二十章　古蹟調査及朝鮮史編修　附博物館

イ　古蹟調査　本府は明治四十二年以來韓國政府時代に着手したる古建築物竝古蹟の調査を繼續し、大正四年一旦終結を告げたるも古來の遺蹟及遺物は其の數極めて多く、從來の調査は其の一斑に過ぎざるのみならず近來交通機關の發達竝産業の勃興に隨ひ遺蹟遺物の漸次散逸湮滅に歸する虞あるを以て翌五年四月更に新計畫を樹て五箇年を期して之が調査を行ふこととし、調査事項を先史遺蹟（貝塚、遺物包含層、遺物散布地、竪穴其の他先史遺跡の調査竝遺物の蒐集）古墳（高麗以前に屬する墳墓の調査竝遺物蒐集朝鮮中期以前に屬する主要なる墳墓の形狀の調査）史蹟（都城、宮殿、城柵、關門、交通路、驛院、烽燧、官府、祠宇、壇廟、寺刹、陶窯等の遺址、戰蹟其の他主要なる史實に關係ある遺蹟の査竝調遺物の蒐集）古建築（歷史上又は工藝上參考となるべき宮殿、城門、樓臺、祠宇、壇廟、客館、校舍、寺刹、橋梁等の調査）金石其の他の遺物（佛像、塔、燈碑、石刻、幢竿、石獸、石人、石槽、鐘、香爐、鏡、祭器、樂器、繪畫、層板、懸額、陶磁器、漆器其の他歷史上又は工藝上の參考となるべき金石製作物木製品等の調査竝蒐集）古文書（歷史其の他考古の資料となるべき古文書の調査竝蒐集）等に分ち、同年九月より調査に着手し十年三月末を以て完結し、毎年の調査は報告書を印刷して公にすることとせり。又大正五年七月古蹟及遺物保存規則を制定し貝塚、石器骨角器類を包有する土地及竪穴等の先史遺蹟、古墳竝都城宮殿、城柵、關門、交通路、驛院、烽燧、官府、祠宇、壇廟、寺刹、陶窯等の遺址及戰跡竝其の他の史實に關係ある遺蹟、年代を經たる塔、碑、鐘、金石佛、幢竿、石燈等にして考古の資料として、保存の價値あるものは名稱、種類、形狀、大小、所在地、所有者又は管理者の住所、氏名若は名稱、現狀、由來、傳說、管理、保存の方法等を臺帳に登錄し、此等の古蹟又は遺物を發見したる者は三日内に屆出でしめ、臺帳に登錄したる物件に關し現狀を變更し移轉、修繕、處分等を爲す場合は總督の許可を受けしむるこ

ここし、必要なる遺物を登錄し、同時に主要なる遺蹟及遺物に順次保存工事を施行せり。以上の如くにして遺蹟遺物の主要なるものは略調査を遂げたるも、既に判明せる遺蹟遺物の調査を要するもの猶甚だ多きのみならず、調査の進行に伴ひ新に之を發見すること亦少からざるべきを以て、之が調査を繼續して過去の文化を闡明し其の形跡を保存するは國家當然の責務にして、殊に朝鮮の如く主權の所在に異動ありし地域に在りて前代文化の保存を計るは最必要なる事項なるを以て依然之を繼續し、調査の方法を一般、特別、臨時の三種に分ち、一般調査に於ては一道を分ちて其の地域内に於ける未調査の遺蹟、遺物を遺漏なく踏査し、特別調査に於ては物件を特定して精密の調査を行ふこととし、臨時調査に於ては物件の破壞、古墳の盜掘等の虞ありて急を要する場合に於て隨時之が調査を爲し、物品を蒐集し又は遺蹟、遺物の保存方法を定め此等毎年の調査は報告書を印刷して之を公にすることとし、既に大正五年度より昭和二年度迄の調査報告書及特別報告を發行し、又朝鮮古蹟圖譜を刊行し朝鮮古來の工藝美術と共に其の文化發達の有樣を紹介するに努め、又古代の建造物中寺刹の所有に屬するもの三百七十餘あり、此等の中歷史の證徵若しくは美術の模範となり、國費を補助して其の維持保存を圖る必要あるものに對し破損の程度に應じ順次保存工事に着手し、既に慶尙北道慶州郡芬皇寺、全羅北道金堤郡金山寺及慶尙北道慶州郡石窟庵、佛國寺、同道榮州郡浮石寺、江原道金剛山長安寺等の修繕を始め各所に修理工事を施したるもの多し。

ロ　朝鮮史編修　朝鮮の文化は淵源甚だ遠く優越なるもの尠からず、記錄古文書其他の史料逐年湮滅に歸せんとするを以て、總督府は大正十一年十二月内鮮人中斯道專門の學者を擧げて朝鮮史編纂委員會を組織し、廣く全鮮に亙りて史料を蒐集し、學術的なる朝鮮史の編纂に着手せしが、所期の目的を達成せんには更に權威ある組織を要するを以て同十四年六月朝鮮史編修會官制の發布あるに至れり。爾來逐年事業の發展を見、史料の一般的蒐集並に整理は、略之を了し、目下朝鮮史の編修着々として進捗中に在り、昭和六年度より之が出版に着手し、稿成るに從ひて印刷に附し、且つ之に伴ひて重要史料の出版を行ひ、昭和九年度を以て完成の豫定なり。

ハ　博物館　大正四年始政五年記念朝鮮物産共進會の開催に際し、其陳列館の一部として京城景福宮構内に建築せし美術館を中心とし同構内の舊宮殿の一部をも併せ利用して同年十二月之を開設し、制度、風俗、文藝、宗教、美術、工藝其の他歷史の參考憑徵となるべき資料を集め一般の參考並觀覽に供し、又新羅の舊都たる慶尙北道慶州に大正十五年六月博物館分館を開館せり。其の陳列品は主として慶州金冠塚其の他發掘遺物及財團法人慶州古蹟保存會並個人よりの寄託品を以て之に充て、更に新羅を中心として南鮮に於ける遺物を順次蒐集陳列し、三國時代新羅、任那、百濟及新羅一統時代の佛教藝術品を蒐集陳列せんとするものなり。

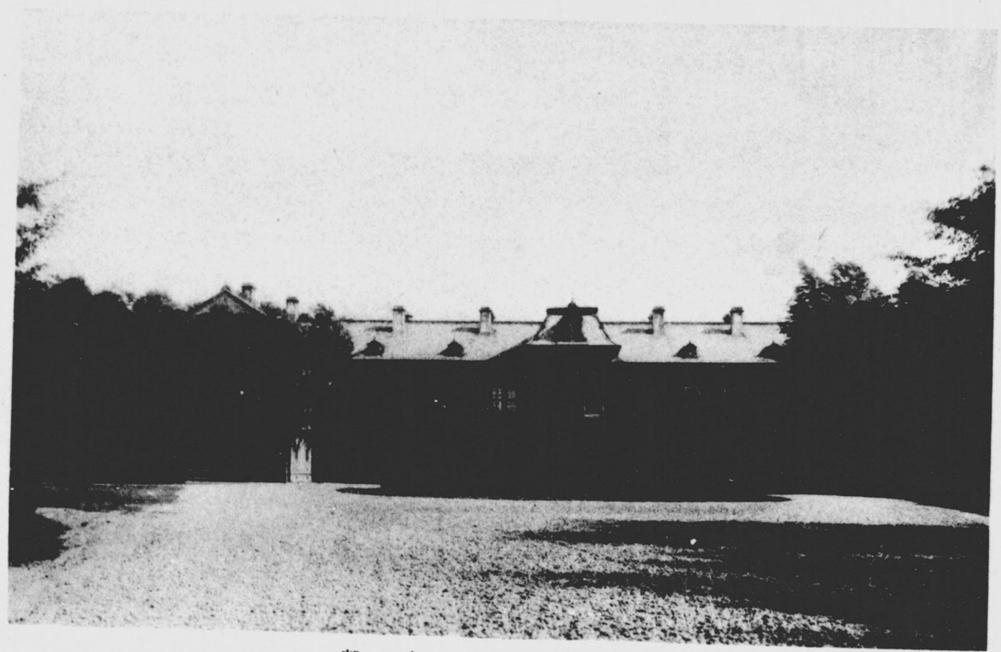

朝鮮軍司令部

第二十一章　軍　事

第一節　陸　軍

朝鮮に於ける陸軍諸部隊最高統率機關として朝鮮軍司令部を置かる。

朝鮮軍司令官は陸軍大將又は中將を以て之に親補し　天皇に直隷し朝鮮に在る陸軍諸部隊（朝鮮憲兵隊を除く）を統率し朝鮮の防衛に任ず。軍司令部に參謀、副官、經理、軍醫、獸醫及法務の六部を置く。

大正四年第十九、第二十兩師團を朝鮮に增設するの計畫成り、翌年四月其の編成に着手し、同十年四月を以て完成を告げ、又同十一年平壤に飛行第六大隊を增設せられ、同十四年之を聯隊に改む。兩師團の配備左表の如し

在朝鮮師團配備表

師團	師團司令部所在地	歩兵旅團	旅團司令部所在地	歩兵聯隊	騎兵聯隊	野砲兵聯隊	重砲兵大隊	工兵大隊	飛行聯隊	衞戍地
第十九	羅南	第三十七	咸興	第七十三	第二十七	第二十五				羅南
				第七十四						咸興
		第三十八	羅南	第七十五						會寧
				第七十六						羅南

師團	師團司令部所在地	步兵 旅團	旅團司令部所在地	聯隊	騎兵 聯隊	野砲兵 聯隊	重砲兵 大隊	工兵 大隊	飛行 聯隊	衛戍地
第二十	龍山	第三十九	平壤	第七十七		第二十六高射砲隊			第六	平壤
		第四十	龍山	第七十八	第二十八	第二十六高射砲隊缺		第二十		龍山
				第七十九						大邱
				第八十 聯隊本部						大邱
				第一大隊						大邱
				第二大隊						大邱
				第三大隊						大田
							馬山			馬山

鎭海及元山に要塞司令部を置かる。要塞司令官は朝鮮軍司令官に隷す。該要塞地帶は陸海軍省告示を以て別に定めらるる所に據る。

朝鮮憲兵隊司令部は京城に在り、該司令官は憲兵司令官に隷し、朝鮮に於ける憲兵隊を統率す。憲兵は朝鮮に於ける軍事警察に係るものは朝鮮軍司令官、行政司法警察に係るものは朝鮮總督の指揮を承く。而して其の憲兵隊管區は左の如し

京城憲兵隊　京畿道、黃海道、江原道（通川郡、高城郡、襄陽郡、江陵郡、三陟郡、蔚珍郡を除く）

大邱憲兵隊　忠淸北道、忠淸南道、全羅北道、全羅南道、慶尙北道、慶尙南道

平壤憲兵隊　平安北道、平安南道

咸興憲兵隊　咸鏡南道、江原道（通川郡、高城郡、襄陽郡、江陵郡、三陟郡、蔚珍郡）

羅南憲兵隊　咸鏡北道

第二節　海　軍

日露戰役の際我海軍は慶尙南道巨濟島松眞に假根據地防備隊を置きしが其後之を鎭海防備隊と改稱し、又同戰役中元山に置きたる臨時防備隊は其後永興灣內の松田灣に移して之を永興防備隊と改稱せり。

明治四十年四月一日對馬及朝鮮の海岸海面を第五海軍區とし、慶尙南道鎭海を軍港とせしも鎭守府を置かず、佐世保鎭守府をして之を管轄せしめ、同四十五年四月松眞に於ける鎭海防備隊を鎭海に移轉す。

大正五年四月鎭海軍港に要港部を置き鎭海要港部と稱し、永興防備隊を廢止せり。

同十二年四月對馬島及朝鮮の海岸海面を第三海軍區に編入し、鎭海軍港を鎭海要港と改稱せられたり。

鎭海要港部は朝鮮全岸及對馬島海峽の防禦竝に警備を掌り、併せて軍需品の配給を爲す。要港部は司令部、工作部、港務部、病院等より成り防備隊、無線電信所及警備艦船を附屬せしむ。又仁川、鎭南浦及永興には當部に屬する燃料貯藏場あり。

鎭海要港部司令官は海軍中將又は少將を以て之に補し　天皇に直隷し、部下の艦船部隊を統率し、又海軍大臣の命を承け軍政を掌り、艦政に關しては佐世保鎭守府司令長官の區處を受く。

鎭海防備隊は鎭海要港部に屬し、要港陸上警備及機雷敷設、掃海等海面防禦に關することを掌る部隊にして、司令は要港部司令官に隷し隊務を總理す。

驅逐隊、要港部、警備隊として驅逐隊一隊を配屬せしめらる。

海軍燃料廠平壤鑛業部（所在地平安南道大同郡寺洞）は山口縣德山所在海軍燃料廠の一部にして鎭守府に屬し、石炭及煉炭の生產に關することを掌る。同部は大正十一年四月平壤炭田の一部及元朝鮮總督府平壤鑛業所の施設一切を海軍省に移管したると同時に其の事業を繼承せるものにして、同炭田は無煙炭を產し炭量豐饒、品質亦優良にして現今鑛區を三採炭區に分ち坑口十二箇所を稼行し、煉炭機三基を有す。採掘炭の大部分は軍用煉炭の原料として、平南線に依り鎭南浦を經て海路德山海軍燃料廠に移送し、一部は民間の需要に應じ、煉炭も亦軍用に供すると共に朝鮮內に於ける燃料調節の一助たらしむる主旨を以て家庭用燃料として民間の需要に應じつつあり。

第二十二章　在滿朝鮮人の概況

イ　移住の沿革　朝鮮人の滿洲移住は相當古い歷史を有するが、間島地方は往時中國と韓國との間の國境が分明でなかつたのと、同地が中國の東北の邊隅であつた關係上、自然國境地方の朝鮮人の同地に移住耕作する者が多く、昭和六年末の調査に依れば四十萬二千八百四十一人であつて間島總人口の八割を占むるに至つた。而して耕地面積の半以上は朝鮮人の所有に歸し且つ中國人地主の所有する土地も殆んど全部朝鮮人に依つて耕作せらるる狀況である。間島以外の滿洲方面に於ては、古くより國境地方の朝鮮人鴨綠江對岸に移住農耕をなし漸次奥地に向つて進みつつあつたが、日露戰爭後安奉線開通と共に南鮮方面よりも多數の移住者を見るに至り、此等は南滿鐵道を通じ東支鐵道及中國側各鐵道沿線又は其の奥地に迄進出するに至つた。而して領事館の調査に依れば昭和六年末現在人口二十二萬六千三百九十四人と稱するが、實數は恐らく其の倍數以上に及ぶであらう。

ロ　產業及生活狀況　在滿朝鮮人の約九割は農業に從事するものであるが、間島は水田より畑地多く、他の地方は國境地帶を除いては點々水田に適する土地のみを探し耕作する關係上、自ら間島地方と他地方とは產業及生活狀態を異にして居る。而して此等鮮農によりて生產さるるものは間島地方に於ては大豆、粟其他にて約三百萬石、間島地方を除きたる滿洲地方に於ては米の約百萬石とす。農村各地に於ける一般朝鮮人の生活狀態は甚だ悲慘なるものにして、彼等の多くは徒手空拳の儘移住し、生活

費及農耕資金に追はれ、支那人地主又は金主より高利の資金を借り辛うじて耕作に從事するのであつて、秋の收穫物は其の大半を負債の償還及小作料に支拂ひ、尙多少の剩餘ありても從來は支那側及不逞鮮人に搾取せらるる爲餘裕ある生活を爲し得なかつたのである。

ハ　在滿朝鮮人の保護施設　在滿朝鮮人の保護に付ては本府、外務省及滿鐵會社と協力し之に從事中であるが、本府側に於ては遠く明治四十年間島に統監府派出所開設當時より在滿朝鮮人の保護をなし、大正十年に至りては滿洲各地に職員を派遣し敎育、衞生、金融、產業及救濟等に關する施設を愈積極的になす事となり昭和六年度に於ては之が爲に本府が補助金を支出せるもの七十萬八千四百五十五圓に上れり。而して滿洲國成立と共に益本施設を擴張し彼等の生活の安定に努めつつある。

昭和七年十二月十日印刷
昭和七年十二月十五日發行

朝鮮總督府編纂

京城府蓬萊町三丁目六十二・三番地
印刷所　朝鮮印刷株式會社

所及

在現日一月二

官所業屬

稅

關

裁判所

632

貴族院 昭和書陵部 8.1.25

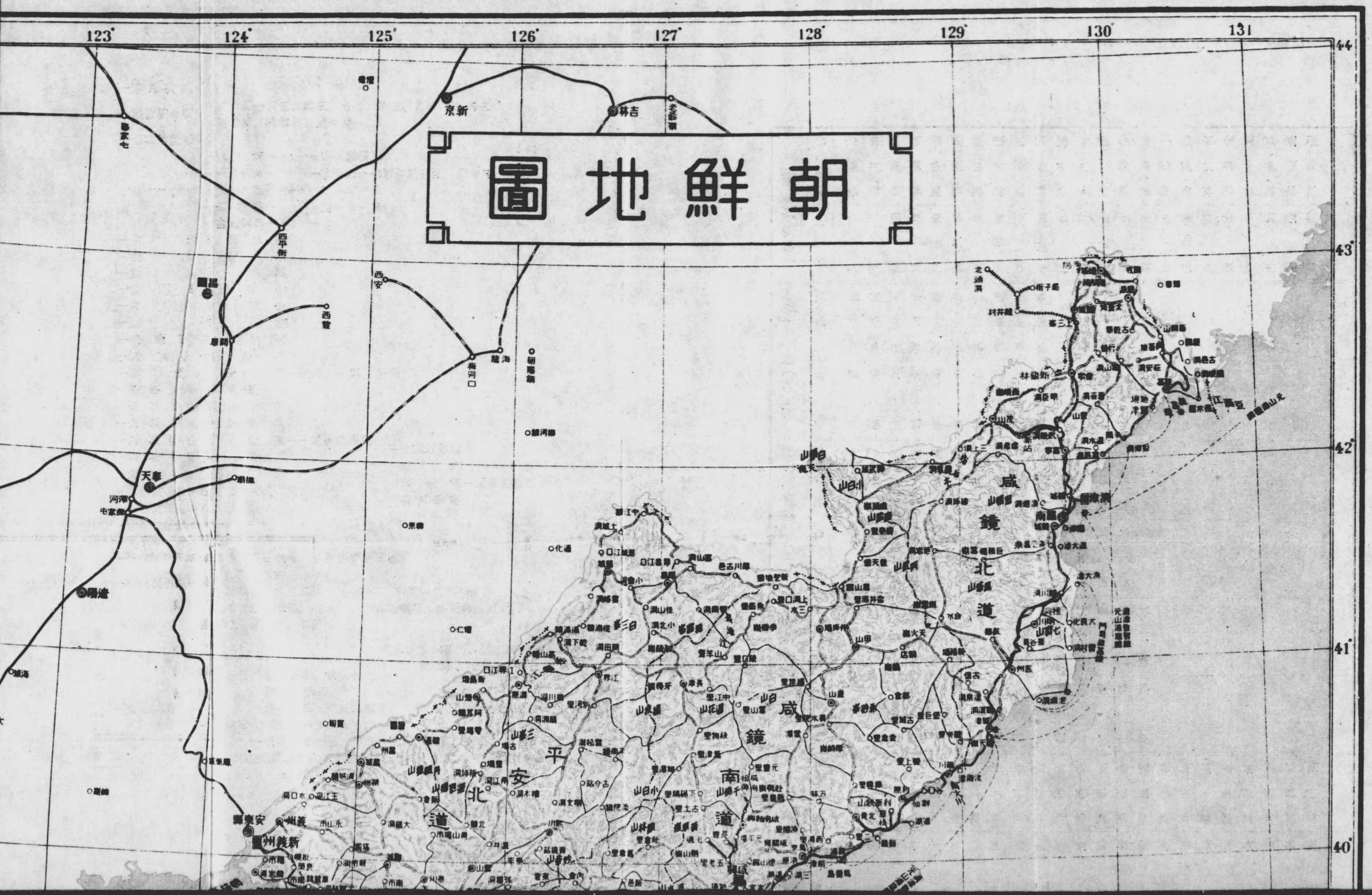

朝鮮地圖
123°
124°
125°
126°
127°
128°
129°
130°
131
44
43°
42°
41°
40°
京新
林吉
四平街
西安
天泰
河澤
陽遼
城海
新義州
平安北道
咸鏡南道
咸鏡北道

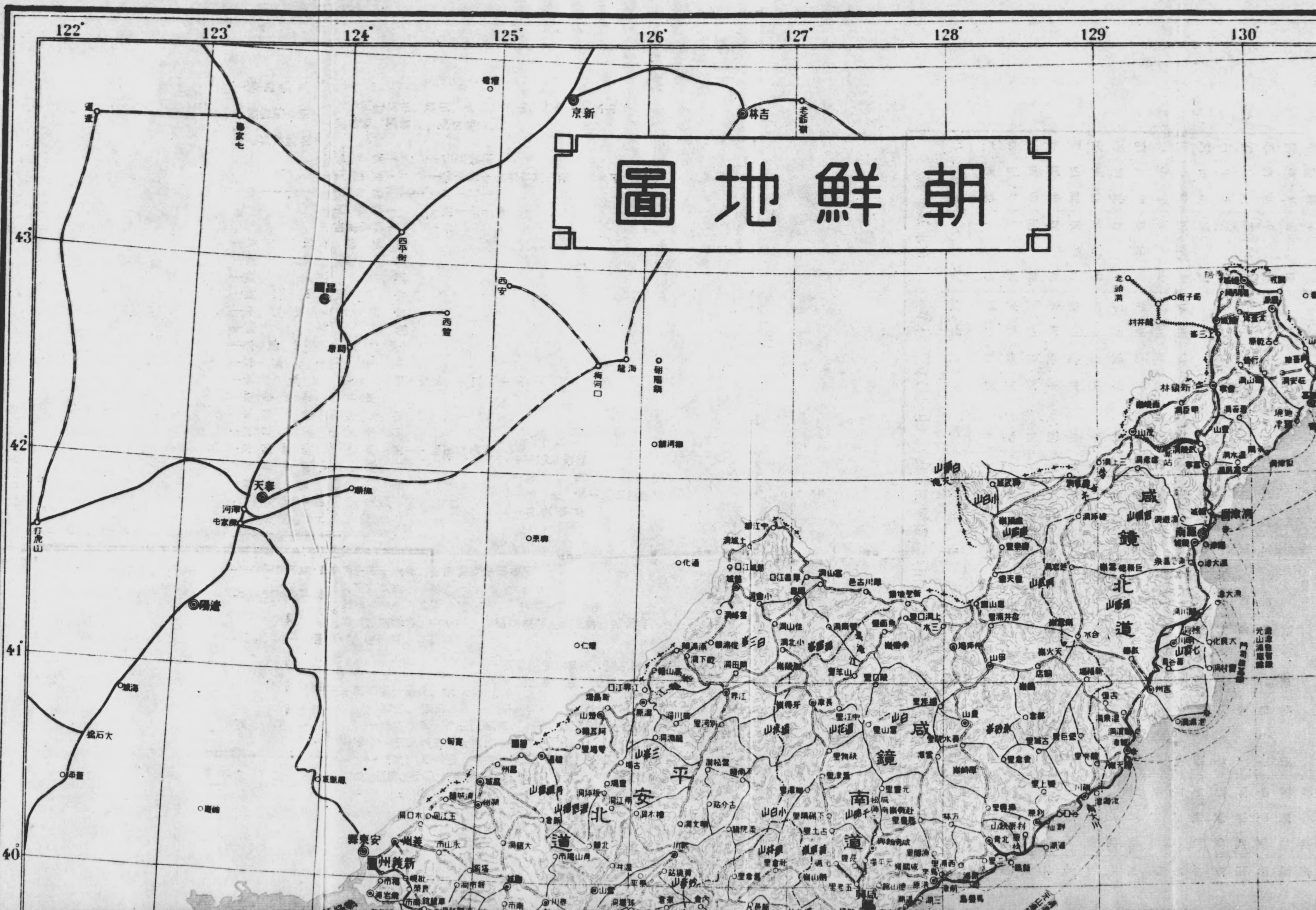
朝鮮地圖
122°
123°
124°
125°
126°
127°
128°
129°
130°
43°
42°
41°
40°
新京
吉林
四平街
西安
海龍
梅河口
奉天
撫順
打虎山
大石橋
安東縣
新義州
咸鏡北道
咸鏡南道
平安北道
清津
羅南

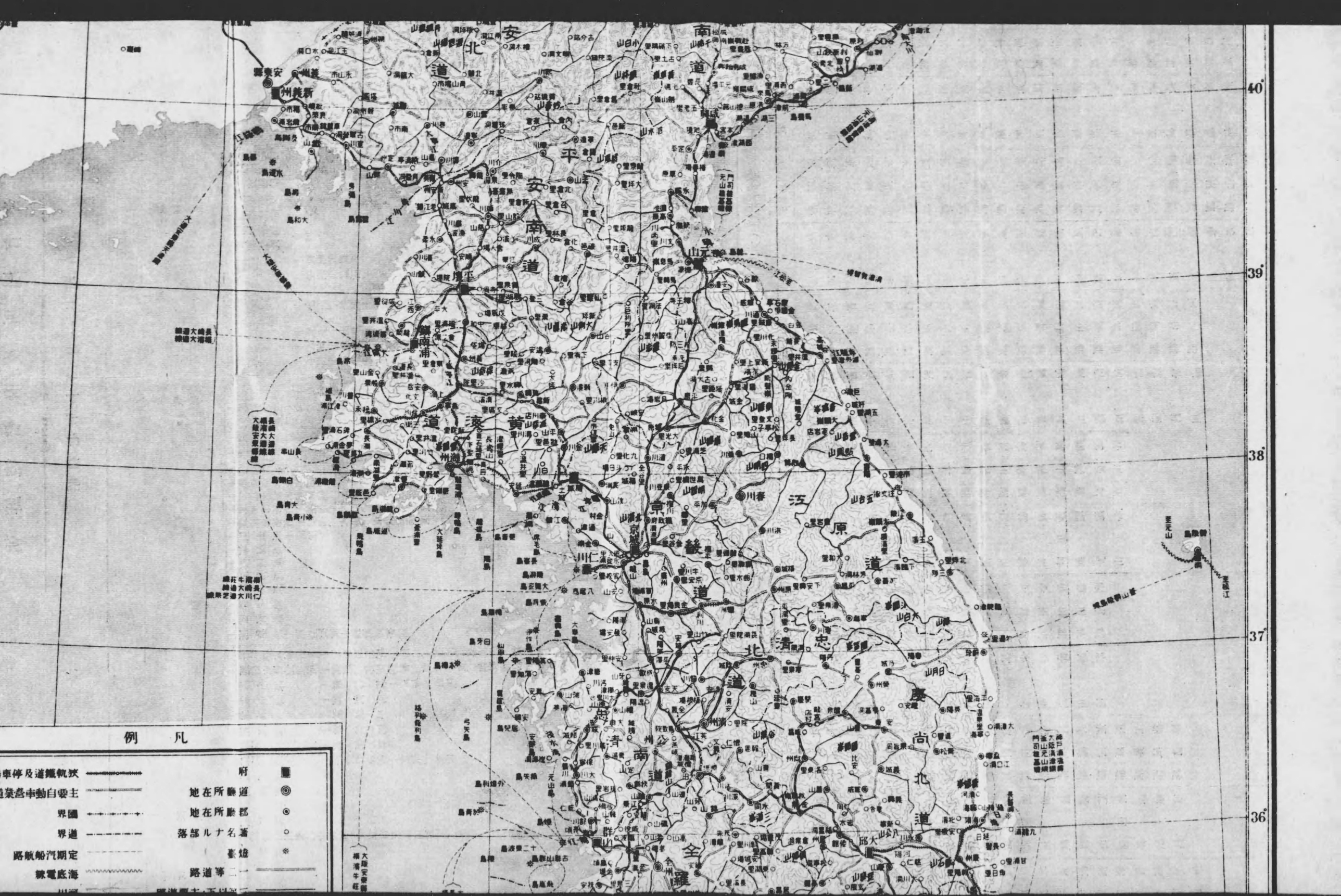

凡例
府
道廳所在地
郡廳所在地
著名ナル部落
燈臺
一二等道路
狹軌鐵道及停車
主要自動車營業道
國界
道界
定期汽船航路
海底電線
40°
39°
38°
37°
36°

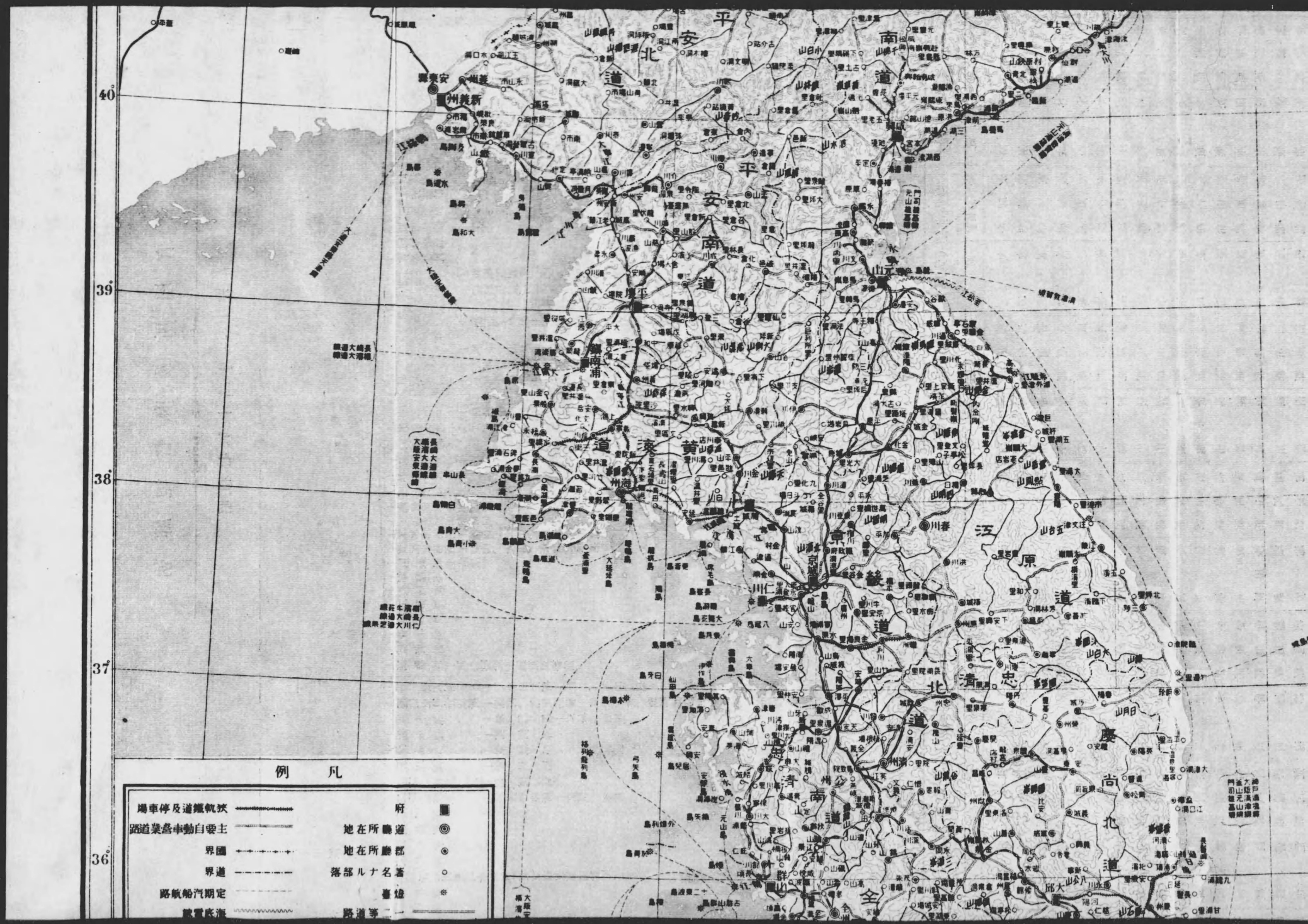

40°
39°
38°
37°
36°
平安北道
平安南道
黃海道
京畿道
江原道
忠清北道
慶尚北道
全州
新義州
平壤
鎮南浦
海州
仁川
京城
春川
大邱
凡例
狹軌鐵道及停車場
主要自動車營業道路
國界
道界
定期汽船航路
海底電線
府
道廳所在地
郡廳所在地
著名ナル部落
燈臺
一二等道路

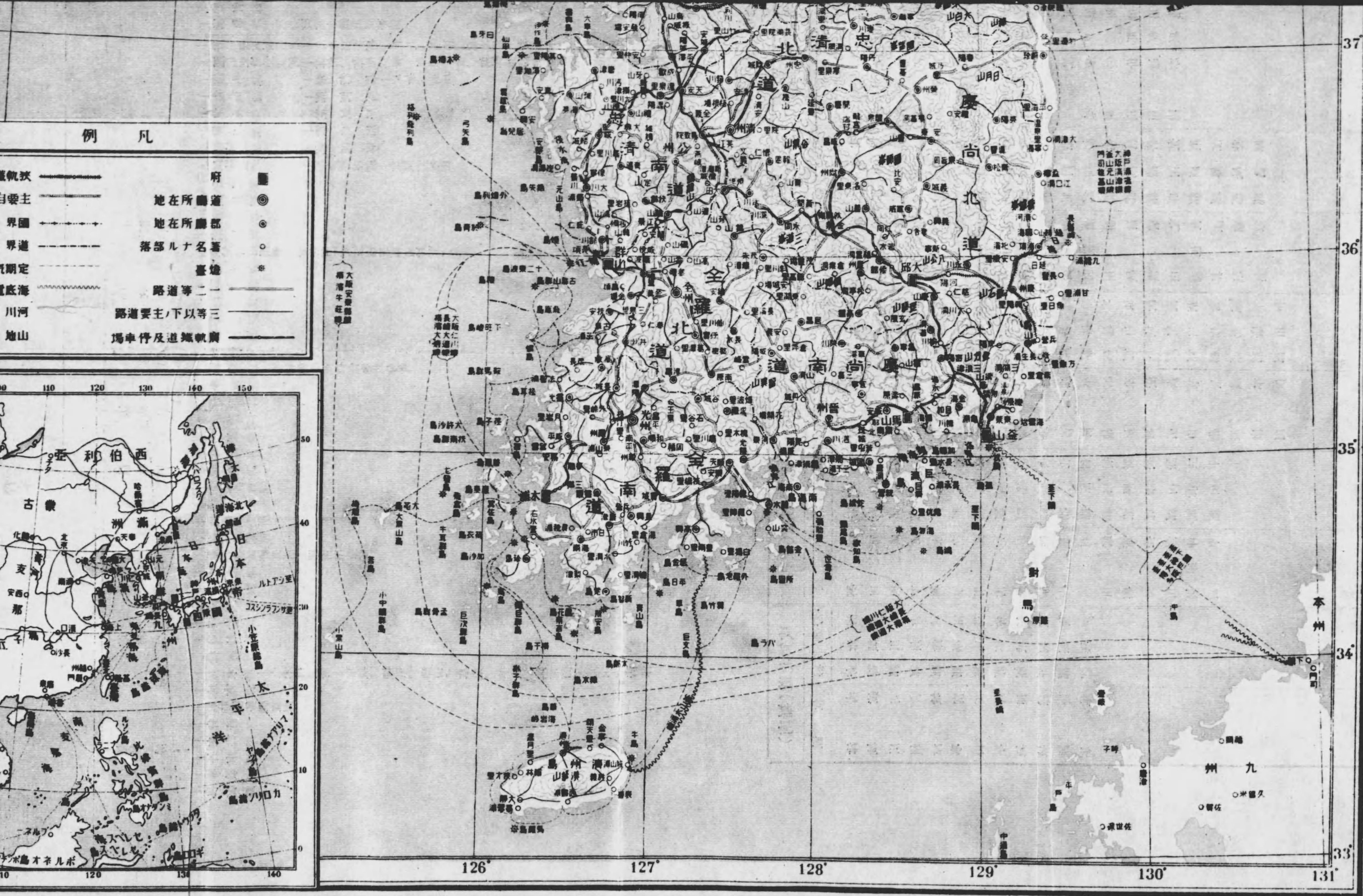

日本里 0 5 10 20 30 40 50

二百五十萬分一ノ縮尺

昭和七年十二月一日現在

凡例

狹軌鐵道及停車場	府
主要自動車營業路道	道廳所在地
界國	部廳所在地
界道	著名ナル部落
定期汽船航路	燈臺
海底電線	一等道路
川河	二等以下ノ主要道路
山地	廣軌鐵道及停車場

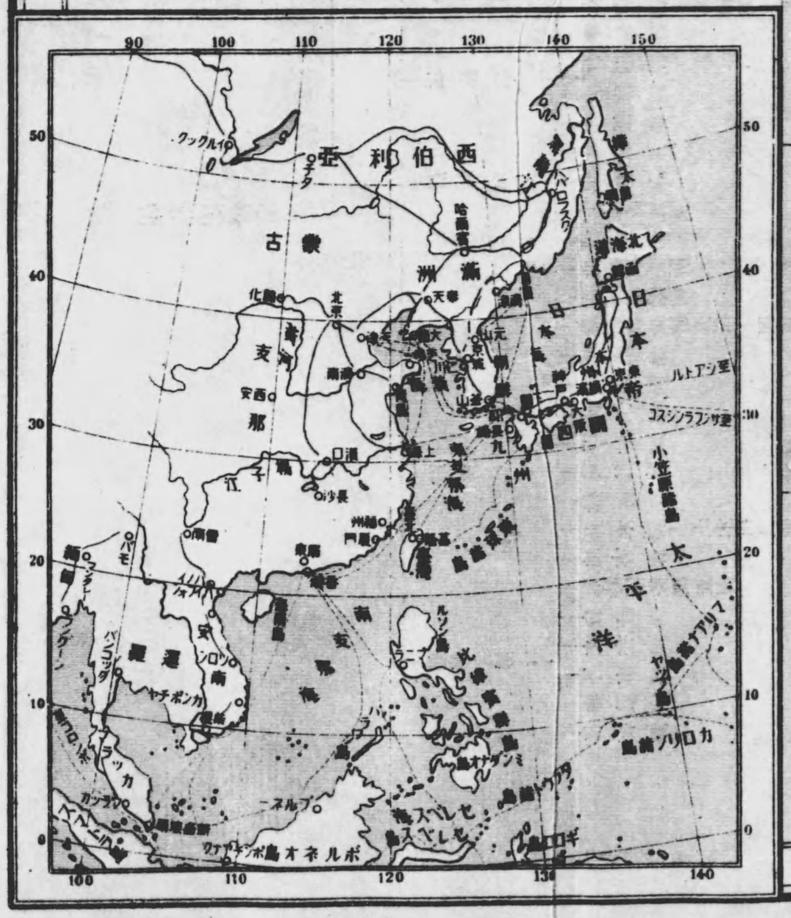

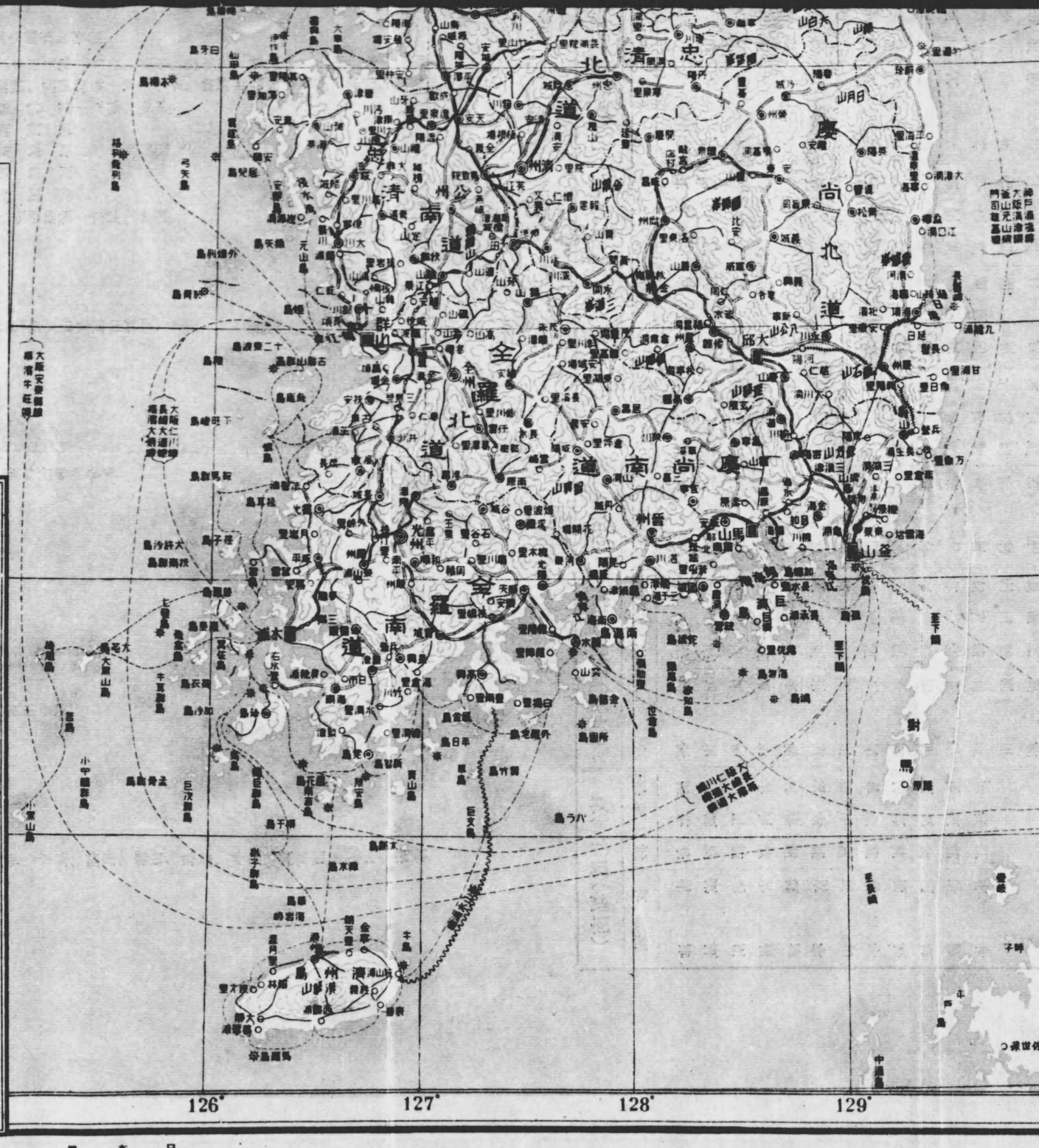

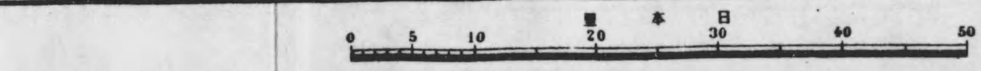

二百五十萬分一ノ縮尺

朝鮮總督府及所屬官署

昭和七年十二月一日現在

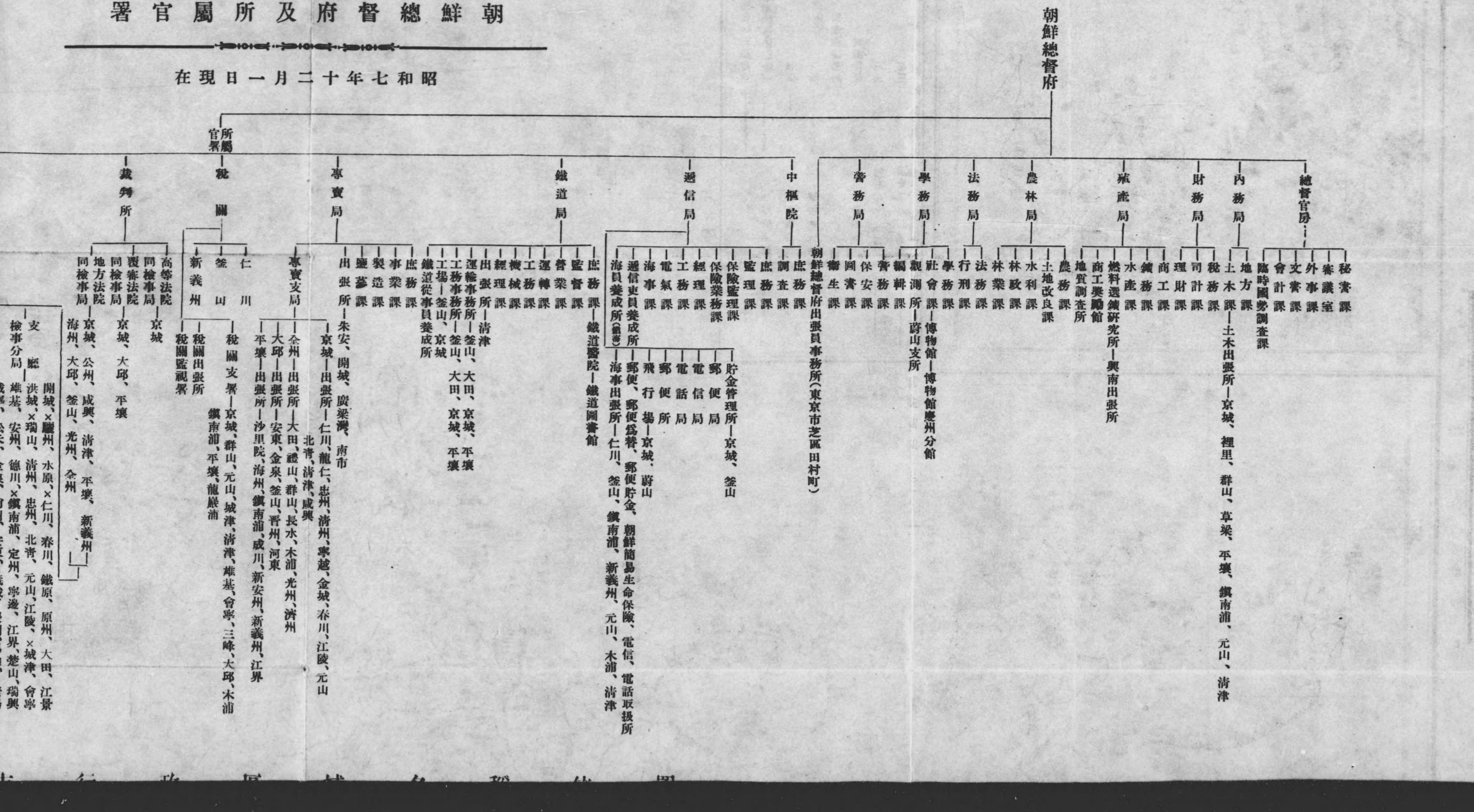

朝鮮總督府及所屬官署

昭和七年十二月一日現在

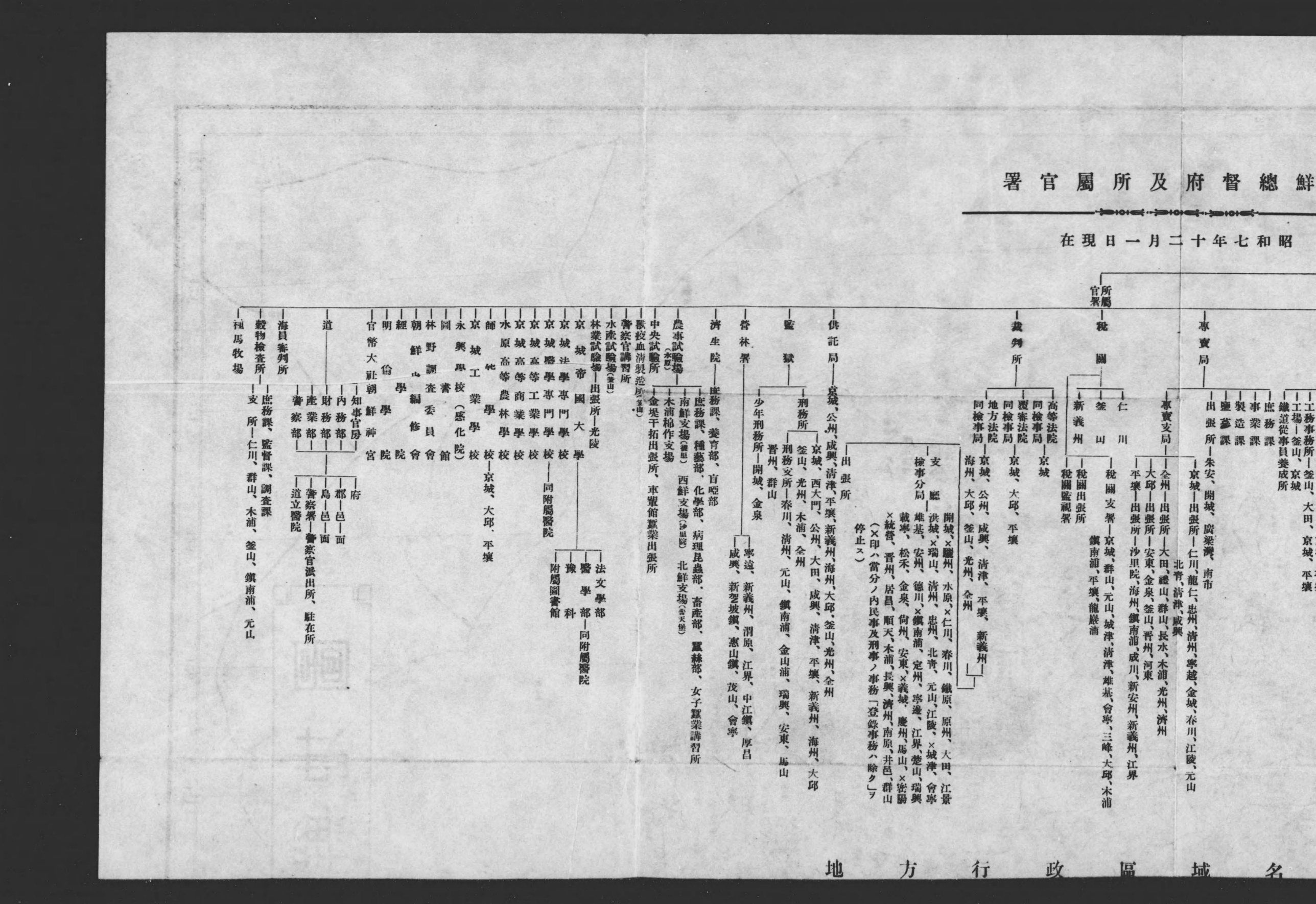

、平壤、鎭南浦、元山、清津

鮮簡易生命保險、電信、電話取扱所
浦、新義州、元山、木浦、清津

州、寧越、金城、春川、江陵、元山
永、木浦、光州、濟州
州、河東
、咸川、新安州、新義州、江界
、清津、雄基、會寧、三峰、大邱、木浦

義州
春川、鐵原、原州、大田、江景
北靑、元山、江陵、×城津、會寧
浦、定州、寧邊、江界、楚山、瑞興
安東、×義城、慶州、馬山、×密陽

方行政區域名稱位置

道(光州)

位置
木浦
光州
潭陽
谷城
求禮
光陽
麗水
順天
高興
寶城
和順
長興
康津
海南
靈巖
木浦
羅州
咸平
靈光
長城
莞島
珍島
濟州

慶尙北道(大邱)

府郡島名稱	位置
大邱府	大邱
達城郡	大邱
軍威郡	軍威
義城郡	義城
安東郡	安東
靑松郡	靑松
英陽郡	英陽
盈德郡	盈德
迎日郡	浦項
慶州郡	慶州
永川郡	永川
慶山郡	慶山
淸道郡	淸道
高靈郡	高靈
星州郡	星州
漆谷郡	倭館
金泉郡	金泉
善山郡	善山
尙州郡	尙州
聞慶郡	聞慶
醴泉郡	醴泉
榮州郡	榮州
奉化郡	乃城
鬱陵島	道洞

慶尙南道(釜山)

府郡名稱	位置
釜山府	釜山
馬山府	馬山
晋州郡	晋州
宜寧郡	宜寧
咸安郡	咸安
昌寧郡	昌寧
密陽郡	密陽
梁山郡	梁山
蔚山郡	蔚山
東萊郡	東萊
金海郡	金海
昌原郡	馬山
統營郡	統營
固城郡	固城
泗川郡	泗川
南海郡	南海
河東郡	河東
山淸郡	山淸
咸陽郡	咸陽
居昌郡	居昌
陜川郡	陜川

黃海道(海州)

郡名稱	位置
海州郡	海州
延白郡	延安
金川郡	金川
平山郡	南川
新溪郡	新溪
甕津郡	馬山里
長淵郡	長淵
松禾郡	松禾
殷栗郡	殷栗
安岳郡	安岳
信川郡	信川
載寧郡	載寧
黃州郡	黃州
鳳山郡	沙里院
瑞興郡	瑞興
遂安郡	遂安
谷山郡	谷山

平安南道(平壤)

府郡名稱	位置
平壤府	平壤
鎭南浦府	鎭南浦
大同郡	平壤
順川郡	順川
孟山郡	孟山
陽德郡	龍溪里
成川郡	成川
江東郡	江東
中和郡	中和
龍岡郡	龍岡
江西郡	江西
平原郡	永柔
安州郡	安州
价川郡	价川
德川郡	德川
寧遠郡	寧遠

平安北道(新義州)

府郡名稱	位置
新義州府	新義州
義州郡	義州
龜城郡	龜城
泰川郡	泰川
雲山郡	雲山
熙川郡	熙川
寧邊郡	寧邊
博川郡	博川
定州郡	定州
宣川郡	宣川
鐵山郡	鐵山
龍川郡	龍巖浦
朔州郡	朔州
昌城郡	昌城
碧潼郡	碧潼
楚山郡	楚山
渭原郡	舊邑洞
江界郡	江界
慈城郡	慈城
厚昌郡	厚昌

江原道(春川)

郡名稱	位置
春川郡	春川
麟蹄郡	麟蹄
楊口郡	楊口
淮陽郡	淮陽
通川郡	通川
高城郡	高城
襄陽郡	襄陽
江陵郡	江陵
三陟郡	三陟
蔚珍郡	蔚珍
旌善郡	旌善
平昌郡	平昌
寧越郡	寧越
原州郡	原州
橫城郡	橫城
洪川郡	洪川
華川郡	華川
金化郡	金化
鐵原郡	鐵原
平康郡	平康
伊川郡	伊川

咸鏡南道(咸興)

府郡名稱	位置
咸興府	咸興
元山府	元山
咸州郡	咸興
定平郡	定平
永興郡	永興
高原郡	高原
文川郡	文川
德源郡	元山
安邊郡	安邊
洪原郡	洪原
北靑郡	北靑
利原郡	利原
端川郡	端川
新興郡	新興
長津郡	長津
豐山郡	豐山
三水郡	仲坪場
甲山郡	甲山

咸鏡北道(羅南)

府郡名稱	位置
清津府	清津
鏡城郡	鏡城
明川郡	明川
吉州郡	吉州
城津郡	城津
富寧郡	富寧
茂山郡	茂山
會寧郡	會寧
鍾城郡	鍾城
穩城郡	穩城
慶源郡	慶源
慶興郡	雄基

寧越、金城、春川、江陵、元山

木浦、光州、濟州

河東

成川、新安州、新義州、江界

津、雄基、會寧、三峰、大邱、木浦

州

春川、鐵原、原州、大田、江景

青、元山、江陵、×城津、會寧

定州、寧邊、江界、楚山、瑞興

安東、×義城、慶州、馬山、×密陽

浦、長興、濟州、南原、井邑、群山

事ノ事務「登録事務ハ除ク」ヲ

州、全州

平壤、新義州、海州、大邱

山浦、瑞興、安東、馬山

江界、中江鎭、厚昌

鎭、茂山、會寧

林部、女子蠶業講習所

屬醫院

地方行政區域名稱

京畿道(京城) 府郡名稱	位置
京城府	京城
仁川府	仁川
開城府	開城
高陽郡	京城
廣州郡	京安里
楊州郡	議政府
漣川郡	漣川
抱川郡	新邑里
加平郡	加平
楊平郡	楊平
驪州郡	驪州
利川郡	利川
龍仁郡	金良場
安城郡	安城
振威郡	平澤
水原郡	水原
始興郡	永登浦
富川郡	仁川
金浦郡	金浦
江華郡	江華
坡州郡	汶山
長湍郡	長湍
開豐郡	開城

忠清北道(清州) 郡名稱	位置
清州郡	清州
報恩郡	報恩
沃川郡	沃川
永同郡	永同
鎭川郡	鎭川
槐山郡	槐山
陰城郡	陰城
忠州郡	忠州
堤川郡	堤川
丹陽郡	丹陽

忠清南道(大田) 郡名稱	位置
公州郡	公州
燕岐郡	鳥致院
大田郡	大田
論山郡	論山
扶餘郡	扶餘
舒川郡	舒川
保寧郡	大川
青陽郡	青陽
洪城郡	洪州
禮山郡	禮山
瑞山郡	瑞山
唐津郡	唐津
牙山郡	溫陽
天安郡	天安

全羅北道(全州) 府郡名稱	位置
群山府	群山
全州郡	全州
鎭安郡	鎭安
錦山郡	錦山
茂朱郡	茂朱
長水郡	長水
任實郡	任實
南原郡	南原
淳昌郡	淳昌
井邑郡	井州
高敞郡	高敞
扶安郡	扶安
金堤郡	金堤
沃溝郡	群山
益山郡	裡里

全羅南道(光州) 府郡島名稱	位置
木浦府	木浦
光州郡	光州
潭陽郡	潭陽
谷城郡	谷城
求禮郡	求禮
光陽郡	光陽
麗水郡	麗水
順天郡	順天
高興郡	高興
寶城郡	寶城
和順郡	和順
長興郡	長興
康津郡	康津
海南郡	海南
靈巖郡	靈巖
務安郡	木浦
羅州郡	羅州
咸平郡	咸平
靈光郡	靈光
長城郡	長城
莞島郡	莞島
珍島郡	珍島
濟州島	濟州

慶尙北道(大邱) 府郡島名稱	位置
大邱府	大邱
達城郡	大邱
軍威郡	軍威
義城郡	義城
安東郡	安東
青松郡	青松
英陽郡	英陽
盈德郡	盈德
迎日郡	浦項
慶州郡	慶州
永川郡	永川
慶山郡	慶山
清道郡	清道
高靈郡	高靈
星州郡	星州
漆谷郡	倭館
金泉郡	金泉
善山郡	善山
尙州郡	尙州
聞慶郡	聞慶
醴泉郡	醴泉
榮州郡	榮州
奉化郡	乃城
鬱陵島	道洞

慶尙南道(釜山) 府郡名稱	位置
釜山府	釜山
馬山府	馬山
晋州郡	晋州
宜寧郡	宜寧
咸安郡	咸安
昌寧郡	昌寧
密陽郡	密陽
梁山郡	梁山
蔚山郡	蔚山
東萊郡	東萊
金海郡	金海
昌原郡	馬山
統營郡	統營
固城郡	固城
泗川郡	泗川
南海郡	南海
河東郡	河東
山清郡	山清
咸陽郡	咸陽
居昌郡	居昌
陜川郡	陜川
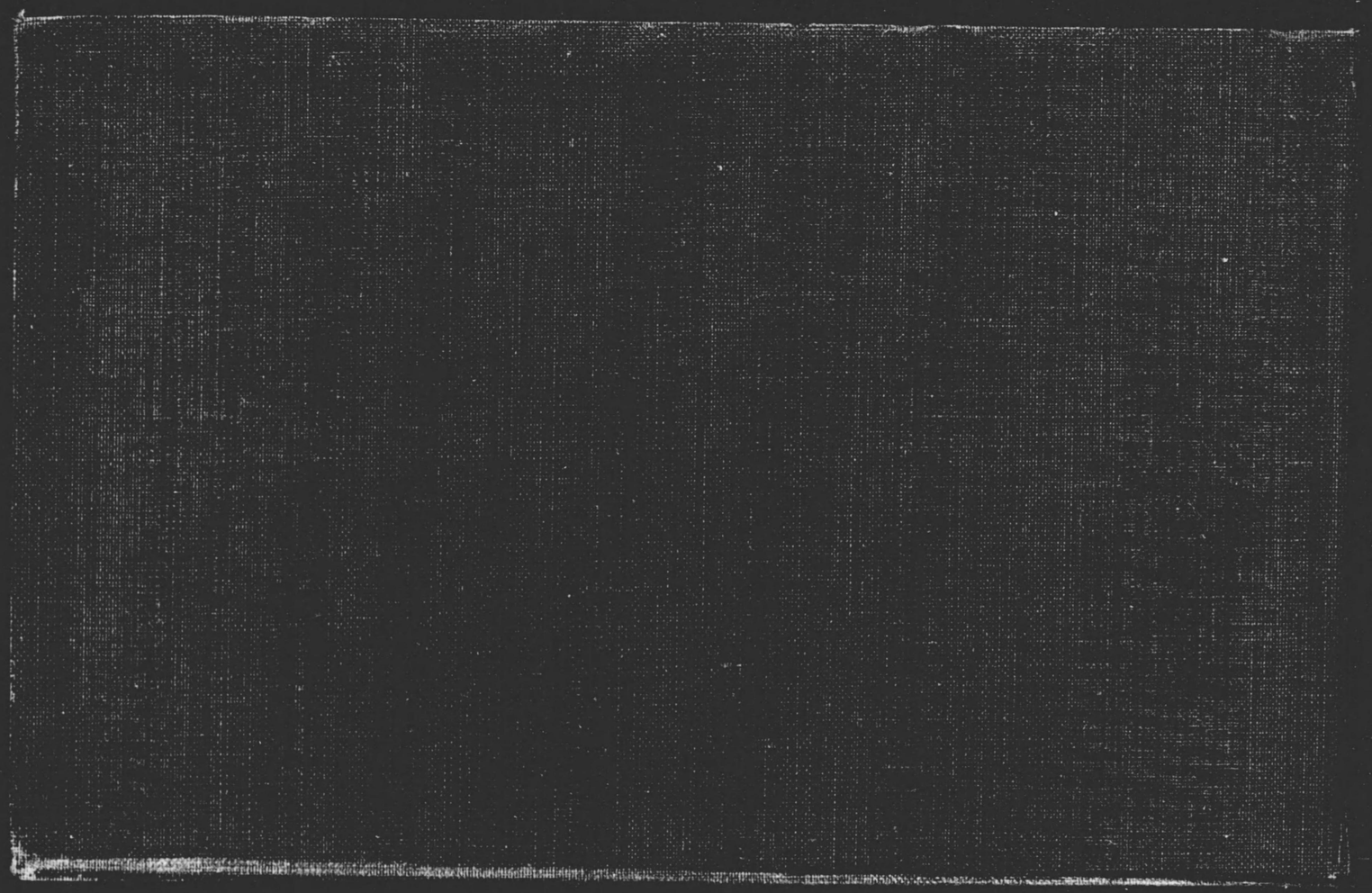
黄海道(海州 郡名稱	位
海州郡	海
延白郡	延
金川郡	金
平山郡	南
新溪郡	新
甕津郡	馬山
長淵郡	長
松禾郡	松
殷栗郡	殷
安岳郡	安
信川郡	信
載寧郡	載
黄州郡	黄
鳳山郡	沙里
瑞興郡	瑞
遂安郡	遂
谷山郡	谷